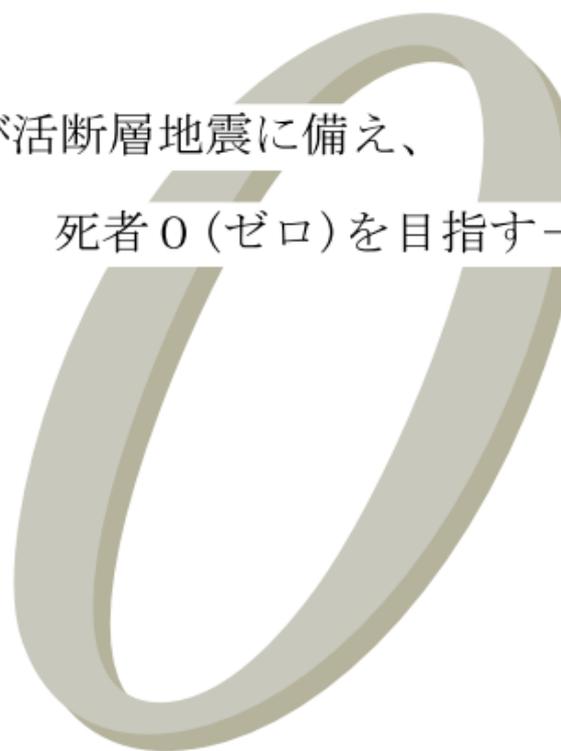


「とくしま-0作戦」 地震対策行動計画

(徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画)

—南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、
死者0(ゼロ)を目指す—

平成26年度改訂版



はじめに

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震津波により、東北地方を中心とした広い地域が甚大な被害となりました。

本県におきましても、近い将来の発生が危惧される「東海・東南海・南海」三連動地震について、東海地震に連動する場合、今後30年以内の発生確率が最大88%と非常に切迫しており、この地震が起こった場合、大きな揺れや津波による壊滅的な被害が予想されています。

このため、徳島県では、全国に先駆け「地震津波減災対策検討委員会」を設置し、「東日本大震災」の課題と教訓から、これまでの防災だけでなく、新たに「助かる命を助ける」減災の視点を加えた地震津波対策の抜本的な検討を進めて参りました。

加えて、本県を縦断する「中央構造線活断層帯」をはじめ、いつ、どこで発生するかわからない活断層地震への対策も喫緊の課題となっております。

そこで、これまで県が取り組んできた各種施策の検証を行うとともに、今後、早急に実施すべき対策を網羅した「『とくしまー0(ゼロ)作戦』地震対策行動計画(徳島県三連動・活断層地震対策行動計画)」を策定いたしました。

本計画では、最重要事項である「県民の皆様の生命を守る」ために、「東海・東南海・南海」三連動地震及び活断層地震に備え、死者0(ゼロ)を目指すことを基本理念として、地震津波対策を迅速かつ確実に実施していくこととしております。

また、「三連動地震、活断層地震での死者0(ゼロ)」を実現するためには、県民の皆様や事業者の方々をはじめ、市町村や県などがそれぞれの役割に応じて、主体的に地震津波対策に取り組むことが不可欠であり、「自助」、「共助」、「公助」が相互に連携・補完し、一体となってはじめて達成されるものと考えております。

県といたしましては、本計画に位置づけた各種施策を着実に推進し、県民の皆様が安全・安心を実感できますよう全力で取り組んで参りますので、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成24年3月

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

○「『とくしまー0(ゼロ)作戦』地震対策行動計画」の見直しについて

平成24年3月の計画策定後、「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」を制定したことから、平成25年10月に必要な見直しを行い、平成25年11月の「南海トラフ巨大地震被害想定(第二次)」、同年12月の「南海トラフ地震対策特別措置法」の施行などの状況変化を踏まえ、平成26年7月に見直しを行いました。

2 計画の理念

県民の尊い生命を守ることを最重要の課題として次の理念を掲げ、地震津波対策を推進します。

南海トラフ巨大地震及び活断層地震に備え、 死者0(ゼロ)を目指す

3 計画の位置づけ

- (1) 「いけるよ！徳島・行動計画(オンリーワン徳島行動計画)」の基本目標の一つである「安全安心・実感とくしま」を実現するための施策の推進方向を示すものです。
- (2) 平成24年12月に制定した「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第十条で規定する「県が実施する震災対策に関する施策をとりまとめた計画」として位置づけています。
- (3) 「徳島県地域防災計画(南海トラフ地震対策編及び直下型地震対策編)」において、県が実施する災害対応について、平常時から取り組む各種対策を示すものでもあります。

4 計画期間

これまでの対策を踏まえながら、中・長期的に取り組むべき課題も見据え、平成32年度までの計画とします。

また、特に平成27年度までの期間を「集中取組期間」と位置づけ、緊急かつ重点的に地震津波対策を推進します。

5 計画の進捗管理

毎年度、各施策の進捗状況を検証し、必要な場合、計画の見直しを行います。

また、検証・見直しにあたっては、外部の有識者からなる「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会」を設置し、委員からの意見や提言を適切に反映します。

6 計画の体系

5つの重点項目と37の分野別項目

項 目		頁
I	地震津波対策の計画的な推進	5
	1 東日本大震災の課題と教訓を踏まえた抜本対策の推進	5
	2 津波浸水予測等、被害想定の見直し	7
II	「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進	8
	1 県民防災力の強化	8
	(1) 県民防災意識の啓発	8
	(2) 学校における防災教育の推進	12
	(3) 防災を担う人材の育成	15
	(4) 自主防災組織の充実強化	18
	(5) 災害ボランティア活動の促進	20
	2 地震に強いまちづくりの推進	22
	(1) 木造住宅等の耐震化の促進	22
	(2) 公共建築物等の耐震化の推進	25
	(3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進	27
	(4) 公共土木施設等の地震対策の推進	30
	(5) 液状化対策の推進	33
	(6) 土砂災害対策の促進	35
	3 緊急的な津波対策の推進	37
	(1) 津波避難意識の向上	37
	(2) 津波避難訓練等の充実・強化	40
	(3) 津波避難困難地域の解消	42
	(4) 津波情報等伝達体制の強化	45
	(5) 海岸保全施設の整備推進	47
	4 行政の災害対応能力の強化	50
	(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上	50
	(2) 防災拠点施設の機能強化の推進	55
	(3) 防災訓練の充実強化	58
	(4) 防災情報・通信体制の強化	60
	(5) 広域的な連携強化	64
	(6) 行政の業務継続体制の確保	66
	5 被災者の迅速な救助・救出対策	69
	(1) 救助・救急医療体制の充実強化	69
	(2) 孤立化対策の推進	73
	(3) 緊急輸送体制の整備推進	75
	6 災害時要援護者対策の推進	78

Ⅲ	生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策	81
	(1) 避難所運営体制等の整備	81
	(2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立	84
	(3) ライフライン対策の推進	86
	(4) 生活環境対策の促進	90
	(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進	92
Ⅳ	震災に強い産業対策・社会づくりの推進	95
	(1) 企業における防災対策の推進	95
	(2) 農林水産業における防災対策の推進	98
	(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築	100
Ⅴ	復興まちづくりの検討	102
	(1) 復興まちづくりの検討	102

7 取り組み事業数

	(内 訳)				(参 考)
	新規事業数 (数値目標)	改善事業数 (数値目標)	継続事業数 (数値目標)	総事業数 (数値目標)	旧計画※事業数 (数値目標)
H24	172 (87)	66 (62)	114 (35)	352 (184)	190 (79)
H25	31 (22)	15 (3)	337 (184)	383 (209)	
H26	12 (10)	13 (3)	370 (209)	395 (222)	

※旧計画：徳島県地震防災対策行動計画(H18～)

【凡例等】

- 「集中取組期間」は、平成23年度から平成27年度までの5年間とし、各年度ごとに区切って、詳細に計画をしています。
- できるだけ「数値目標」を設定し、より実効性のある計画となるよう配慮しました。
また、数値目標の参考となるよう、平成22年度までの実績等があるものについては、併せて記載しました。
- 平成26年7月の改善見直しにより、
 - ・ 新規に追加した事業項目については、2重下線
 - ・ 改善見直しを行った事業項目については、1重下線
を付記しました。

I 地震津波対策の計画的な推進

1 東日本大震災の課題と教訓を踏まえた抜本対策の推進

未曾有の広域災害となった「東日本大震災」の課題と教訓を踏まえ、本県で切迫する南海トラフ巨大地震に備える地震津波対策の抜本的な見直しを行います。

【取り組み】

①「地震津波減災対策検討委員会」による抜本対策の検討

「地震津波減災対策検討委員会」を設置し、東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、南海トラフ巨大地震に備える抜本的な対策を検討する。

〈23年度に設置〉

②国に対する「徳島発の政策提言」の実施

南海トラフ巨大地震に備える地震津波対策の推進について、「徳島発の政策提言」を行い、地震津波対策に係る財政措置の拡充等、国の予算への的確な反映を行う。

〈あらゆる機会を捉えて提言〉

③「徳島県地域防災計画」の見直し

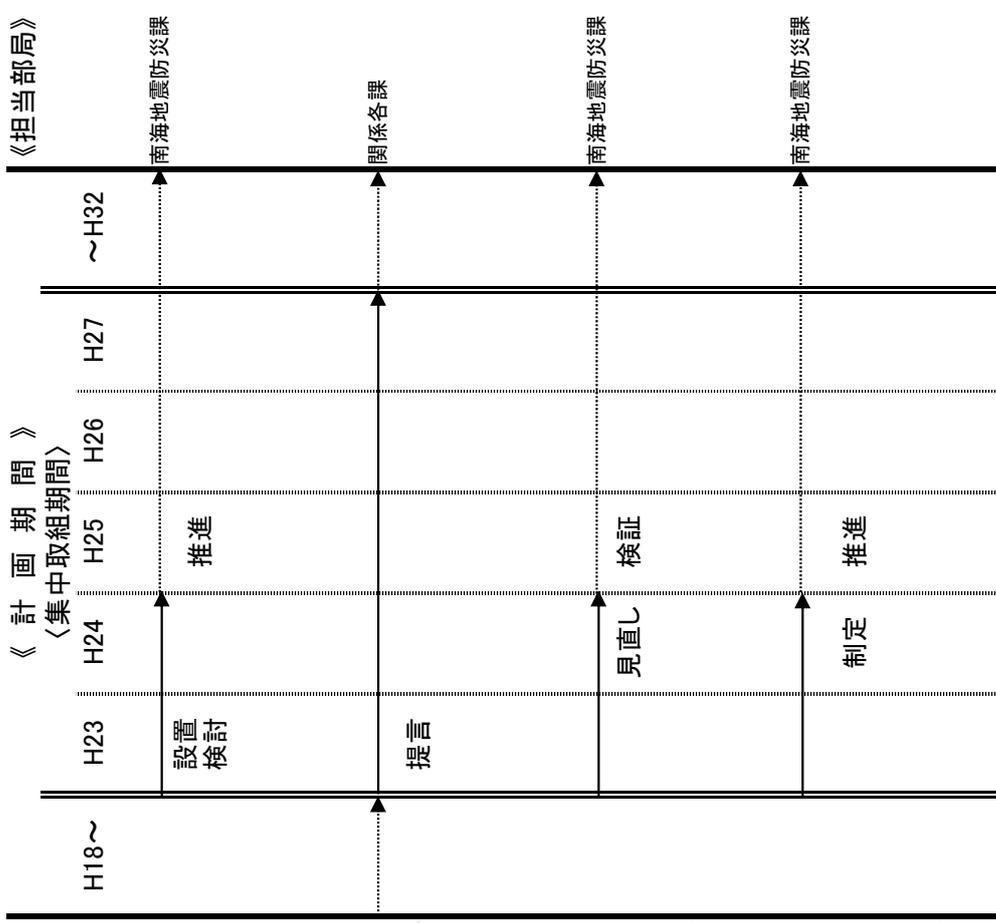
本県における地震津波災害に備えるため、東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、県や関係機関の役割等を検証し、「徳島県地域防災計画」の見直しを行う。

〈24年度に見直し・以後、毎年度検証〉

④「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」の制定

南海トラフ巨大地震や活断層直下型地震に県民一丸となって備える、本県の地震津波対策の指針となる「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」を制定する。

〈24年度に制定〉



⑤特定活断層調査区域の指定

「命を守るとくしま-0(ゼロ)作戦条例」で規定する「特定活断層調査区域」を指定する。

〈25年度に指定〉

⑥津波防災地域づくり法に規定する津波災害警戒区域等の指定

市町村が行う津波防災地域づくりを支援するため、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域を指定する。

〈25年度に津波災害警戒区域を指定〉

⑦「市町村による津波防災地域づくり法に規定する推進計画」の作成の支援

市町村による津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画の作成が円滑に行われるよう指針を策定するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努める。

〈25年度に推進計画作成指針を策定〉

⑧南海トラフにおける観測体制整備及び観測情報活用の推進

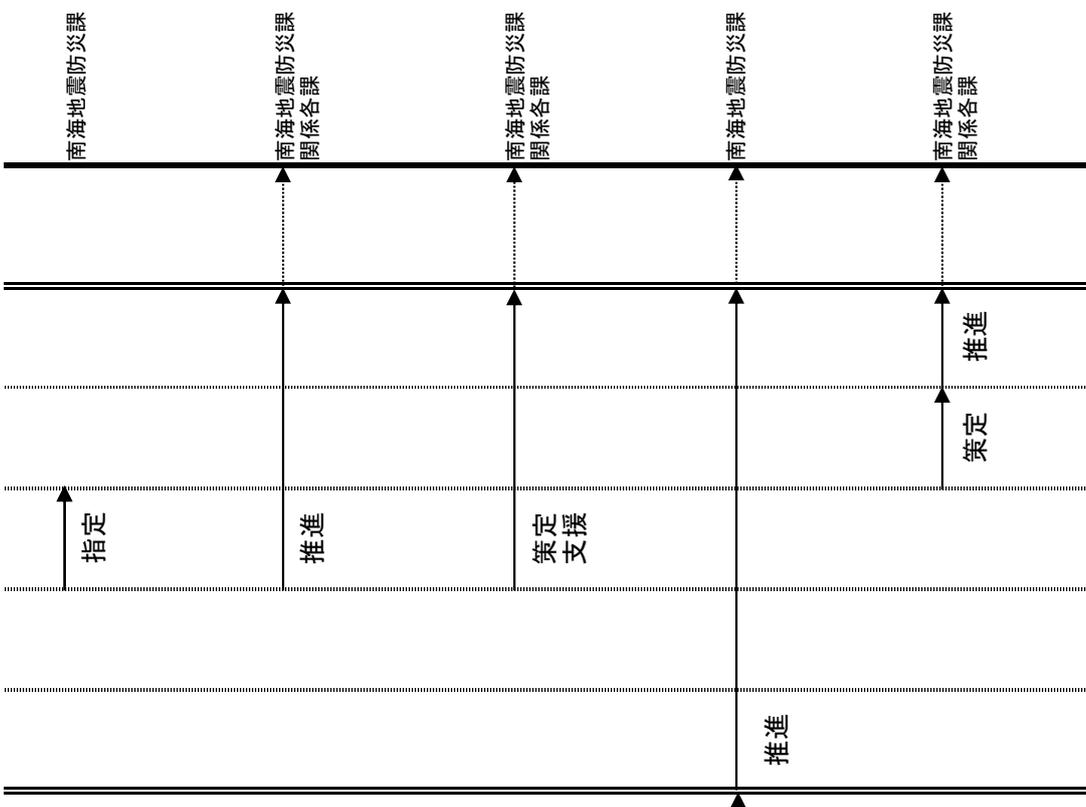
国が進める「南海トラフの地震・津波観測監視システム(DONET)」の早期整備に協力・支援するとともに、その観測情報の防災・減災対策への活用について検討を行う。

推進

⑨「国土強靱化地域計画」の策定

国土強靱化基本法で規定する国土強靱化地域計画(大規模自然災害に関する)を策定する。

〈26年度に地域計画を策定〉



2 津波浸水予測等、被害想定の見直し

東日本大震災を踏まえ、「避難場所」や「避難路」の見直しなど、具体的な防災・減災対策を検討するための基礎となる南海トラフ巨大地震を想定した津波浸水予測等、被害想定の見直しを行います。

【取り組み】

①三連動地震を想定した「津波高暫定値(暫定浸水予測図)」の公表

東日本大震災を踏まえ、本県独自で、発生するおそれがある三連動地震を想定した「津波高暫定値(暫定浸水予測図)」を公表する。

〈23年度に公表〉

②「津波浸水予測調査」の実施

最新の地形データの収集・作成を行い、国が公表する「南海トラフにおける巨大地震の震源モデル」等を踏まえ、「暫定津波高(暫定浸水予測図)」を補正し、公表する。

〈24年度に公表〉

③「地震動被害想定調査」の実施

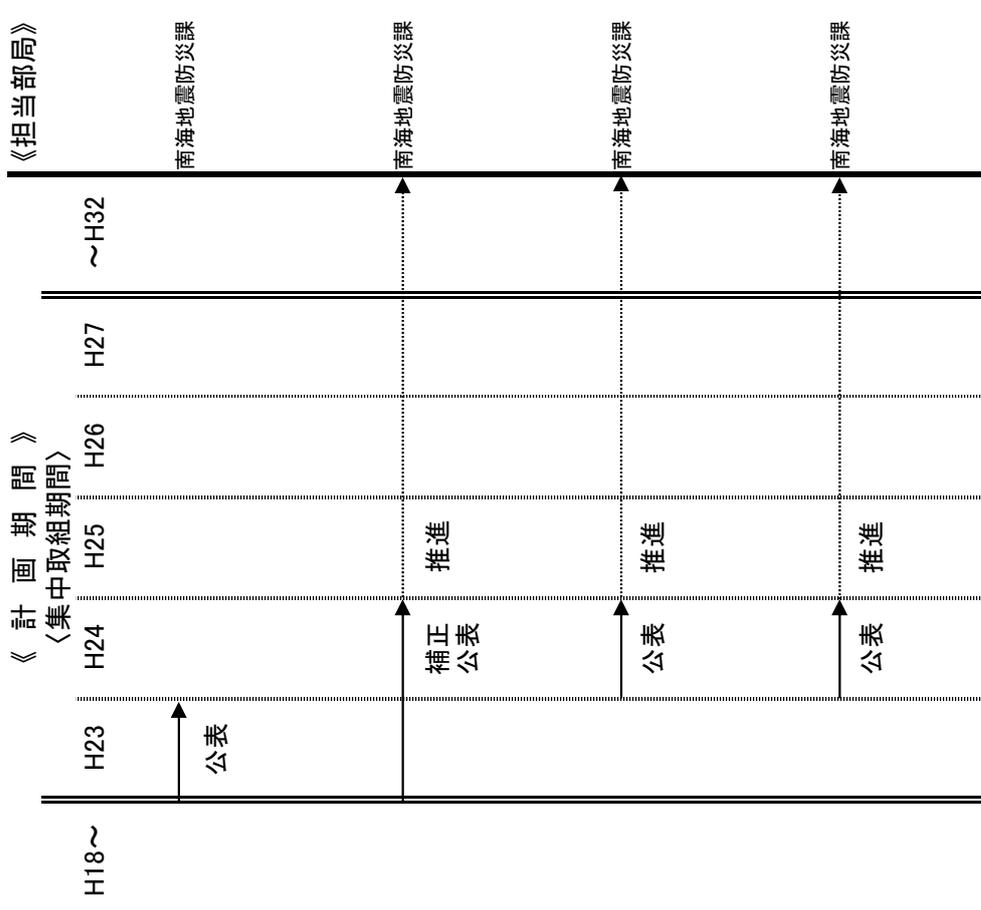
南海トラフ巨大地震を想定した、震度や液状化をはじめ、人的・物的被害等の被害想定を実施、公表する。

〈24年度に公表〉

④「中央構造線活断層帯」の位置図の公表

巨大地震断層に備えるため、本県を縦断する「中央構造線活断層帯」の詳細な位置図を公表する。

〈24年度に公表〉



II 「助かる命を助ける」防災・減災対策の推進

1 県民防災力の強化

(1) 県民防災意識の啓発

大規模災害時において、自らの生命・身体・財産を守り、被害を最小限に抑えるためには、災害を県民一人ひとりが自らのリスクとしてとらえ、実際の行動に移すことが重要です。
 このため、県民、自主防災組織、ボランティア、企業、医療・福祉機関、行政などが連携協力し、県全体の防災力向上のため、防災意識の高揚を図り、具体的な防災行動の実践へとつなげていく県民運動を展開します。
 また、県立防災センターの一層の利用促進を図り、災害に強い県民の育成を推進します。

【取り組み】

①とくしま地震防災県民会議の設置・運営

県民、自主防災組織、企業、医療、福祉、行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行うため、県民会議を設置し、県民運動を展開する。

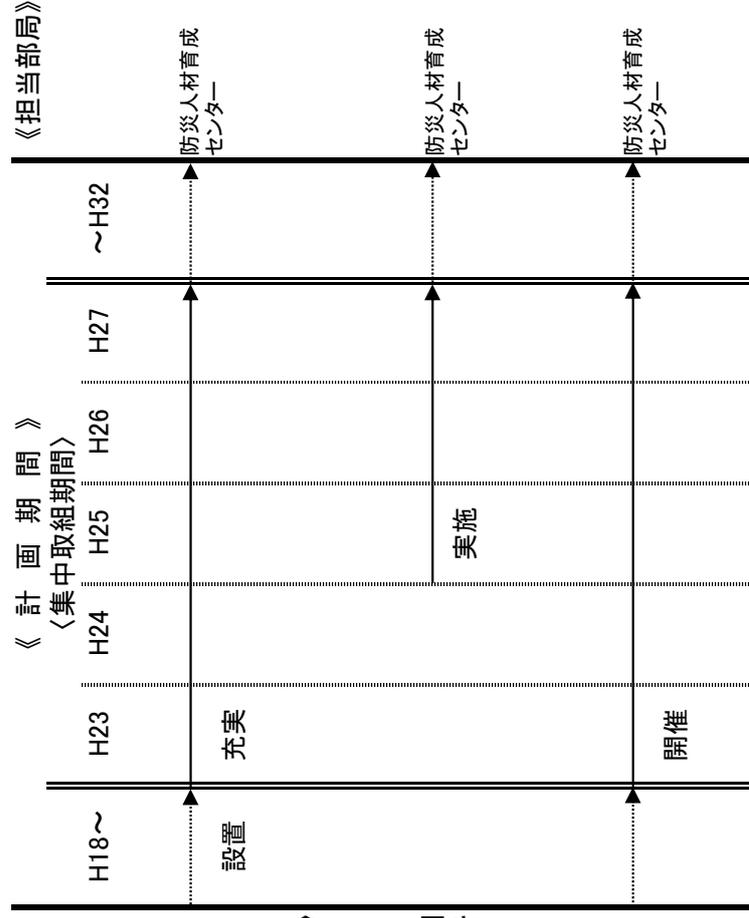
〈18年度に設置〉

②「徳島県震災を考える日」等に因んだ啓発の実施

県民に「震災」について学び、理解を深めてもらうため、「徳島県震災を考える日」及び「徳島県震災を考える週間」にあわせて、県立防災センターにおいて「震災」をテーマに企画展示等を開催し、啓発を実施する。

③「とくしま防災フェスタ」の開催

子どもから大人まで幅広い年齢層が参加して地震防災について学ぶ、「とくしま防災フェスタ」を開催し、防災意識の向上を目指す。



④「とくしま地震防災県民憲章」による県民防災意識の啓発

「とくしま地震防災県民憲章」に基づき、自助・共助・公助それぞれの役割に応じた地震津波への備えの重要性を啓発する。

⑤男女共同参画による県民防災力の向上

男女共同参画による防災訓練等の実施など、きめ細かい防災・減災対策を推進し、県民防災力の向上を図る。

⑥講演会等を活用した啓発活動の実施

講演会やシンポジウムを定期的に開催し、地震防災知識の普及啓発活動を実施する。

⑦「とくしまー〇(ゼロ)作戦」防災出前講座の開催

地域の隅々まで防災に関する知識の普及や防災意識を浸透させるため、地域の寄り合いや事業所の研修会などで防災講座を開催する。

〈講座の開催250カ所／年〉

⑧啓発パンフレット等の作成・充実

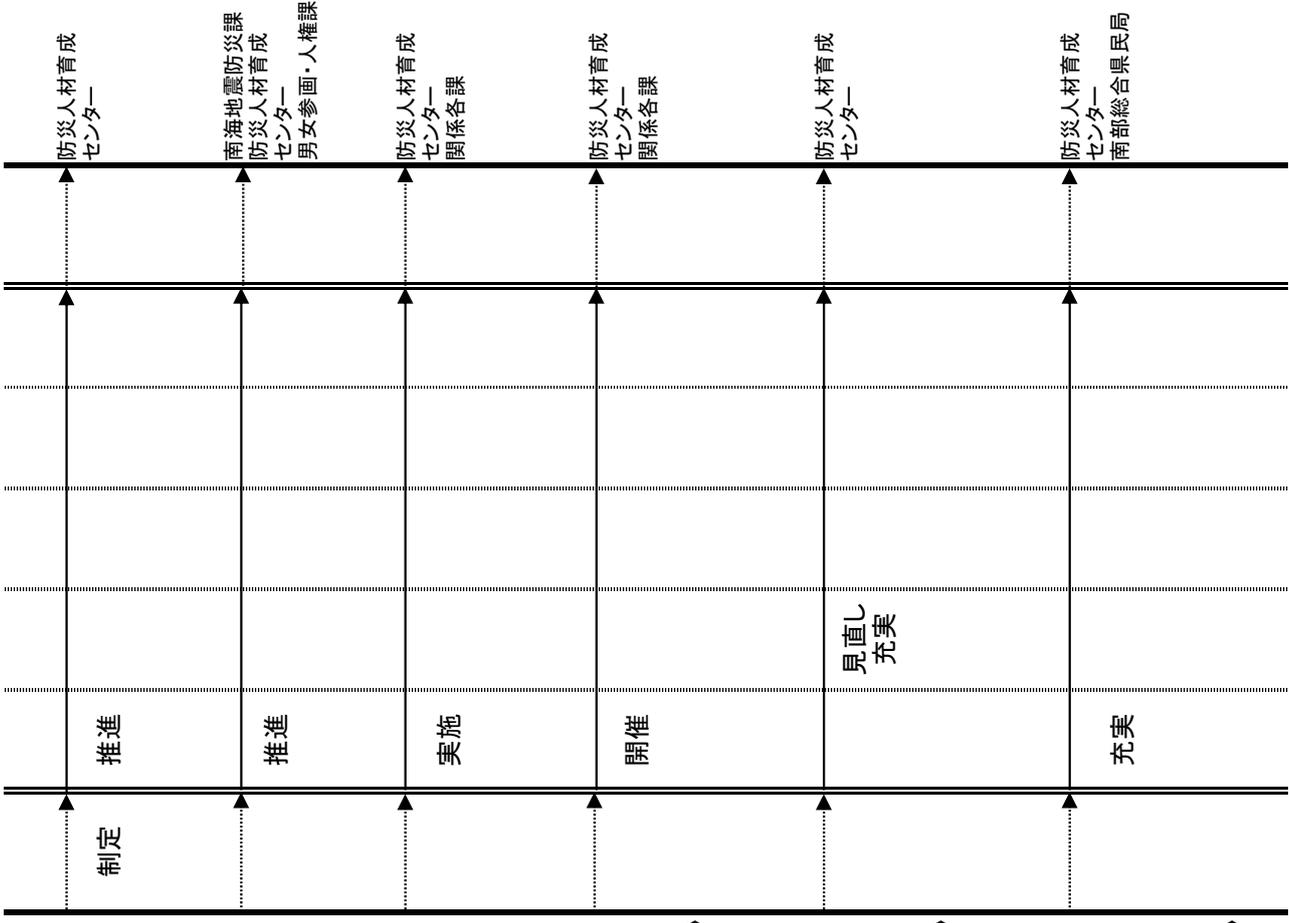
南海トラフ巨大地震等に関する知見や新たな被害想定等を盛り込んだ、県民に分かりやすい啓発資料となるよう、パンフレットや県ホームページ「安心とくしま」の見直し・充実を図る。

〈24年度に見直し〉

⑨県立防災センターや南部防災館における防災啓発の充実

県立防災センターや南部防災館の体験施設や展示内容をより充実するとともに、施設を利用した企画展等を開催することにより、防災啓発を充実する。また、自主防災組織や防災関係団体に会議室等施設の活用を促進し、活動の活性化を支援する。

〈県立防災センター利用者数5万人程度／年(移動防災センター含む)〉



⑩移動防災センターの実施

県立防災センターの展示・地震体験車を活用し、地域やイベントに出向く移動防災センターを開催し、県民の防災意識の向上を図る。

〈移動防災センター開催150回/年〉

⑪公募による県立防災センターの啓発展示の充実

民間事業者や防災関係団体等から防災用品等の展示内容を公募し、広く県民や自主防災組織等に紹介する。

〈2回公募/年〉

⑫防災マップによる啓発活動の促進

災害の危険性等を知らせる、市町村の防災マップの作成による、啓発活動を促進する。また、県が行う南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえた防災マップの見直しを支援する。

〈25年度までに全市町村で見直し〉

⑬地震防災県民意識調査の定期的実施

県民の防災意識に関する現状を把握・分析し、今後の防災対策に反映するため、県民意識調査を定期的の実施する。

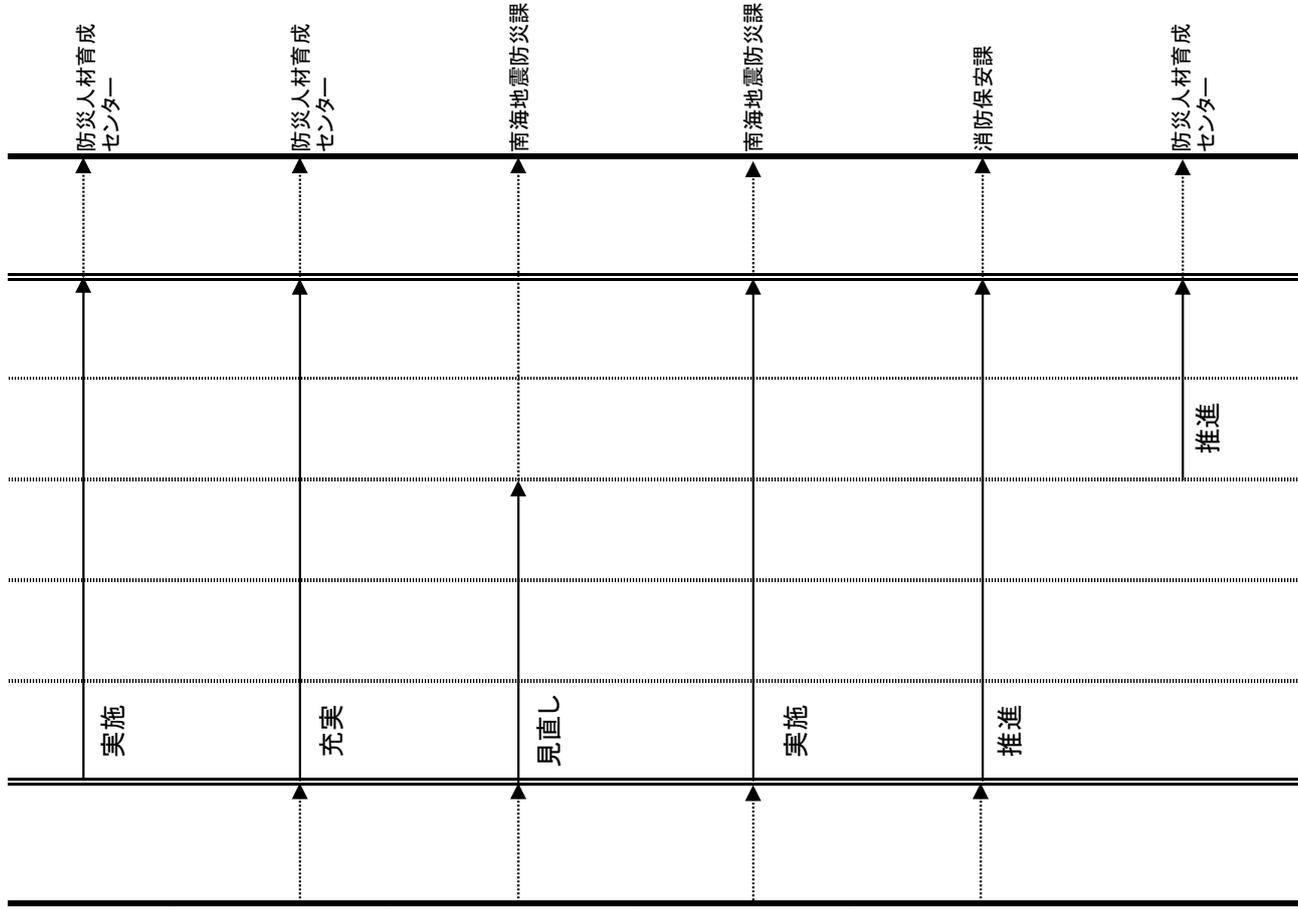
〈3年ごとに実施〉

⑭火災予防啓発の推進

住宅用火災警報器をはじめとする防災機器の設置の促進を通して、日頃から火災に対する心構えを持つことにより、地震発生後の出火などに的確に対応し、火災による犠牲者を出さない火災予防意識を醸成する。

⑮「自分の命は自分で守る」県民運動の推進

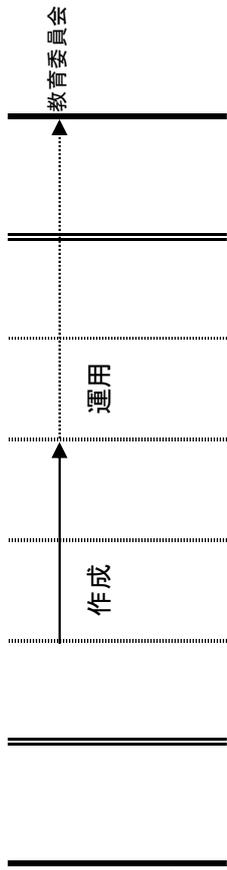
「FCP(家族継続計画)」を提唱し、自分の家族を守る「自助」に向けた県民の防災意識の向上を図る。



⑩文化財ハザードマップの作成

徳島県津波浸水想定を基に、国・県指定等文化財ハザードマップを作成し、国・県指定等文化財所有者の意識啓発を図ることによって、文化財を津波浸水被害から守る。

〈25年度までに作成〉



(2) 学校における防災教育の推進

災害発生時における児童・生徒の安全を確保するためには、児童・生徒、教職員等が防災についての正しい知識を身につけ、適切に対応することが重要です。
 このため、児童・生徒に対する防災教育を推進するとともに、学校における防災体制を充実します。

【取り組み】

① 防災教育推進モデル校による防災教育の実践

地震に関する防災教育の推進モデル校をゾーン別(都市部、山間部、沿岸部)に指定し、児童・生徒の防災対応能力の向上を図るとともに、地域と連携した防災ボランティア活動の実践力を育成する。
 〈21年度までに24校を指定〉

② 「学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト」の養成

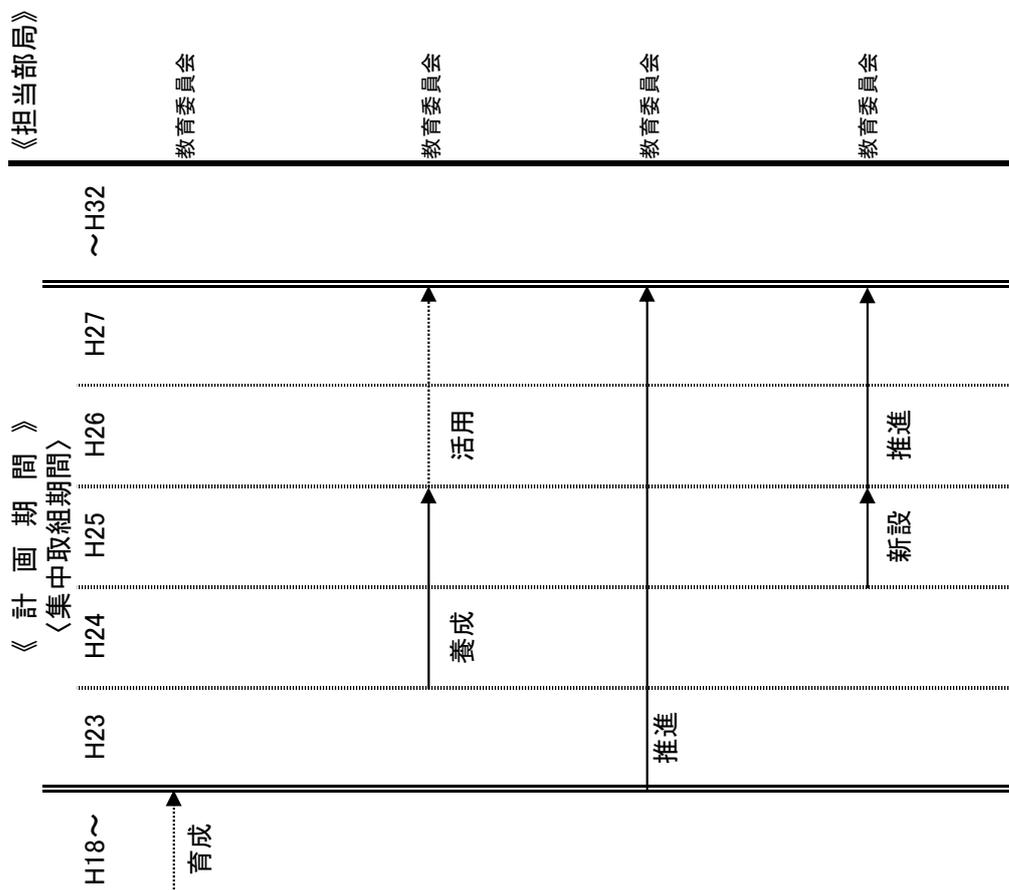
学校・家庭・地域の連携を図り、地域の絆づくりのもと防災学習を推進するため、キーパーソンとなる「学校・家庭・地域連携支援スペシャリスト」を養成する。
 〈25年度までに20人養成〉

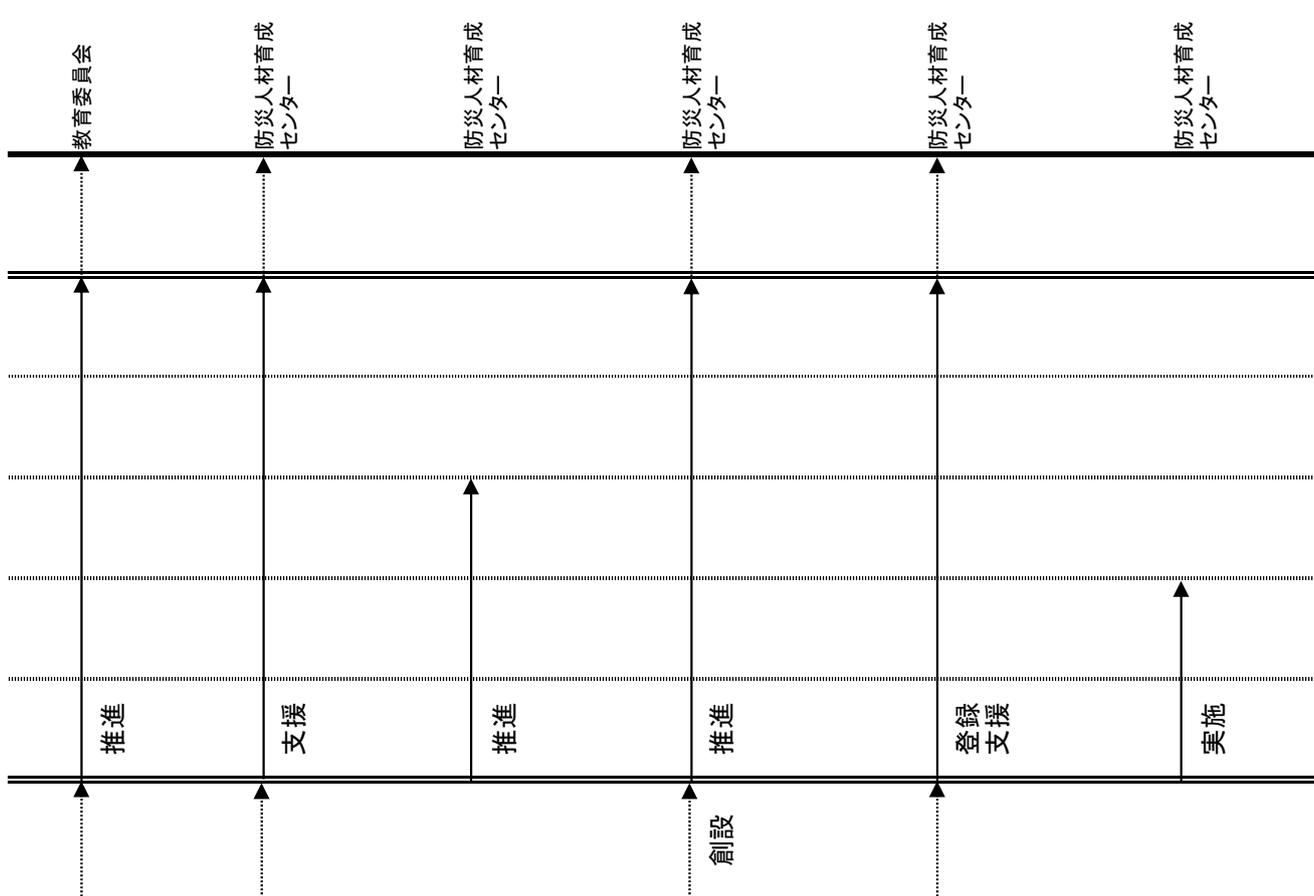
③ 県立高校における「防災クラブ」の設置

「学校防災ボランティア推進事業」として、「防災クラブ」の設置を進め、高校生の防災ボランティアや地域と連携した防災活動を実施し、学校と地域の防災力を高める。
 〈23年度に事業開始 → 27年度までに20校以上〉

④ 中学校における「防災クラブ」の設置

「学校防災ボランティア推進事業」として、中学校に「防災クラブ」の設置を進め、防災活動の知識・技能を身につけるとともに、将来の地域防災の担い手を育成する。
 〈25年度に10校で設置〉





⑤インターネットを活用した防災教育の推進

防災意識の高揚や充実した学習指導のため、防災教育ホームページを作成し、インターネットを活用した防災教育を推進する。

⑥県立防災センターによる防災教育に対する支援

県立防災センターの機能等を活用し、防災教育を実施する教員からの相談に応じる窓口の設置や啓発資料の作成・提供、学校への講師派遣(まなぼうさい教室)など、学校における防災教育を支援する。

⑦「地域連携防災教育推進モデル事業」の実施

学校と地域の連携による防災教育を、積極的に推進する市町村をモデル的に支援する。

〈23年度にモデル事業開始 → 5市町村/年〉

⑧活発な防災活動を実施する小中学校等の顕彰

「県まなぼうさい活動賞」を創設し、実践的な防災活動に熱心かつ継続的に取り組み、他のモデルとなる小中学校等を顕彰するとともに、活動事例をホームページ等で広く周知し、学校における防災活動の推進を図る。

〈21年度に創設〉

⑨「防災教育推進パートナー」の登録・支援

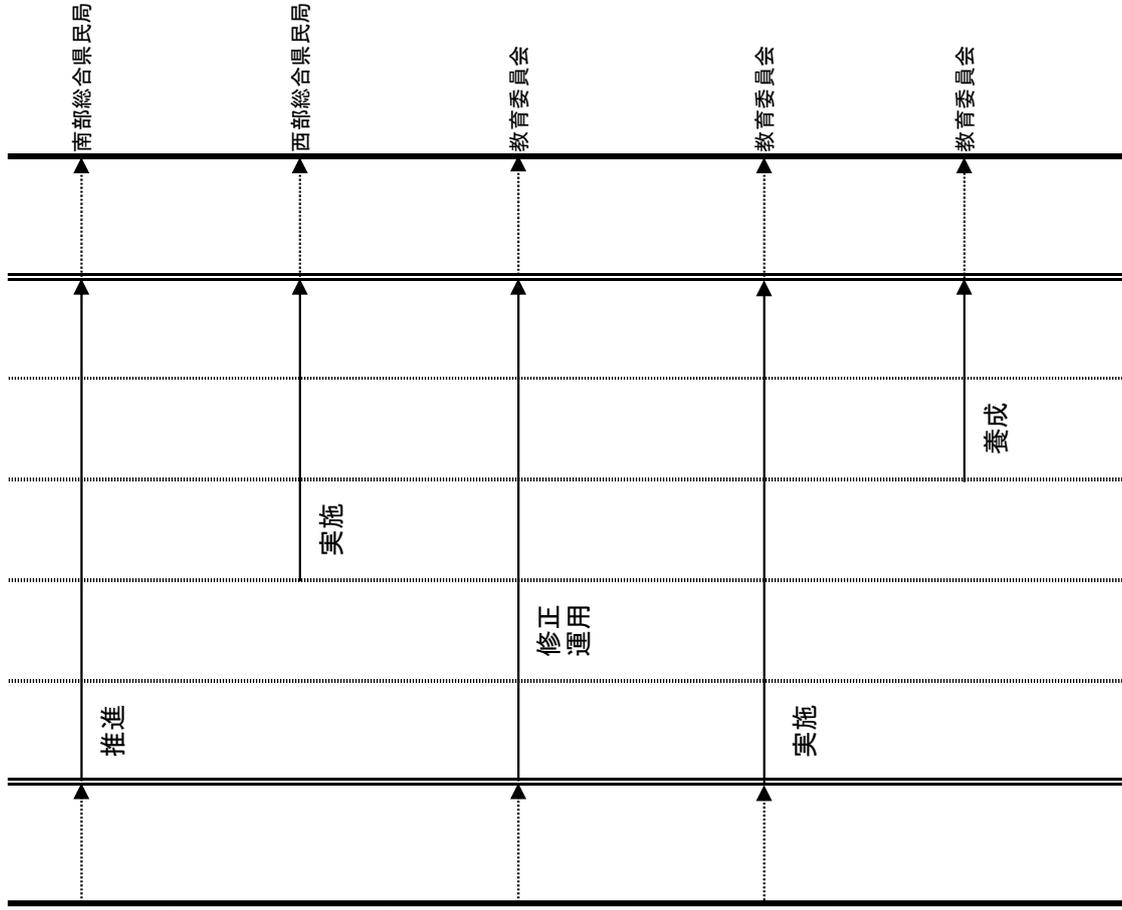
県立防災センターにおいて、防災教育に特に関心がある教員を「防災教育推進パートナー」として登録し、定期的な防災情報の提供や研修会の開催など、防災スキル向上のための支援を行う。

〈H22:111人 → 27年度までに600人登録〉

⑩NPOとの連携による防災教育の実践

NPO法人「ホワイトベース」と連携し、小中学校等における独自の避難訓練(避難シミュレーション)を実施するなど、実践的な防災教育の推進を図る。

※「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の採択事業



- ⑪ **南部圏域における防災教育の推進**
「防災絵本」などを利用した防災講座や南部防災館を活用した体験学習、防災訓練等を行い、学校や地域の中で子どもたちの防災力を育む取り組みを支援する。
〈子どもを対象とした講座、訓練等の開催55回／年(H26)〉
- ⑫ **「にし阿波・未来の防災リーダー」育成支援**
未来の防災リーダーを育成するため、中学・高校生を対象にした実践的な訓練を実施する。
〈25年度から実施〉
- ⑬ **学校防災管理マニュアルの修正・運用**
新たな「被害想定」や「地震津波対応のガイドライン」(文部科学省)を参考に、学校防災管理マニュアルの修正を行い、各学校において「学校防災計画」を見直し、学校の防災力を高める。
〈24年度に修正〉
- ⑭ **教職員の防災研修の実施**
学校において防災教育の推進を図るため、防災に関する研修等を実施する。
〈全学校で、毎年度実施〉
- ⑮ **防災スペシャリストティーチャーの養成**
学校における災害対応能力の向上及び地域の防災力の向上に資することを目的として、防災士の資格をもった教員である「防災スペシャリストティーチャー」を養成する。

(3) 防災を担う人材の育成

切迫する南海トラフ巨大地震に備え、自分の命は自分で守る(自助)ためには、県民一人ひとりが防災の正しい知識を身につけ、日頃から実践的な訓練を行うことが重要です。
 このため、幼少期からの防災教育をはじめ、県民の誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、防災を担う人材の育成を総合的に推進します。

【取り組み】

①「防災人材育成センター」の設置

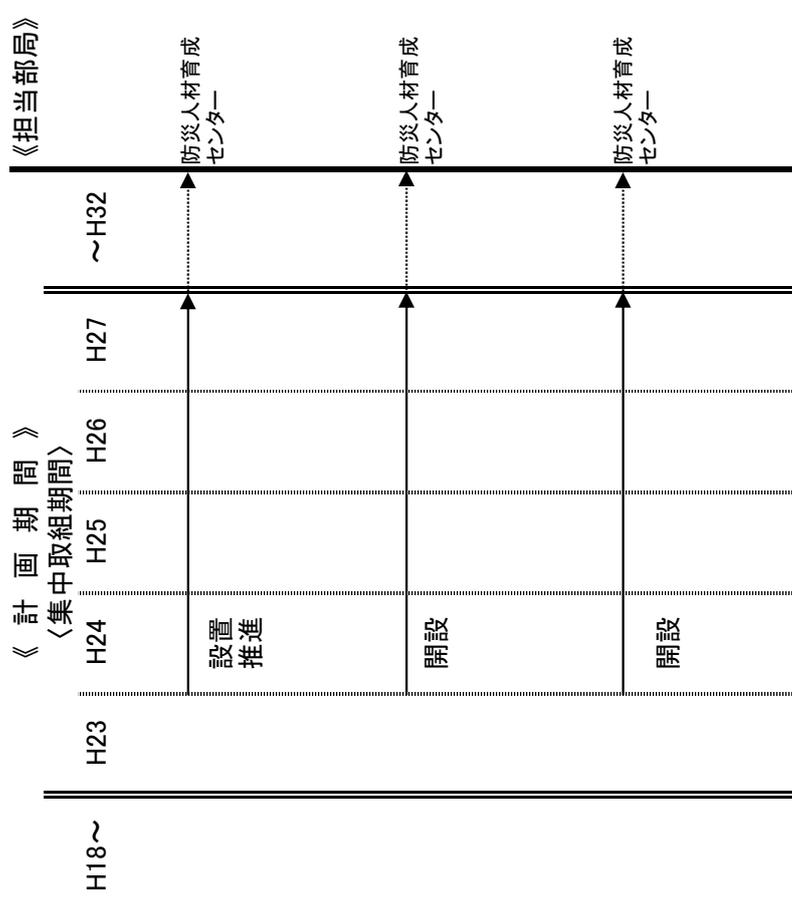
学校における防災教育の推進等、防災を担う人材を総合的に育成する「防災人材育成センター」を設置する。
 〈24年度に設置〉

②「防災生涯学習コース」の開設

「防災人材育成センター」と「まなびーあ徳島」等が連携協力し、県民の誰もが自発的に防災について学ぶことができる「防災生涯学習」体制の整備を進める。
 〈24年度に開設〉

③「防災学習ライブラリー」の開設

県民がいつでも、地域や家庭で防災について自主的に学ぶことができるよう、県立防災センターに各種講座等を収録したDVDを貸し出す「防災学習ライブラリー」を設置する。
 〈24年度に開設〉



④防災の専門性の高い「地域防災推進員」の養成

自主防災組織の結成促進と活性化を図り、地域の防災力を向上させるため、「防災士」の受験資格も得られる専門的な講座を開講し、「地域防災推進員」を養成する。

〈H22:202人 → 養成修了者27年度までに累計700人〉

⑤自主防災組織リーダー研修会の実施

自主防災組織の機能を高め、活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダーを対象に実践的な研修を実施する。

⑥市町村が行う人材養成の支援

「防災人材育成センター」が主体となって、市町村が行う防災に関する人材養成の促進を支援する。

⑦「震災対策推進パートナー」の育成

県職員等からの有志を募り、それぞれの者が居住する地域において、自主防災組織の結成促進や活動の活性化等、地域防災力の強化について地域に働きかける「震災対策推進パートナー」を育成する。

〈H22:335人 → 27年度までに500人育成〉

⑧「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上

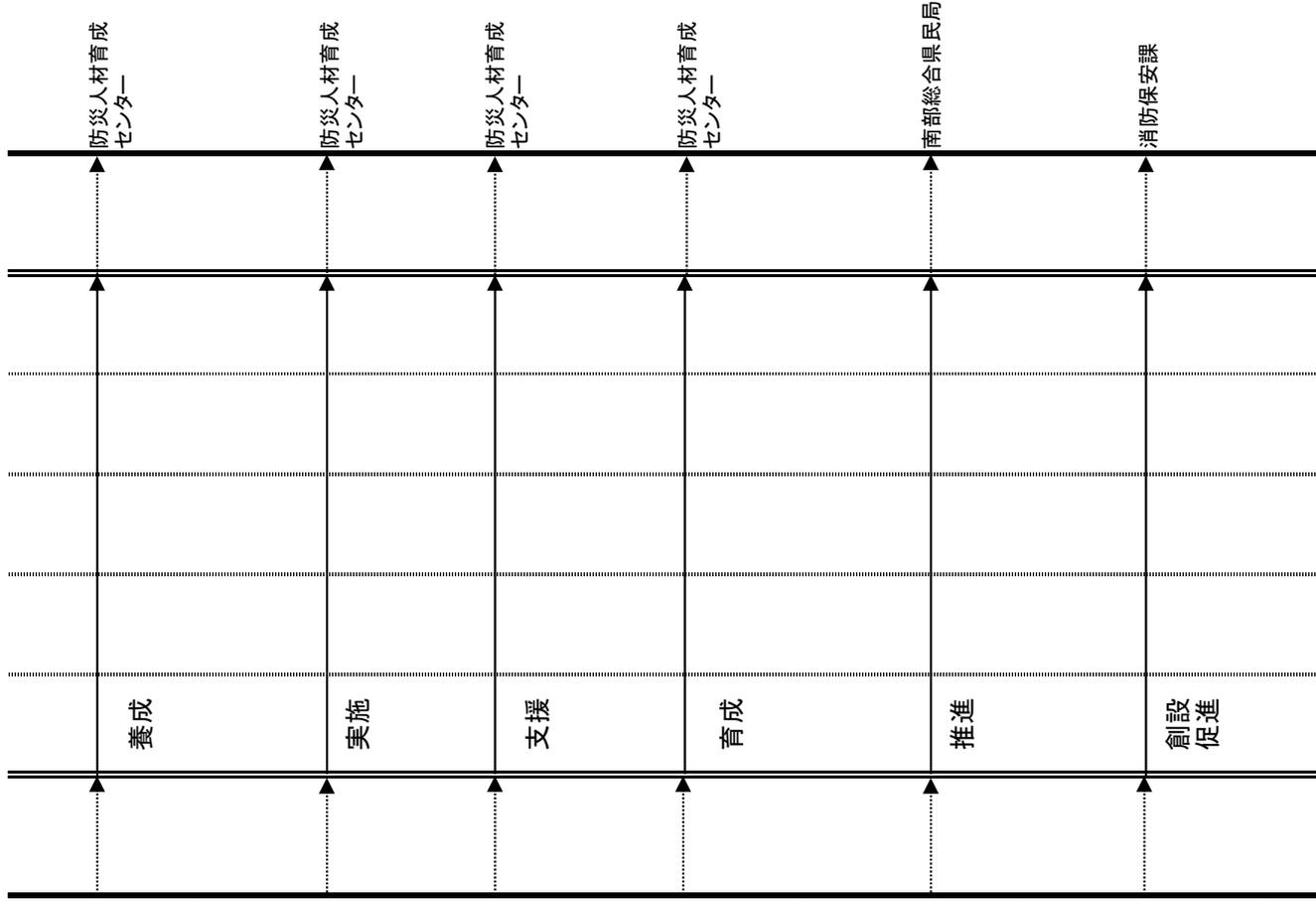
自主防災活動に関する相談・助言や防災リーダーの育成等、「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上のための研修・講座等を開催する。

〈南部防災館での研修・講座等受講者数1,000人以上/年〉

⑨消防団員の確保促進

地域防災の要である消防団の充実強化を図るため、加入促進の取組を行うとともに、表彰制度の創設などによる消防団協力事業所の積極的な拡大を推進し、団員確保を促進する。

〈23年度に消防団活動に貢献した事業所の表彰制度創設〉



⑩青少年消防クラブの活性化や交流の促進

地域における「将来の地域防災の担い手」である青少年消防クラブの活性化を消防団等と協力して推進するとともに、「全国青少年消防クラブ交流大会（仮称）」の誘致などにより、交流を促進する。

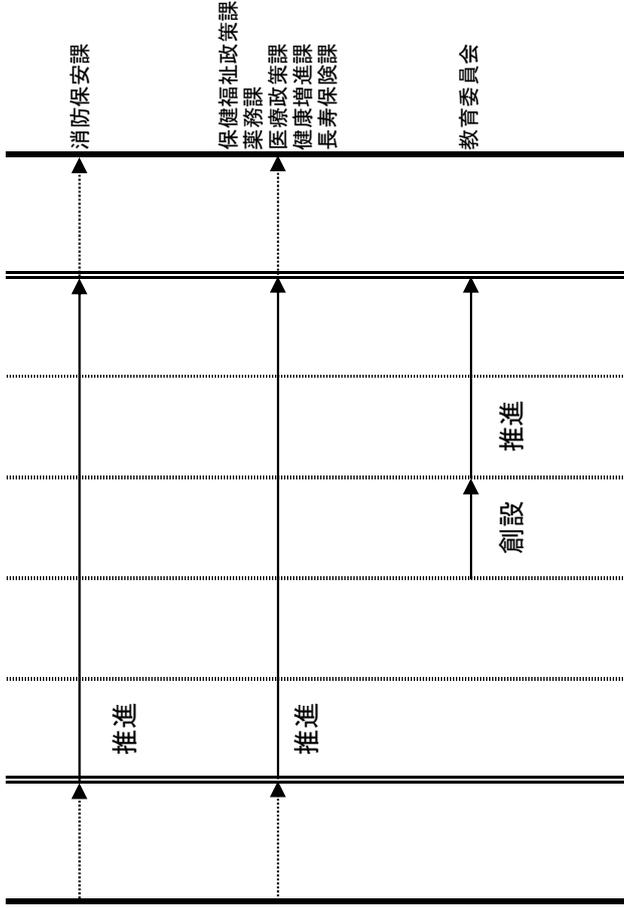
⑪医療・保健・福祉等の分野の「災害時コーディネーター」の配置

医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター」の配置を推進する。

⑫「教員OB防災ボランティア制度」の創設

発災時の学校避難所の運営支援と早期の学校再開を支援する「教員OB防災ボランティア制度」を創設し、教員OBの登録を行う。

〈25年度に創設し100名以上を登録〉



(4) 自主防災組織の充実強化

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づいて、地域住民が自主的に結成する組織であり、地域防災力を高めるためには、自主防災組織の結成促進と充実強化が必要です。
このため、市町村と連携し、自主防災組織の結成促進と防災訓練等活動の活性化を支援します。

【取り組み】

① 自主防災組織の結成及び訓練等活動の促進

市町村が行う自主防災組織の結成や活動の活性化を支援する。

〈H22:87.0% → 26年度までに自主防災組織率100%〉

② 自主防災組織が活用する資機材等の整備促進

(財)自治総合センターのコミュニティ助成事業等を活用し、災害時や訓練に自主防災組織が活用する資機材等の整備を促進する。

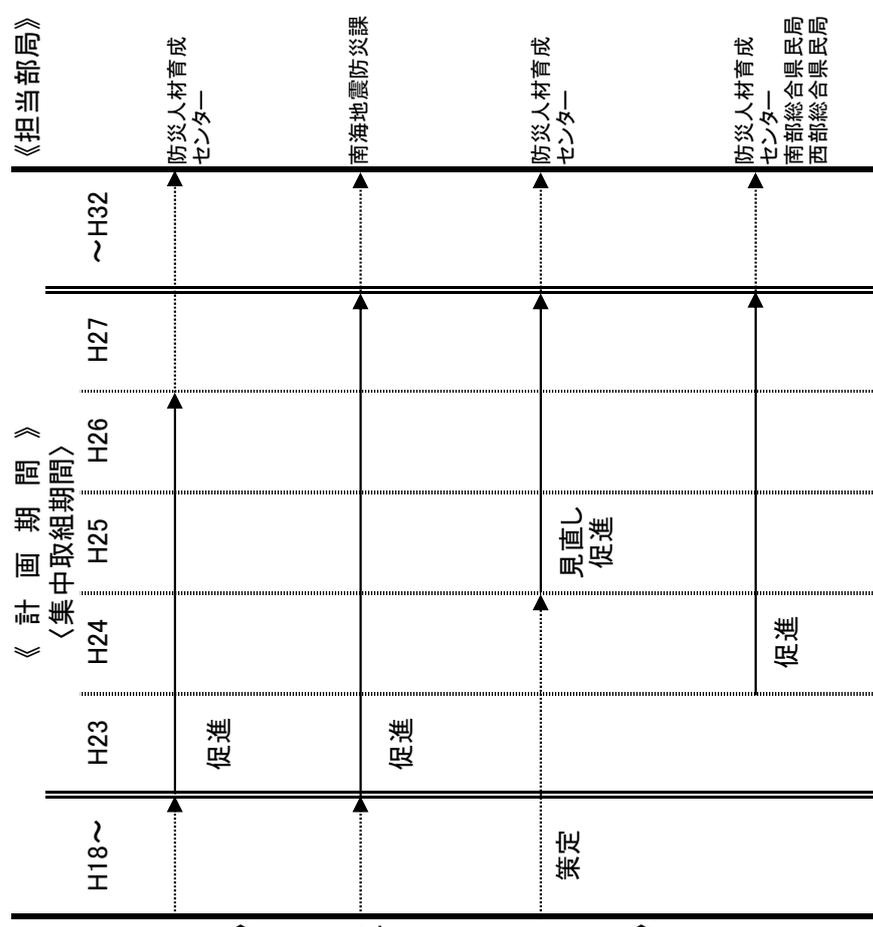
③ 「自主防災組織活動マニュアル」の見直し・活用促進

南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、「自主防災組織活動マニュアル」を見直し、市町村や地域での活用を促進する。

〈18年度に策定 → 25年度に見直し〉

④ 自主防災組織の活動の活性化(「集団の活力評価法」の導入)

自主防災組織の活動状況を、「集団の活力評価法(Si法)」を導入し、客観的な指標により評価を行い、活動の活性化促進の目標とする。



⑤ 自主防災組織間のネットワークの構築

自主防災組織相互間の連携・交流により活動の活性化を図るため、県レベルのネットワークを構築するとともに、各市町村における自主防災組織の横の連携（市町村連絡会の結成）を促進する。

〈19年度に県連合会を結成〉
 〈H22:8市町村 → 25年度までに全市町村で連絡会を結成〉

⑥ 自主防災組織リーダー研修会の実施(再掲)

自主防災組織の機能を高め、活動の活性化を図るため、自主防災組織のリーダーを対象に実践的な研修を実施する。

⑦ 「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上(再掲)

自主防災活動に関する相談・助言や防災リーダーの育成等、「南部防災館」を活用した自主防災組織の能力向上のための研修・講座等を開催する。

〈南部防災館での研修・講座等受講者数1,000人以上/年〉

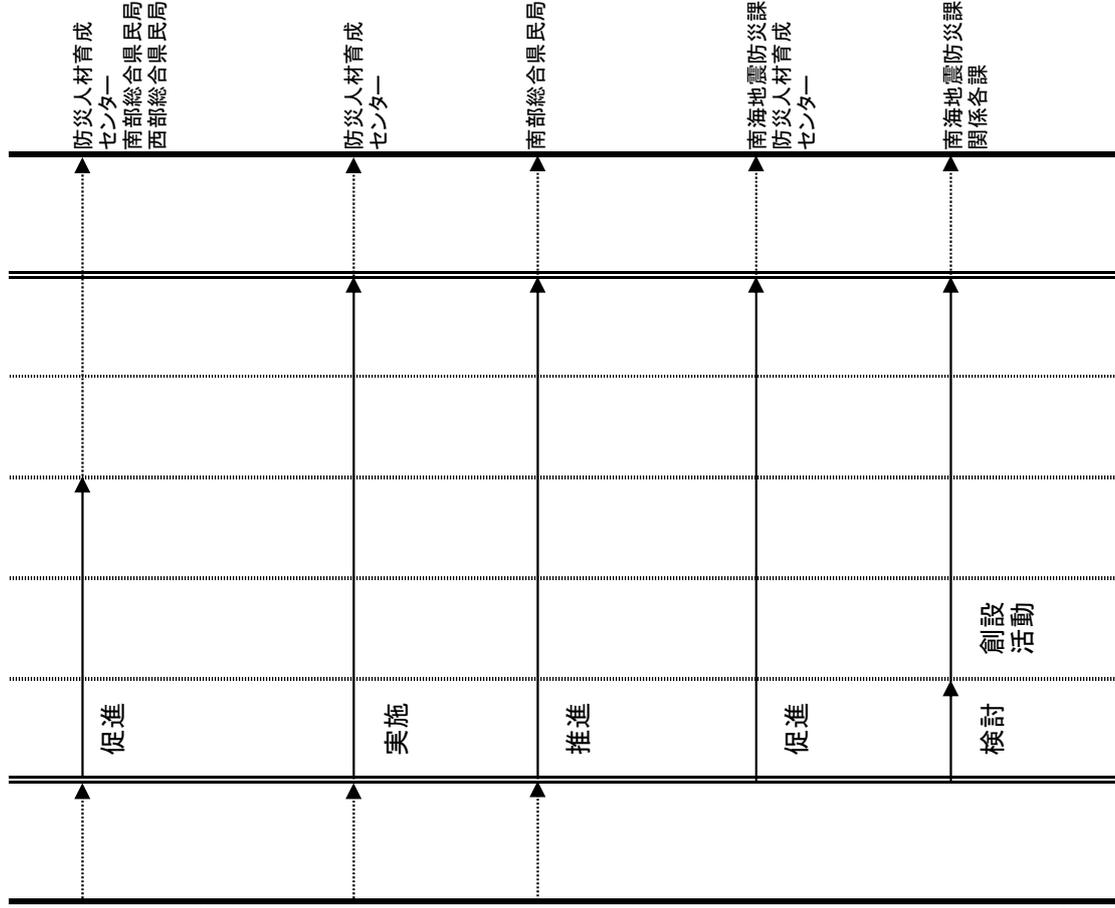
⑧ 企業等と自主防災組織の連携促進

地域の有力な防災資源である企業や事業所と自主防災組織の合同防災訓練の実施など、平常時から連携強化を市町村や自主防災組織に働きかける。

⑨ 「県庁消防応援隊(仮称)」の創設

県庁内に自主防災組織を創設し、地域の一事業所として、平常時は近隣の自主防災組織と連携を図りながら活動し、災害時の初期消火や人的支援に備えることにより、事業所における地域と連携した自主防災活動のモデルとなる。

〈24年度に創設〉



(5) 災害ボランティア活動の促進

大規模な地震が発生した場合、防災関係機関だけでは十分な対応が望めないことが多く、被災者支援など多くの場面で、災害ボランティアによる活動が重要です。
 このため、災害ボランティアの受け入れ体制の整備や、災害ボランティアコーディネーターの養成に取り組み、ボランティアの力が効果的に発揮されるよう活動環境の整備を促進します。

【取り組み】

① 災害ボランティア活動に対する啓発の推進

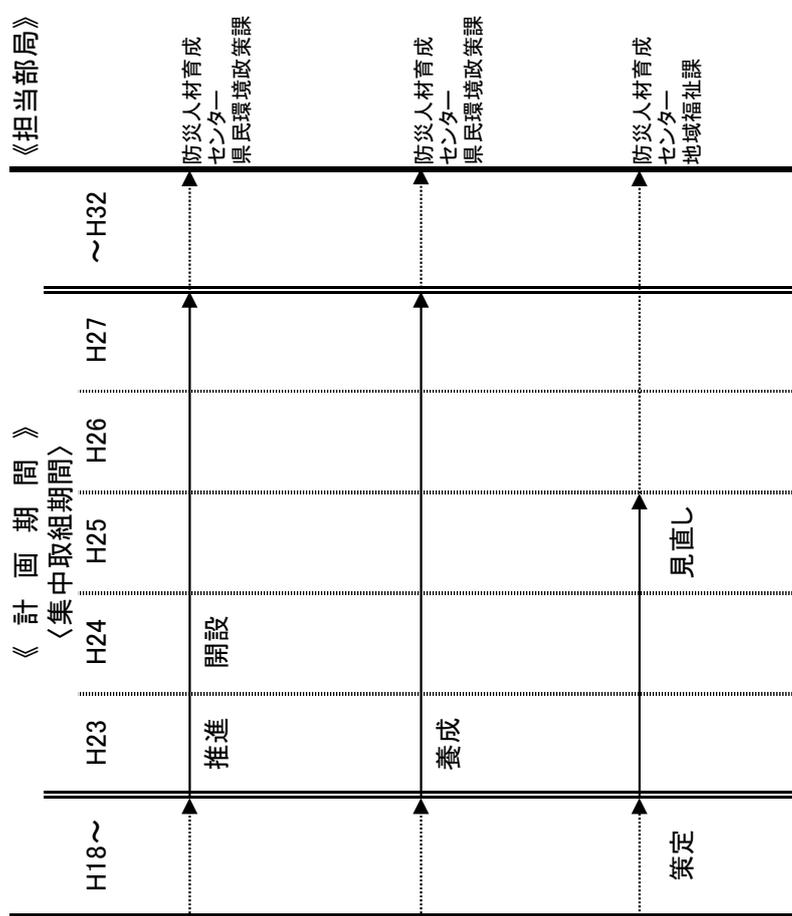
県民の災害ボランティア活動に対する理解を深めるため、「防災人材育成センター」が開設する「防災生涯学習コース」で講座等を開催するなど、啓発を推進する。
 〈24年度に開設〉

② 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティア活動の中心的役割を担うボランティアコーディネーターを養成するための講座を開催する。
 〈H22:209人 → 30人養成/年〉

③ 「県災害ボランティア受入れマニュアル」の見直し

県地域防災計画等の見直しを踏まえ、災害時の受入れ体制や関係機関等の役割等を整理した「県災害ボランティア受入れマニュアル」の見直しを行う。
 〈19年度に策定 → 25年度に見直し〉



④県と市町村の災害ボランティアセンターにおける運営訓練の実施

災害時を想定し、県と市町村の災害ボランティアセンターにおける連絡調整等運営訓練を実施し、課題等を「県災害ボランティア受入れマニュアル」や「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」に反映する。

〈毎年度実施〉

⑤災害ボランティアネットワークによる連携協力体制の強化

関係機関・団体等による連絡会等を開催するなど、平常時からのネットワークを構築し、横の連携協力体制を強化する。

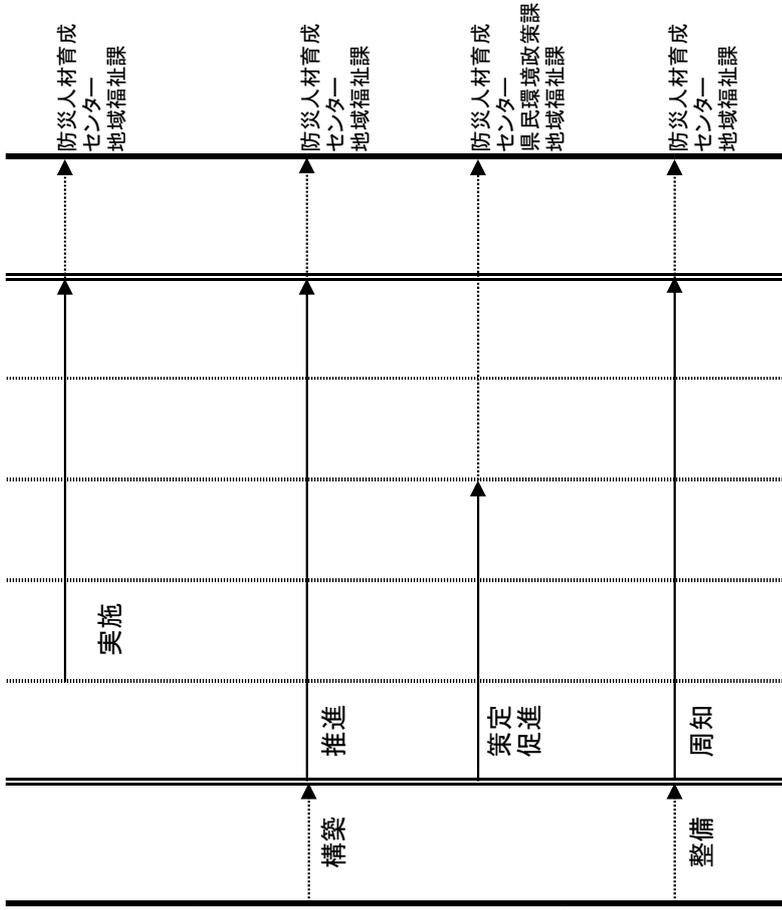
⑥「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」策定の促進

市町村において、災害ボランティアセンターの設置や災害ボランティアの受入れが円滑に実施できるよう、設置運営マニュアルの策定を促進する。

〈H22:2市町 → 25年度までに全市町村で策定〉

⑦災害ボランティア関連の情報提供手段の整備

平常時や災害発生時において、災害ボランティア関連の情報を収集・発信するためのホームページ等を整備し、広く県民に周知する。



2 地震に強いまちづくりの推進

(1) 木造住宅等の耐震化の促進

昭和56年以前に建築され、耐震性が不十分な建築物については、地震による強い揺れにより倒壊の可能性があります。このため、「自助」(自分の命は自分で守る)として、住宅等の所有者には、その危険性を認識し、耐震化に取り組むことが強く求められています。また、住宅等の耐震化の気運を醸成するための普及啓発や耐震相談等を実施するとともに、倒壊のおそれのある木造住宅等の耐震診断や耐震改修を積極的に支援します。

【取り組み】

① 住宅・建築物の耐震化についての普及啓発等の実施

県民や建築物の所有者に対し、東日本大震災等の教訓や耐震化の意義を啓発するとともに、併せて各種支援制度を積極的に周知する。

○ 「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」による耐震化の促進

県、市町村等で構成する「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」により、住宅等の耐震化施策を県内全域で積極的に展開し、耐震化を促進する。

○ 「耐震・改修相談所」の開設

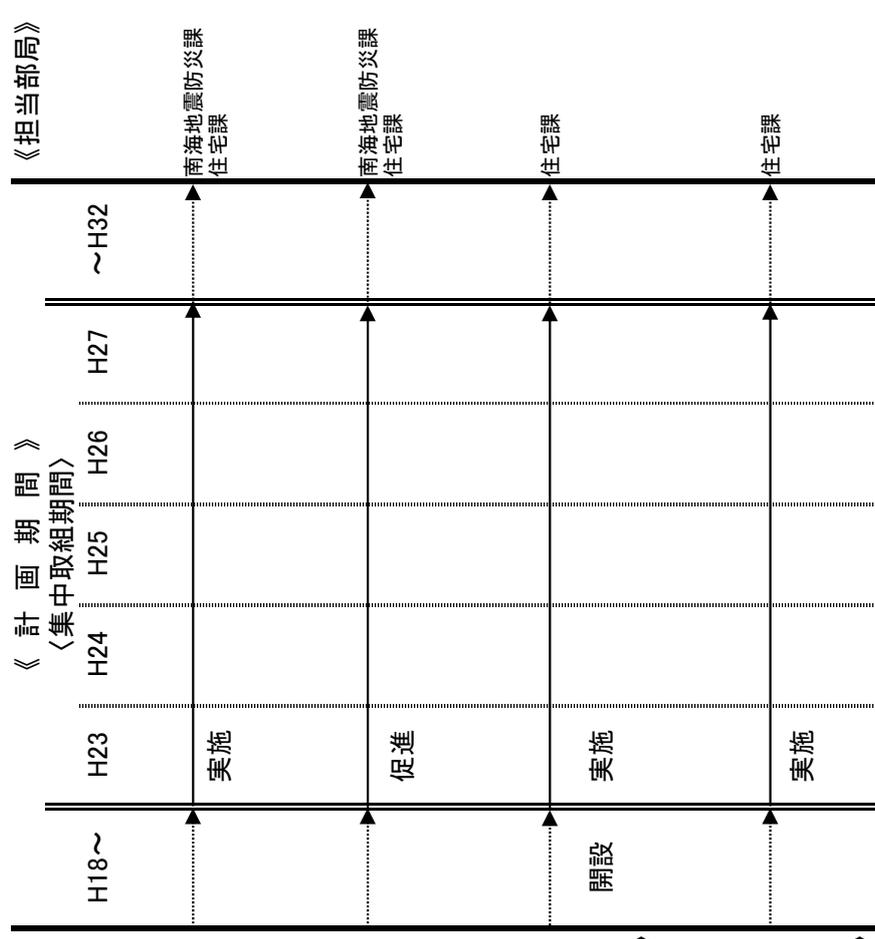
住宅等の所有者や大工工務店等から寄せられる耐震診断や耐震改修に関する相談に幅広く対応するため、耐震・改修相談所を開設する。

〈9年度に開設 → 毎週、定期的に開催〉

○ 市町村と連携した「戸別訪問」等の啓発の推進

市町村とともに、「戸別訪問」、「住民対象の耐震講座」、「普及啓発パネル展」を実施し、耐震診断・改修等の実施を積極的に促す。

〈H22: 33,242戸 → 戸別訪問戸数(累計)27年度までに90,000戸〉



②住宅の耐震化の促進
昭和56年以前に建てられ、耐震性が不十分な住宅の耐震化を支援し、促進する。
〈H20時点:72% → 32年度までに住宅の耐震化率100%〉

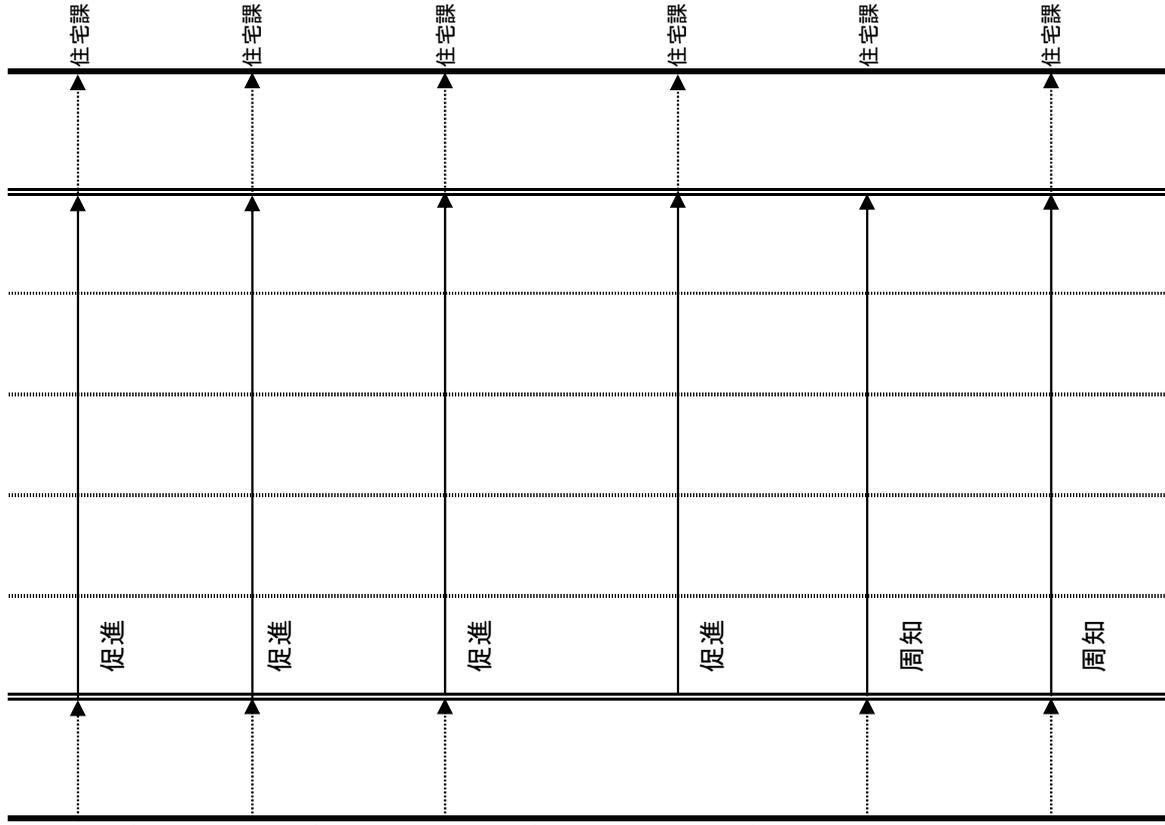
○耐震診断受診の促進
市町村が実施する耐震診断に対して支援を行い、耐震診断の受診を促進する。
〈県民の要望に100%対応〉

○耐震改修実施の促進
耐震性が不十分な木造住宅の所有者に対し、市町村が実施する耐震改修支援及び耐震改修アドバイザーの派遣に対して支援を行い、耐震改修の実施を促進する。
〈県民の要望に100%対応〉

○リフォーム等と併せて実施する簡易耐震化の促進
耐震化を促進するため、リフォーム等と併せて実施する簡易耐震化工事等を支援する。
〈県民の要望に100%対応〉

③耐震改修促進税制の周知・普及啓発
耐震改修促進税制(所得税の税額控除(25年まで)及び固定資産税の減額措置(27年まで))について周知し、活用を促進する。

④木造住宅の建替えの際の耐震化支援
耐震診断で、「倒壊する可能性がある」と判定された木造住宅の建替えの際の「県から指定を受けた金融機関」における「優遇貸付制度」について周知する。



⑤特定の民間建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法の改正により、新たに耐震診断・報告が義務づけられた特定の民間建築物がある全ての市町村に、補助制度の創設・拡充を促す。

〈診断義務付け建築物への補助制度創設市町数 ①4市町 → ⑦10市町〉

⑥県産木材を利用した「耐震シェルター」の普及推進

県産木材を利用した耐震シェルターの開発、販売が始められたことから、関連団体と連携して普及を図る。

⑦家具類の転倒防止対策の啓発の推進

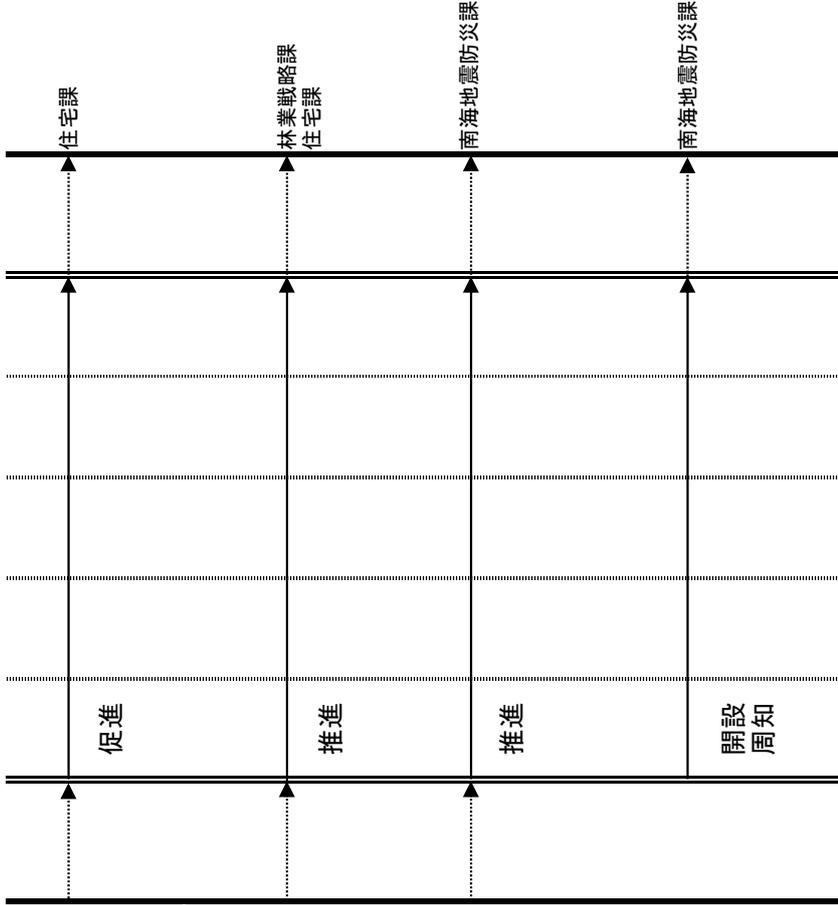
家屋内での安全性を確保するため、県立防災センターでの固定金具の展示や各種講習会等を開催し、家具類の転倒防止対策の普及啓発を実施する。

〈H19調査:33% → 家具類の安全対策率100%〉

⑧家具類の転倒防止対策に関する啓発ホームページ開設

「東南海・南海地震に関する都府県連絡会」の取り組みとして、家具類の転倒防止対策に関する啓発ホームページを開設し、広く周知する。

〈23年度に開設〉



(2) 公共建築物等の耐震化の推進

災害時に、重要な防災拠点や被災者の避難所等となる、昭和56年以前の耐震性がない県や市町村の公共施設等については、耐震性を確保する必要があります。
 このため、県有施設の計画的な耐震化を推進するとともに、小中学校や社会福祉施設等公共施設の耐震化を促進します。

【取り組み】

① 防災拠点等となる県有施設の耐震化の推進

防災拠点となる庁舎や、多数の県民が利用する県有施設について、全ての施設の耐震化を計画的に推進する。

〈H22:72.2% → 27年度までに防災拠点等となる県有施設の耐震化率100%〉

② 都市公園施設の耐震化の推進

災害時に多数の県民が利用し、避難所等となる都市公園施設の耐震化を推進する。

〈H22:80.0% → 25年度までに都市公園施設の耐震化率100%〉

③ 県立学校施設の耐震化の推進

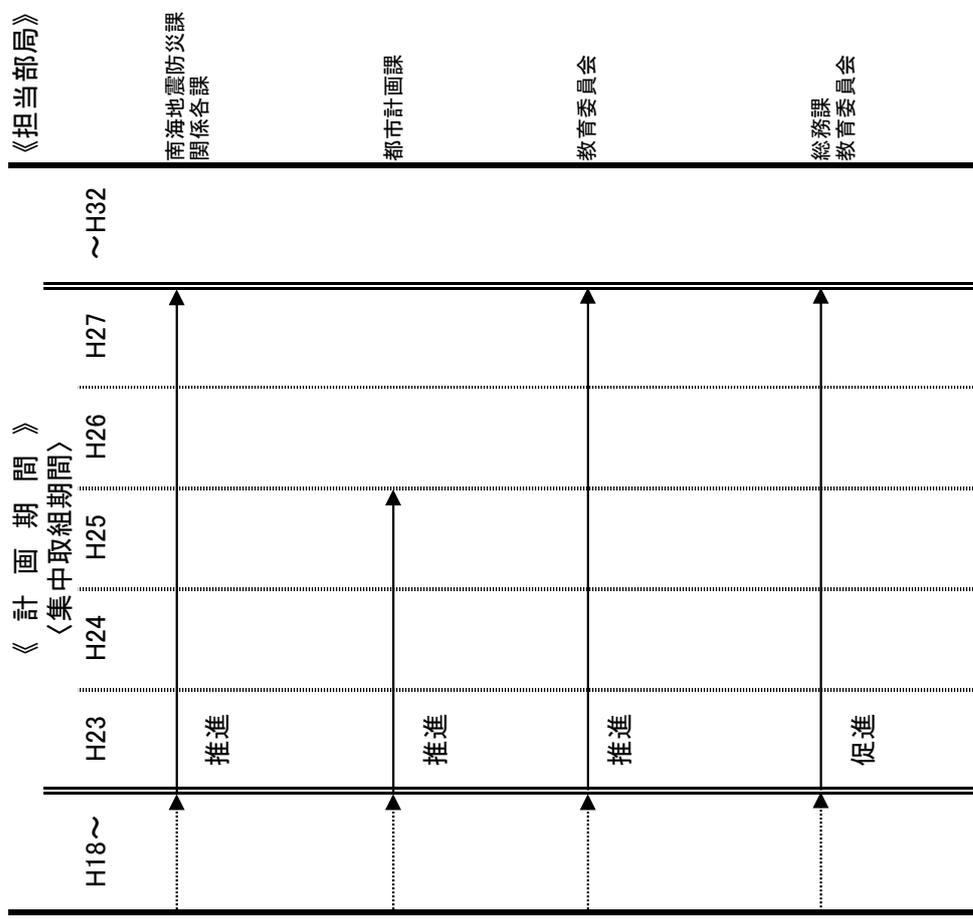
災害時に多数の児童・生徒の安全を確保することや、被災者の避難所等となることから、前期に重点をおいた取り組みを行い、全ての県立学校施設の耐震化を計画的に推進する。

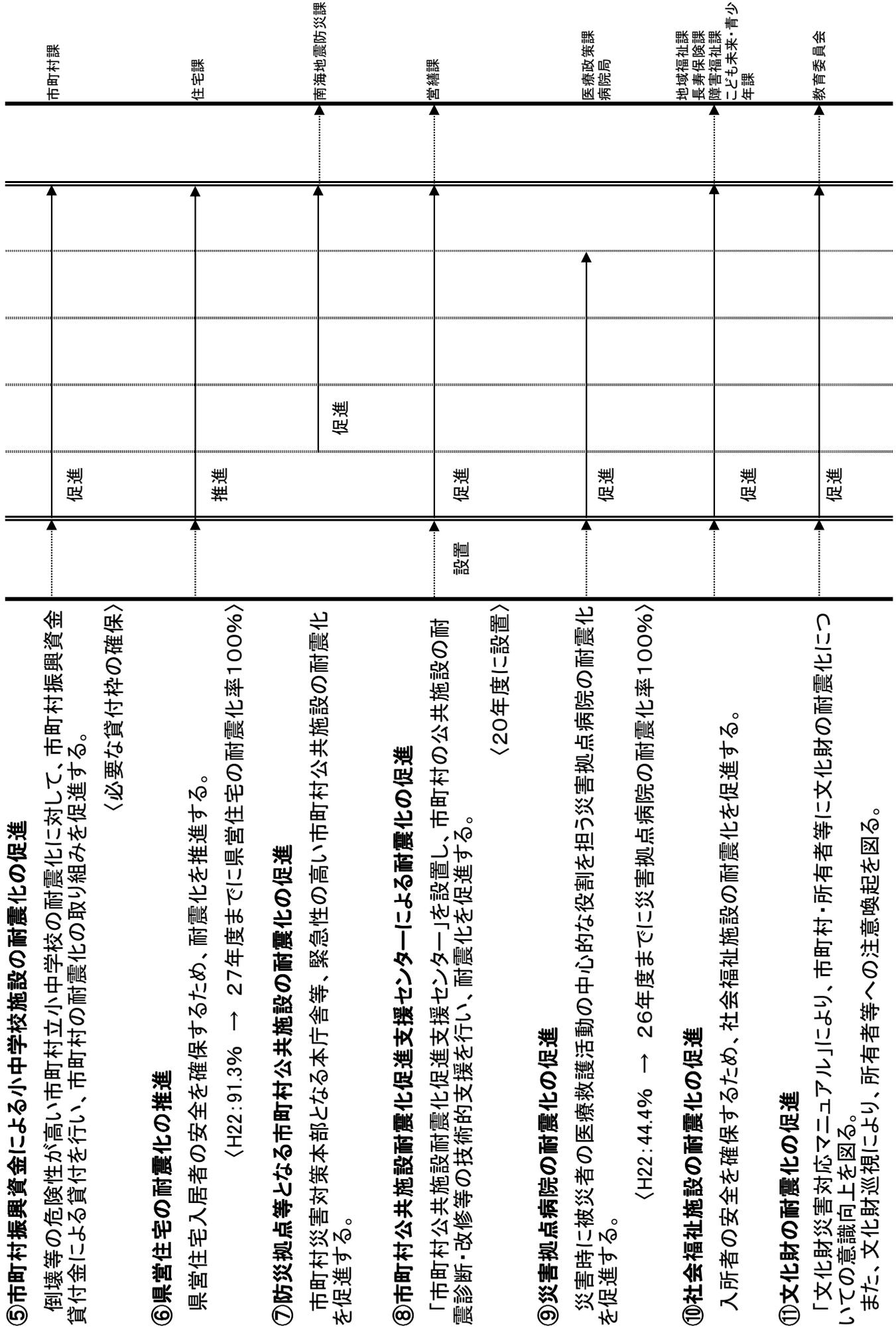
〈H22:73.6% → 27年度までに県立学校施設の耐震化率100%〉

④ 市町村立等小中学校施設の耐震化の促進

児童・生徒の安全確保や被災者の避難所等となることから、必要な支援や助言・指導を行い、市町村立等小中学校施設の耐震化を促進する。

〈H22:77.5% → 27年度までに小中学校施設の耐震化率100%〉





(3)大規模地震を想定した都市計画等の推進

大規模地震が発生した場合でも、住民の避難行動や救助・救出等災害応急活動に支障が発生しないよう、建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止対策や不燃化対策、市街地のブロック塀等の倒壊防止対策を促進します。
また、避難場所となる公園等オープンスペースの整備を図るなど、大規模地震を想定したまちづくりを進めます。

【取り組み】

①建築物の窓ガラスや外装タイル等の改善指導の実施

3階建て以上の建築物で道路に面した部分について、地震時に落下の危険性のある窓ガラスや外装タイル等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。

②ブロック塀や石塀等の改善指導の実施

道路に面し地震時に倒壊の危険性のある、高さ1.2mを超えるブロック塀・石塀等を調査し、基準に適合しない場合は改善指導を行う。

③建築基準法に基づく市街地の建築物の不燃化対策の促進

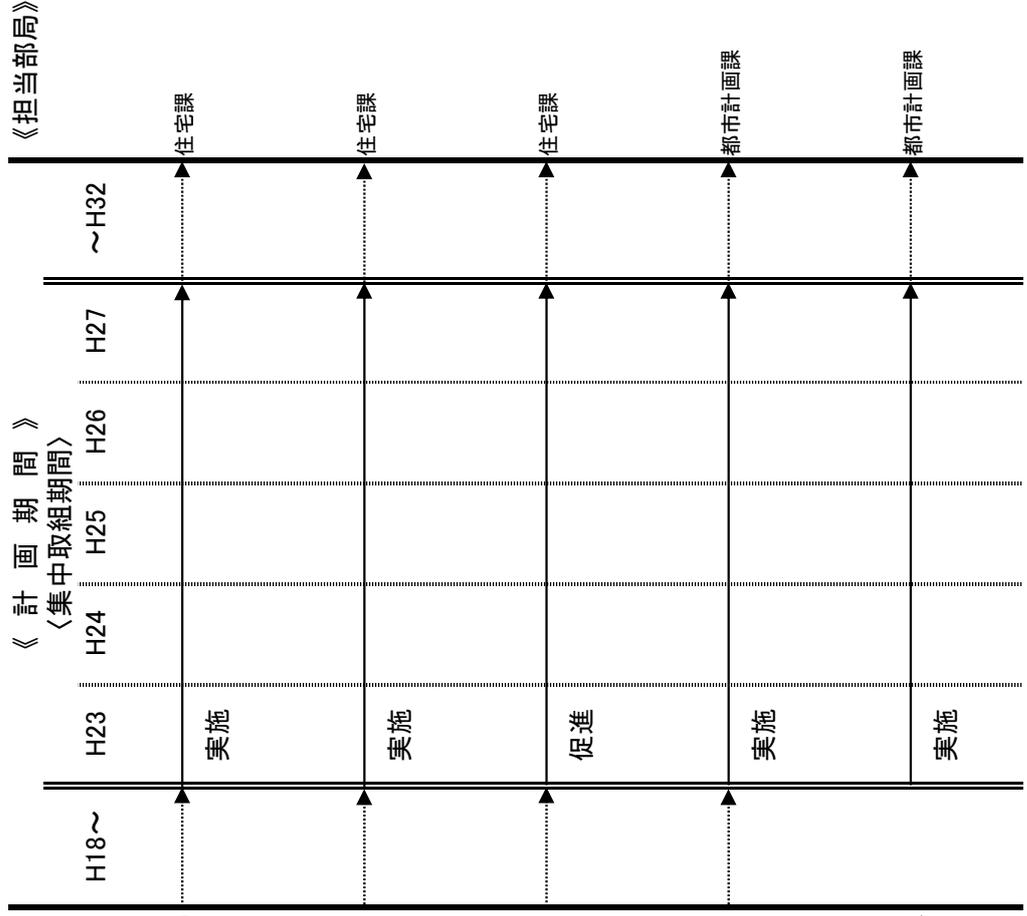
建築基準法に基づく指導や検査により、防火・準防火・屋根不燃地域内の建築物の不燃化対策を促進する。

④造成宅地の危険擁壁の改善指導の実施

建築基準法に規定された擁壁(高さ2m以上)について、パトロールにより危険な擁壁の発見に努め、改善指導を行う。

⑤危険造成宅地の増加防止

都市計画法に基づく開発許可審査時に大規模盛土の安全性を確認することにより、新たな危険造成宅地の増加を防止する。



⑥ 倒壊の危険性のある空き家やブロック塀等除去の促進

地震や津波発生時に安全な避難経路を確保するため、避難路に面した倒壊の危険性がある空き家やブロック塀等の除去を促進する。

〈平成27年度までに老朽危険空き家200戸除去〉

⑦ 共同溝(電線類の地中化)の整備の推進

電線類の地中化を計画的に進め、電気・通信等の安定したライフラインの確保を推進する。

〈H22:1.0km → 24年度までに1.5kmを整備〉

⑧ 防災機能を持った公園等オープンスペースの整備の推進

○ 農村公園の整備の推進

災害時に拠点となる農村公園を整備し、農村地域の安全化につながる避難地を確保する。

○ 公園施設の防災拠点機能の強化

災害時に救援救護活動や、復旧のための資機材・物資輸送の中継基地のほか、周辺地域の避難場所等、防災拠点として機能する公園の拠点機能の強化を推進する。

〈26年度までに鳴門総合運動公園、南部健康運動公園及び蔵本公園の防災拠点機能を強化〉

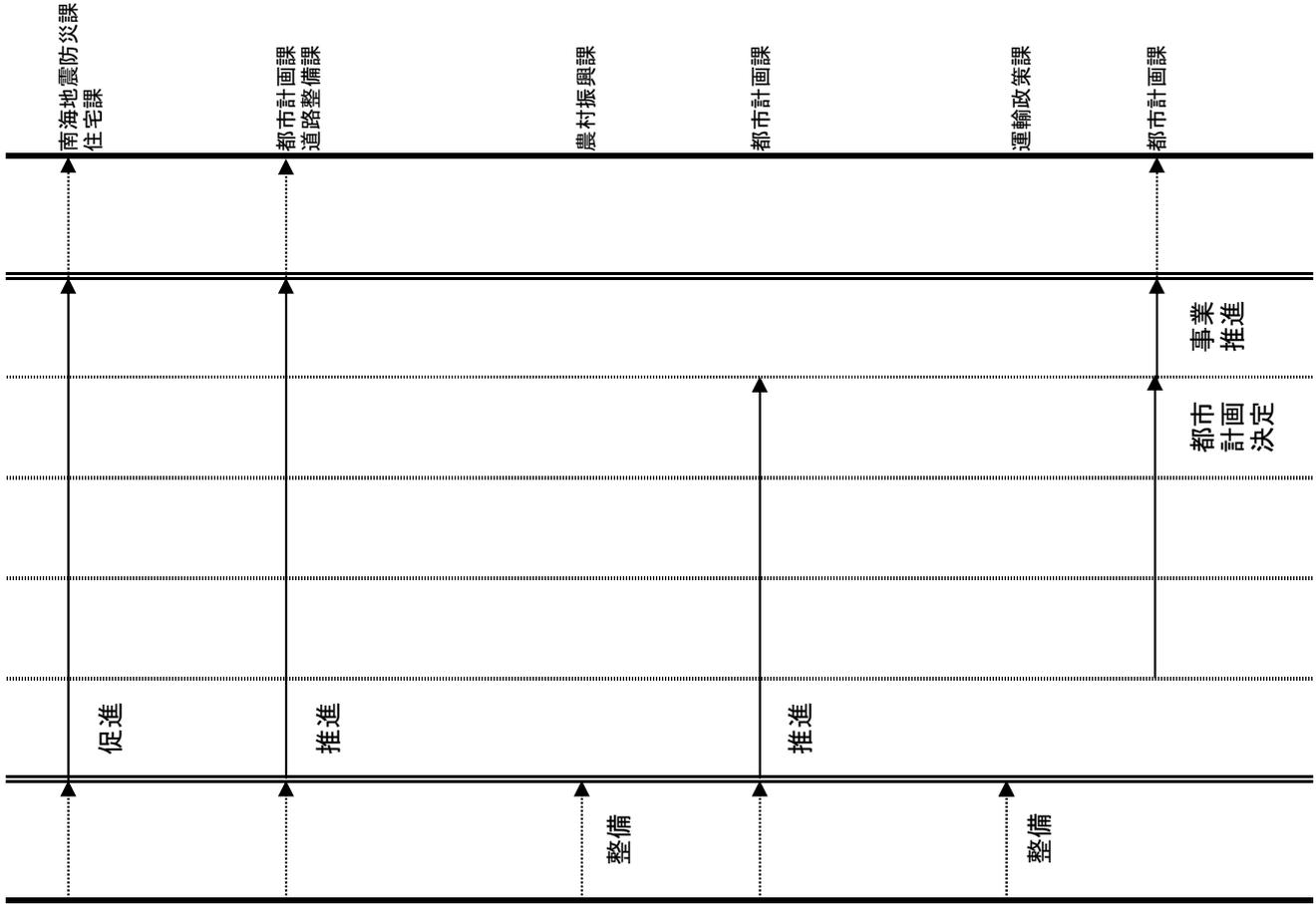
○ 港湾地域におけるオープンスペースの整備

避難地等としても利用可能な緑地等の整備を推進する。

⑨ 防災・減災に資する鉄道高架事業の推進

新たな避難路、救援路や施設を利用した一時避難所などの機能確保が図れる鉄道高架の事業化を推進する。

〈26年度に都市計画決定〉



⑩「都市計画区域マスタープラン」の見直し

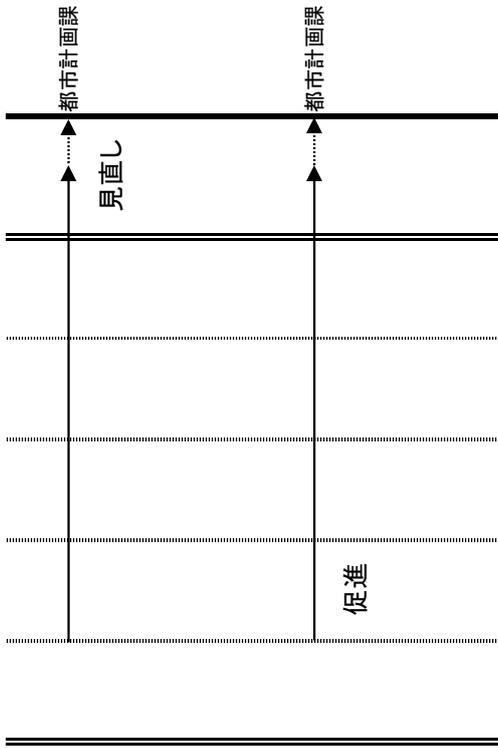
「命を守るとくしま-0(ゼロ)作戦条例」を踏まえ、「地区計画の県指針」や「開発審査会の付議基準」による土地利用の規制緩和を行うとともに、「都市計画区域マスタープラン」の見直しを行う。

〈29年度までに7区域を見直し〉

⑪「市町都市計画マスタープラン」の策定・見直しの促進

津波防災地域づくり法に基づく「市町村推進計画」との調和の必要性や、「命を守るとくしま-0(ゼロ)作戦条例」の施行に伴う影響を見据え「市町都市計画マスタープラン」の策定・見直しを促進する。

〈29年度までに策定・見直し12市町〉



(4) 公共土木施設等の地震対策の推進

大規模な地震が発生した場合、河川、港湾、漁港などの公共土木施設等が、その機能を十分に発揮できるよう、岸壁などの現状を把握するとともに、緊急度の高いものから耐震化を進めます。

【取り組み】

① 国直轄事業による防災拠点港の岸壁の耐震化の促進

地震の揺れによる液状化等に対応するため、防災拠点港岸壁の耐震化を促進する。

② 漁港施設の耐震化の推進

漁港施設の耐震強化岸壁の整備を推進する。

③ 堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進

○ 河川海岸における、堤防、護岸等の整備の推進

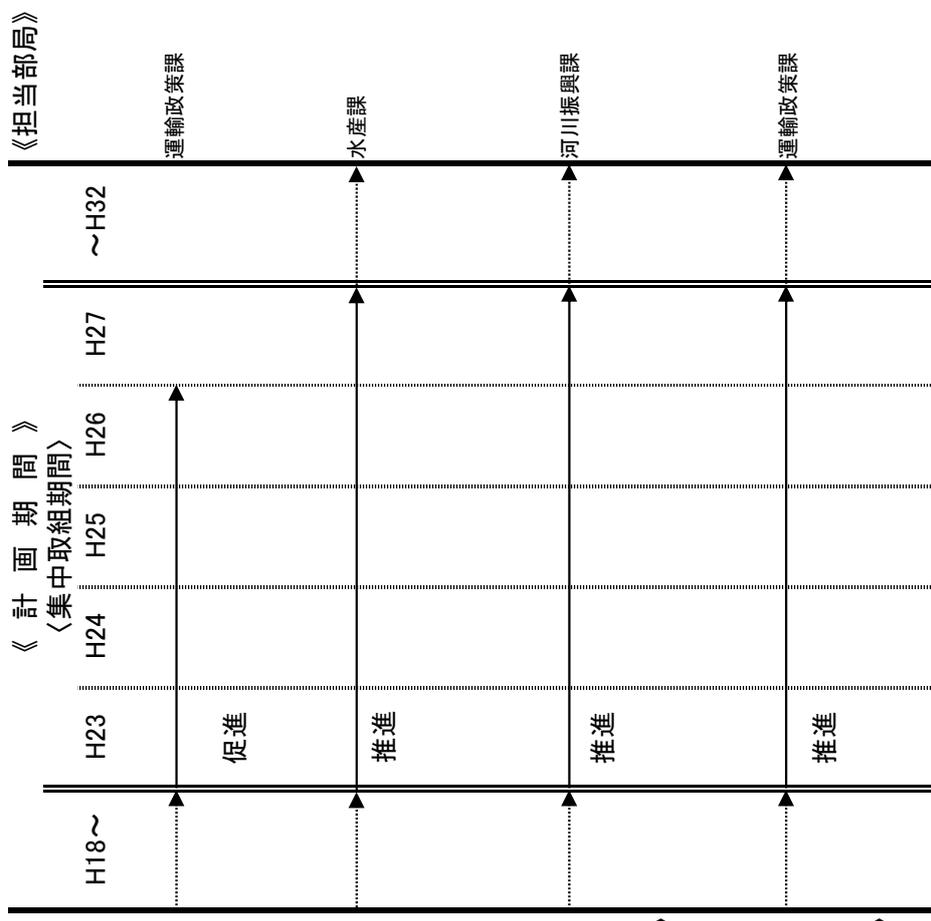
海岸保全基本計画に基づき、河川局所管海岸における、緊急を要する堤防・護岸等の耐震調査を行い、必要に応じて補強対策等を推進する。

〈H22:8海岸 → 13海岸で推進〉

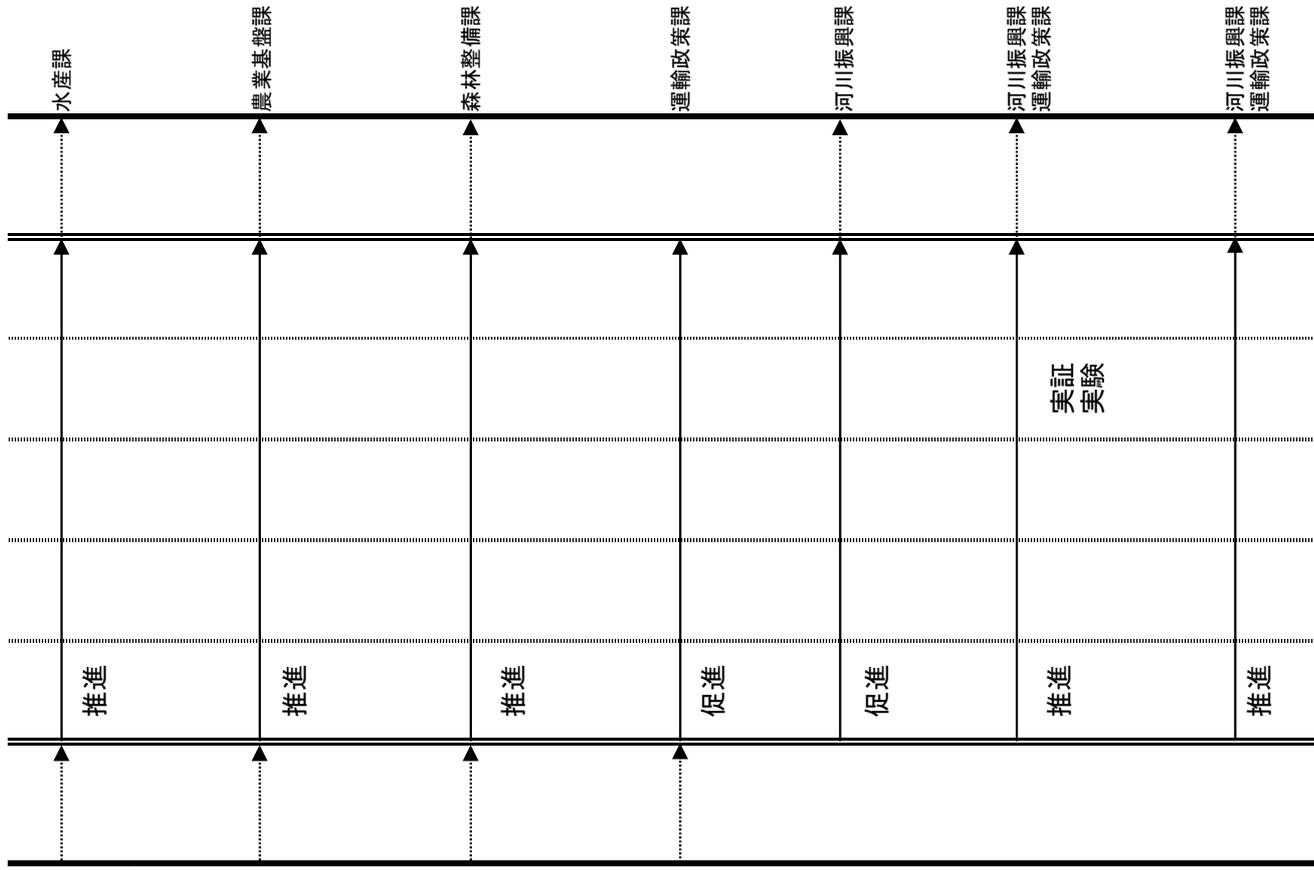
○ 港湾海岸における、堤防、護岸、湾口防波堤等の整備の推進

海岸保全基本計画に基づき、港湾海岸における、緊急を要する堤防、護岸等の整備を推進する。

〈H22:5港湾海岸 → 8港湾海岸で推進〉



- 漁港や漁港海岸における、保全施設の整備の推進
海岸保全基本計画に基づき、漁港や漁港海岸における、保全施設の新設、改良、耐震調査を推進する。
〈H22:2カ所 → 7カ所で推進〉
- 農地海岸における、施設の耐震対策の推進
海岸保全基本計画に基づき、農地海岸における、施設の耐震診断や点検を実施し、必要に応じて耐震対策を推進する。
〈H22:9海岸の点検完了 → 9海岸で実施〉
- 林野海岸における、施設及び防潮林の整備の推進
海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。
〈H22:4海岸の点検完了、うち1海岸で整備中 → 4海岸で推進〉
- ④国直轄事業による海岸堤防の整備の促進
撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。
- ⑤国直轄事業による河川管理施設の整備の促進
国直轄管理河川である吉野川、那賀川などにおいて、河川堤防の耐震対策や水門・樋門の自動化・遠隔操作化などを促進する。
- ⑥水門等閉鎖の迅速化(自動閉鎖の検討)
津波に備え、地震発生後、速やかに水門陸こう等を閉鎖するため、津波到達時間を考慮し、自動閉鎖の検討を進めるとともに、新技術の表証実験を行う。
〈2カ所検討〉
- ⑦迅速な陸こう等閉鎖のための運用の見直し
常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こう等を閉鎖するため、陸こう等の運用の見直しを行う。



⑧河川施設の耐震調査・対策等の実施

津波の遡上が想定される河口部の河川堤防等において、緊急度の高い箇所から耐震調査・対策等を推進する。

〈H22:対策河川なし → 15河川で推進〉

⑨農業用ため池の整備の推進

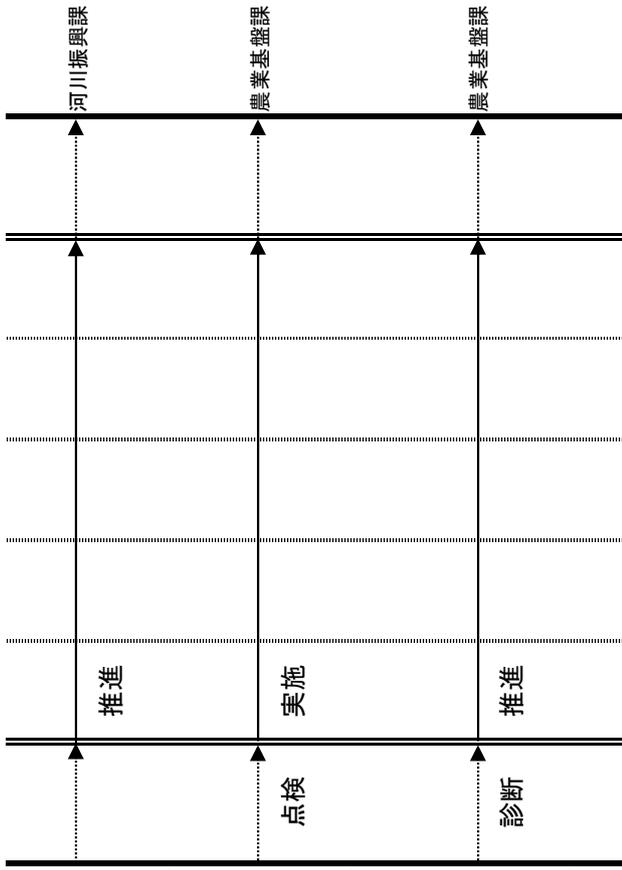
農業用ため池について、緊急点検の結果を踏まえ、老朽化したため池の計画的な整備を実施する。

〈H22:点検完了 → 27年度までに4カ所で実施〉

⑩土地改良施設の耐震化の推進

土地改良施設について、耐震診断の実施した結果、耐震改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

〈27年度までに4施設で実施〉



(5) 液状化対策の推進

東日本大震災では、東京湾岸の埋め立て地域など、震源から遠い地域でも「液状化」の甚大な被害が被害が発生しました。本県でも、南海トラフ巨大地震が発生した場合、長時間の強い揺れにより、埋め立て地区や吉野川河口の沖積平野を中心に広域で「液状化」が発生するおそれがあります。このため、「液状化予想マップ」の作成や「液状化」に関する啓発を積極的に展開するとともに、港湾施設等沿岸構造物の液状化対策を推進します。

【取り組み】

① 東日本大震災の「液状化」の被害状況や対策等の調査・検討

東日本大震災の液状化の被害状況や各自治体の対策等について現況調査等を行い、被災自治体の液状化被害への対策を検討する。

② 「地震動被害想定調査」による「液状化予想マップ」の作成・公表

南海トラフ巨大地震を想定した「地震動被害想定調査」を実施し、揺れによる「液状化予想マップ」を作成・公表する。

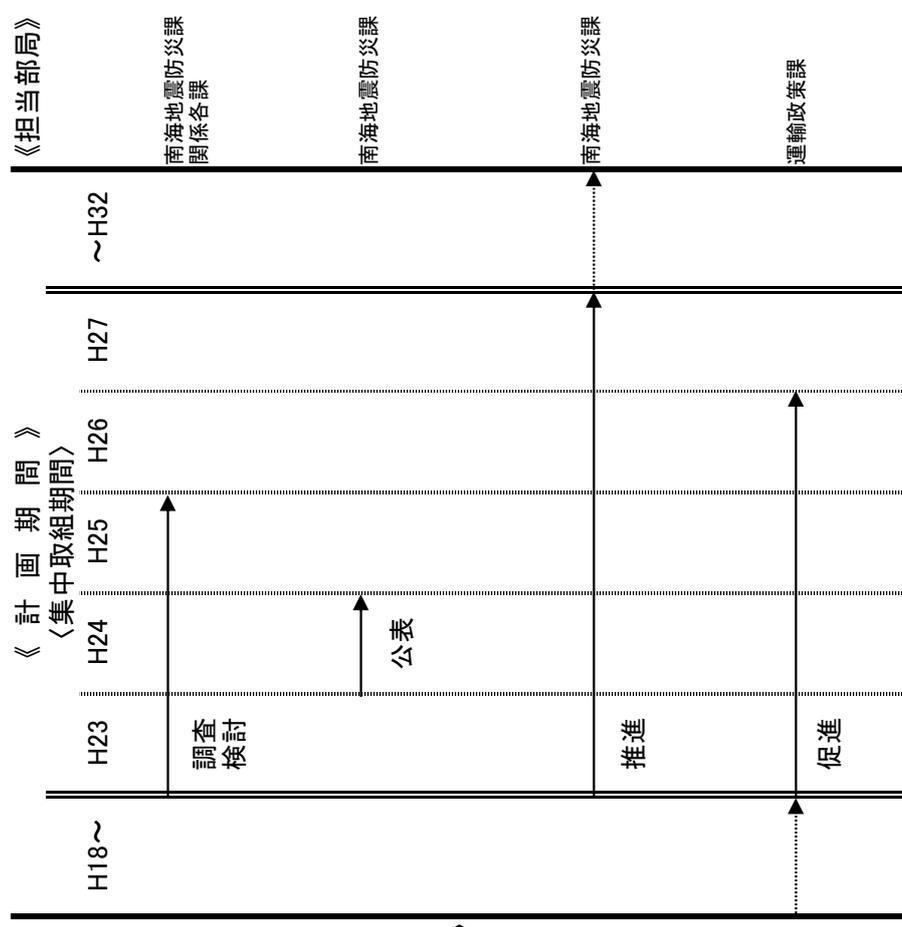
〈24年度に公表〉

③ 「液状化」に関する啓発の推進

「液状化」の仕組みや想定される被害、避難の際の留意点などについて、「とくしまー0(ゼロ)作戦」防災出前講座」や県立防災センターの各種講座等で広く県民に啓発を推進する。

④ 国直轄事業による防災拠点港の岸壁の耐震化の促進(再掲)

地震の揺れによる液状化等に対応するため、防災拠点港岸壁の耐震化を促進する。

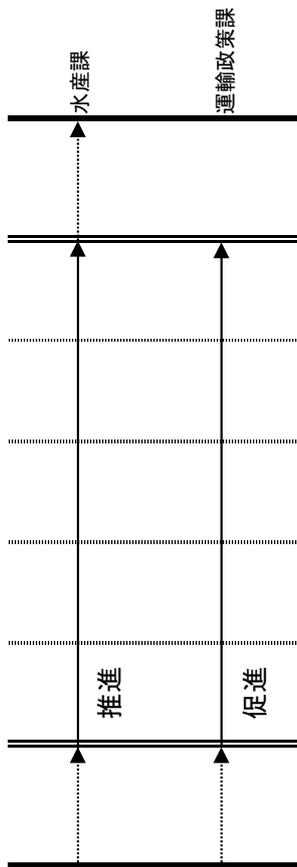


⑤ 漁港施設の耐震化の推進(再掲)

漁港施設の耐震強化岸壁の整備を推進する。

⑥ 国直轄事業による海岸堤防の整備の促進(再掲)

撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。



(6) 土砂災害対策の促進

本県は山地が多く、全面積のおよそ8割を占めており、地すべりやがけ崩れ等の危険箇所への土砂災害対策が必要です。このため、緊急度の高い危険箇所における被害拡大防止対策を実施します。また、これらの危険箇所に関する情報を県民に提供し、県民自らが身を守るための取り組みを促進します。

【取り組み】

① 土砂災害の危険性のある人家の保全対策の実施

災害時要援護者関連施設等の保全や、近年土砂災害が発生した緊急度の高い箇所における、被害拡大防止対策を重点的に実施する。

〈H22:22,100戸 → 平成27年度までに累計22,900戸程度保全〉
 〈平成27年度までに災害時要援護者関連施設7戸保全(期間内保全人家:800戸)〉

② 土砂災害警戒区域等における防災意識啓発の実施

土砂災害警戒区域の指定に伴う説明会などを通じて、地域住民に対し土砂災害に関する防災意識啓発を実施する。

〈H22:2,000カ所 → 平成27年度までに累計3,800カ所を実施〉

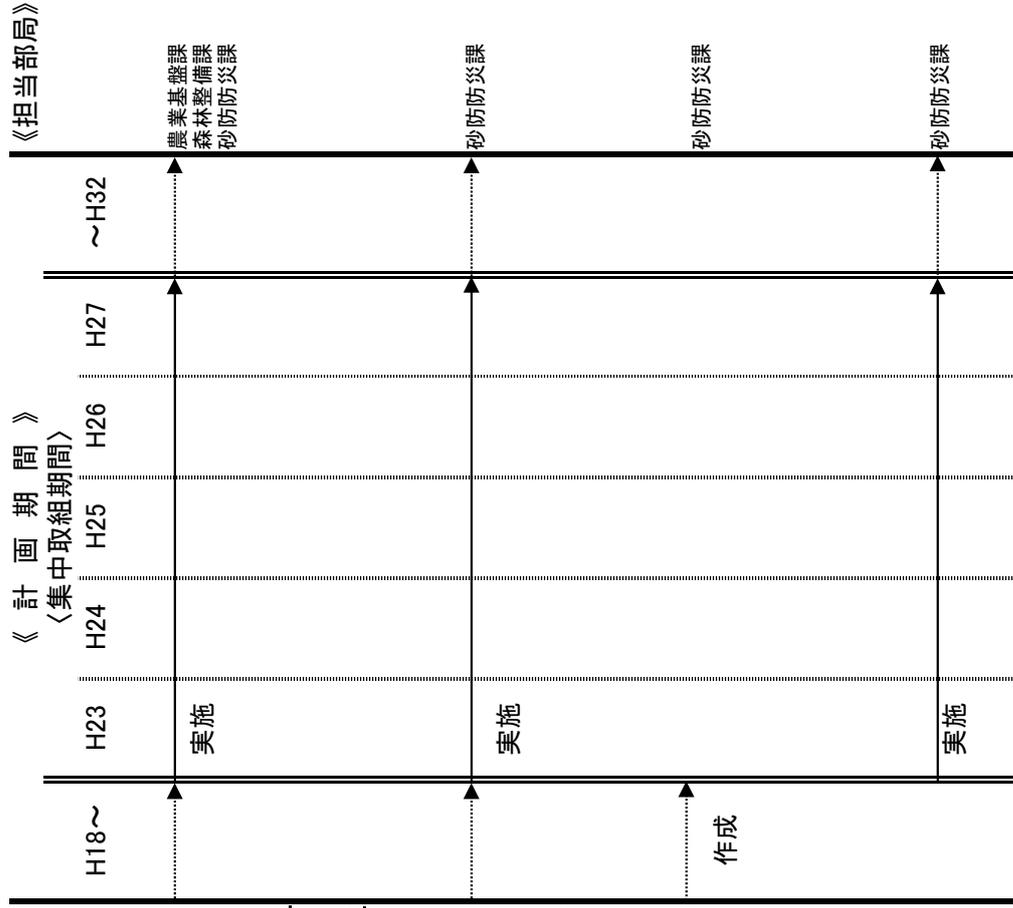
③ 地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検マニュアルの作成

地震により、危険性が高まるおそれのある土砂災害危険箇所への的確な対応や砂防えん堤等砂防設備の速やかな機能復旧を行うため、緊急点検の実施マニュアルを作成する。

〈21年度に作成〉

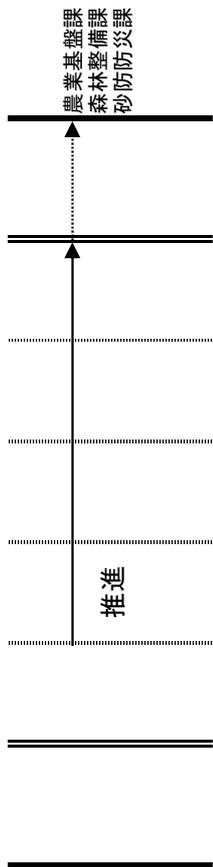
④ 河道閉塞等の大規模土砂災害に対する訓練の実施(直轄砂防)

河道閉塞等の大規模土砂災害に対する緊急対応を迅速かつ的確に行うために、直轄砂防事務所、四国4県、関係市町村が連携して対応訓練を実施する。



⑤ 深層崩壊対策の推進

深層崩壊対策として、国土交通省や農林水産省をはじめとする関係機関とともに、迅速かつ円滑な避難を確保するためのハード、ソフト両面の対策を推進する。



3 緊急的な津波対策の推進

(1) 津波避難意識の向上

地震発生後、沿岸地域の全ての人々が、直ちに避難行動をとることにより、大幅に減災することが可能となります。このため、県民への地震津波に関する防災意識の高揚を図り、正しい知識の普及・啓発を行うことにより、「助かる命を助ける」ための津波避難意識の向上を図ります。

【取り組み】

① 津波避難に関する啓発パンフレット等の充実

南海トラフ巨大地震の被害想定等を盛り込み、津波の特徴や迅速な避難の重要性など、正確な知識の普及を図る啓発パンフレット等の見直し・充実を図る。

〈24年度に見直し〉

② 「津波の日」に因んだ啓発の実施

11月5日の「津波の日」に因んだ、講演会や防災訓練等を実施し、県民の津波避難意識の向上を図る。

③ 「とくしまー〇(ゼロ)作戦」防災出前講座の開催（再掲）

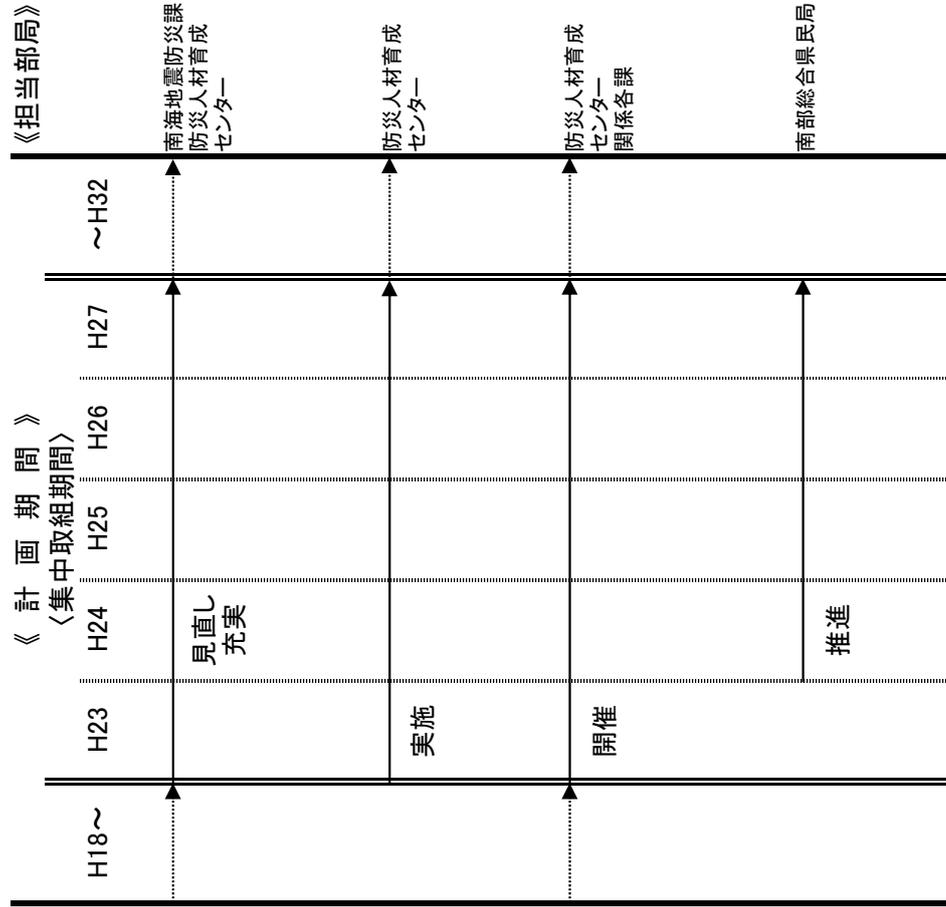
地域の隅々まで防災に関する知識の普及や防災意識を浸透させるため、地域の寄り合いや事業所の研修会などで防災講座を開催する。

〈講座の開催250カ所／年〉

④ 「津波減災県南モデル」に係るワークショップの開催

南部地域住民と一緒に津波避難に対する取り組み「津波減災県南モデル」を考える「ワークショップ」を開催し、津波避難対策を推進する。

〈ワークショップ開催4回／年〉



⑤津波ハザードマップによる啓発活動の促進

沿岸市町が作成する津波ハザードマップによる、迅速な津波避難に関する啓発事業を支援する。

○沿岸市町における津波ハザードマップの見直しの支援

県の津波浸水予測調査等を踏まえ、沿岸市町が見直し地域の津波ハザードマップの作成を支援する。

〈25年度までに沿岸全市町で見直し〉

⑥「海上避難ガイドマップ」の作成

津波襲来時における漁船や商船などの避難活動の参考とするため、本県沿岸部の水深データをもとに、「海上避難ガイドマップ」を作成し、漁業者をはじめ、広く県民に情報を提供する。

〈25年度に作成〉

⑦津波高標示等による啓発活動の促進

沿岸市町が行う津波高標示等による、津波避難に関する啓発事業を支援する。

⑧地域避難場所等の標高調査の実施

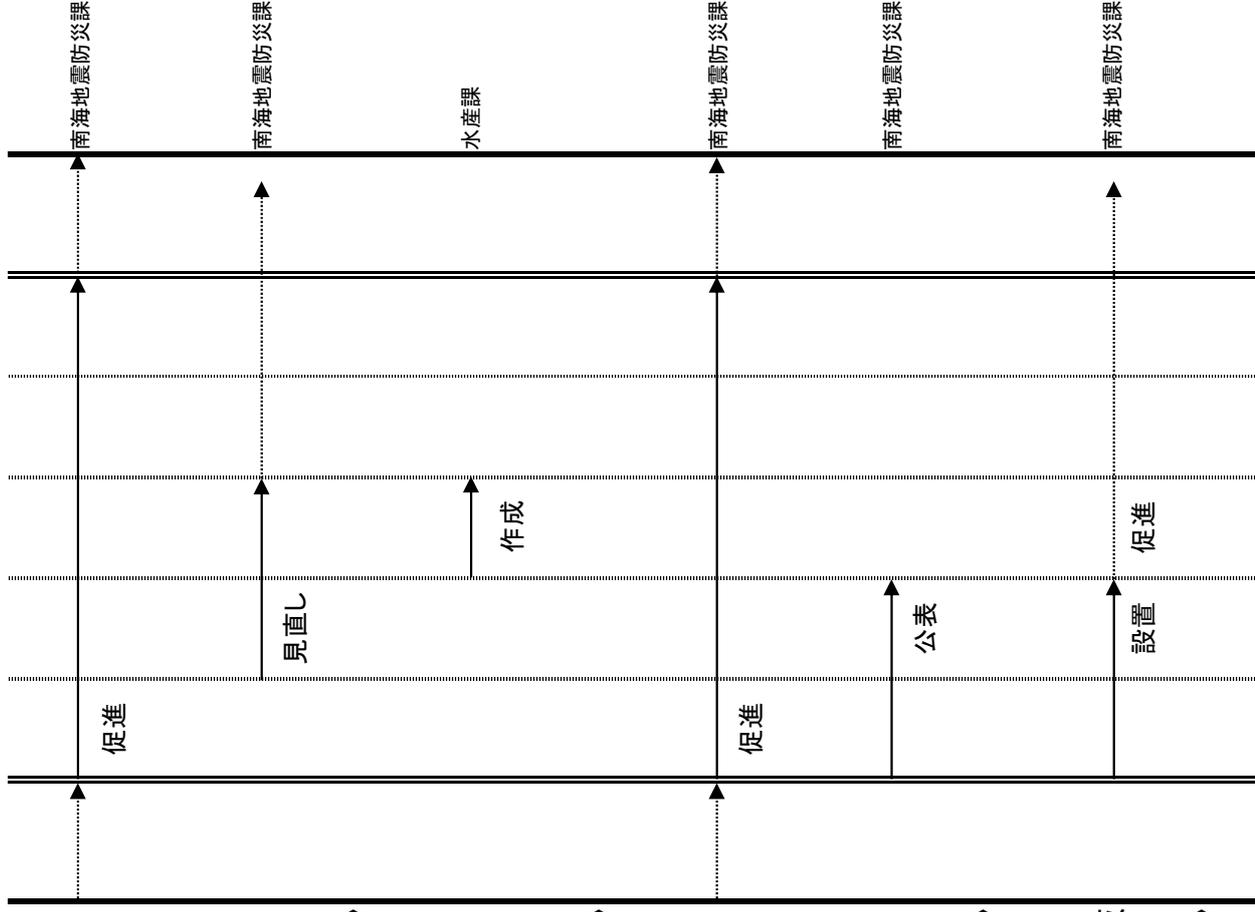
市町村や地域住民による、より安全な避難場所や避難ルートの検討のため、地域の避難場所等の標高を調査し、公表する。

〈24年度に公表〉

⑨津波避難ビル表示板の設置の促進

津波避難ビルの指定を受けている県有施設に、一目で視認できる大型の表示板をモデル的に設置し、沿岸市町における設置を促進する。

〈24年度に設置〉



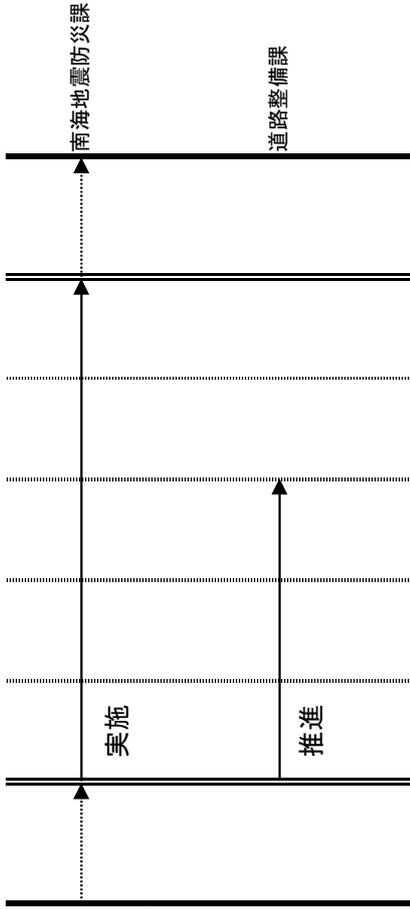
⑩津波避難意識の定期調査の実施

津波危険地区の住民を対象に津波避難意識を調査し、施策への反映を図る。

〈3年ごとに実施〉

⑪道路利用者等への海拔情報の周知

日頃より道路利用者等に周辺の海拔を周知し、地震や津波発生時の迅速な避難行動による減災効果を高めるため、道路標識柱等に「海拔知〜る」を整備する。



(2)津波避難訓練等の充実・強化

地震発生後、円滑に避難を行うためには、日ごろからの避難訓練が重要です。訓練を実施することにより、いざという時、迅速な対応が可能となることはもちろん、事前に、避難経路や避難場所、災害時要援護者への対応等も確認することができます。

このため、津波避難訓練の定期的な実施とともに、観光客や釣り客等も参加する実践的なものとするなど、訓練内容の充実・強化を推進します。

【取り組み】

①津波避難訓練の実施

迅速な避難体制を確立するため、県、市町及び自衛隊、警察等の防災関係機関の連携のもと、地域住民等が参加する津波避難訓練を実施する。

〈1回以上実施／年〉

②沿岸市町の津波避難訓練の促進

迅速な避難体制を確立するため、全ての沿岸市町で、自主防災組織等地域住民と連携した津波避難訓練の実施を促進する。

〈沿岸全市町で実施〉

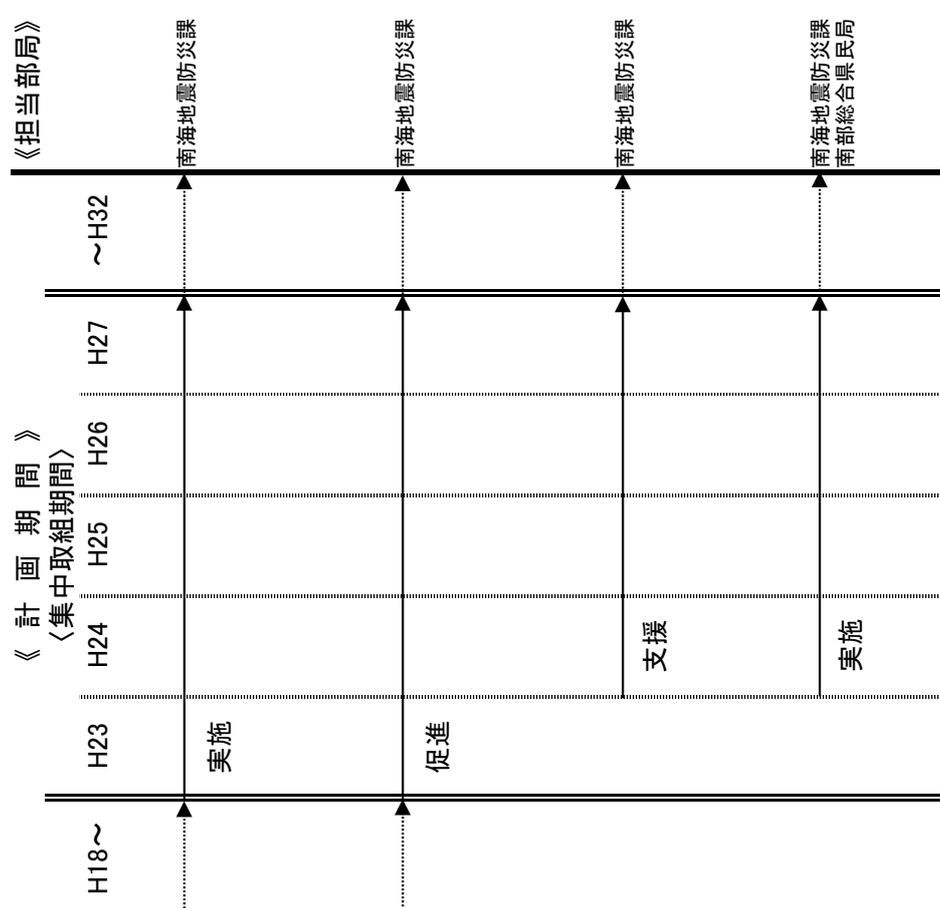
③関係機関の評価による沿岸市町の津波避難訓練の充実

県や自衛隊等関係機関の客観的な視点から、市町の津波避難訓練の内容を評価し、今後の訓練計画に反映するなど、沿岸市町が実施する津波避難訓練の充実・強化を促進する。

④南部圏域の沿岸市町との連携による津波避難訓練の実施

津波襲来まで時間的余裕が少ない、県南部圏域の沿岸市町と連携し、地域住民や観光客等を対象とした津波避難訓練を実施する。

〈1回以上実施／年〉



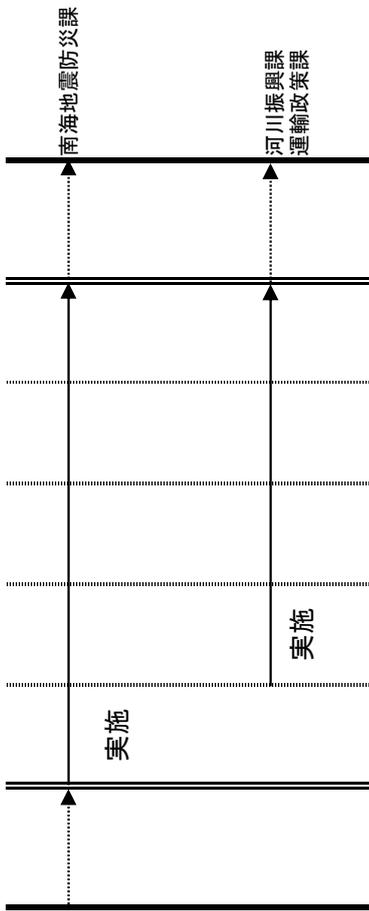
⑤4県連携による津波避難訓練の実施

4県(三重県、和歌山県、徳島県、高知県)が連携し、津波避難訓練を実施する。

〈1回以上実施/年〉

⑥陸こう等閉鎖訓練の実施

常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こう等を閉鎖する訓練を行う。



(3)津波避難困難地域の解消

津波避難訓練等を行い、地域の津波避難計画を策定することにより、津波避難における課題が明らかになります。地域に避難できる高台がないなど、避難が困難な地域については、避難路や避難施設の整備等のハード対策を積極的に進め、津波避難困難地域を解消します。

【取り組み】

①市町の「津波避難計画」見直しの促進

沿岸市町が策定している、地域住民(自主防災組織等)との協働による地域ごと「津波避難計画」について、県の津波浸水予測等被害想定を踏まえた見直しを支援する。

〈25年度までに沿岸全市町で見直し〉

②「津波避難対策緊急事業計画」の策定支援

避難路や避難場所の整備を促進するため、南海トラフ特措法に基づく「津波避難対策緊急事業計画」を策定する市町の支援を行う。

③身近な避難路、避難場所の整備への支援

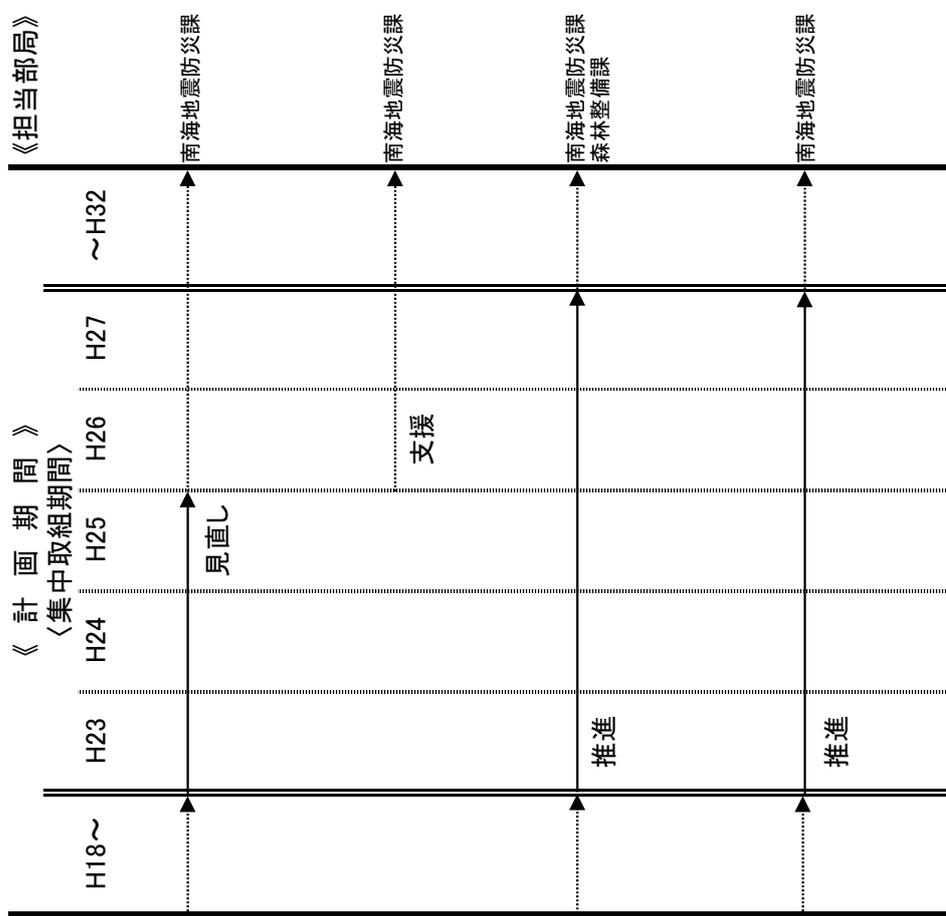
沿岸市町が津波避難困難地域を解消するために行う、身近な避難路、避難場所の整備を支援する。

〈23年度に「津波から命を守る緊急総合対策事業」を創設〉

④津波避難タワー等の整備の推進

沿岸市町が津波避難困難地域を解消するために行う、津波避難タワーや津波避難ビルへの屋外階段の設置等の整備を支援する。

〈23年度に「津波から命を守る緊急総合対策事業」を創設〉



⑤がけ地の保全と併せて行う避難路、避難場所の整備の推進

がけ地の保全に併せて、津波避難困難地域の解消に向けた避難路や避難場所の整備を推進する。

〈H22:9カ所 → 27年度までに県整備累計40カ所程度〉

⑥高速道路のり面等の活用による津波避難場所の設置促進

関係市町と連携し、高速道路のり面等を活用した津波避難場所の設置を促進する。

⑦港湾における津波避難施設の整備の推進

南海トラフ巨大地震などによる津波浸水が発生した場合に備え、避難困難となる港湾地域の就労者や利用者等の「助かる命を助ける」ため、津波避難施設の整備を推進する。

⑧漁村における津波避難施設の整備、生産施設の耐震化等に対する支援

「漁村防災・減災力向上計画」に位置づけられた避難施設（避難路の段差解消、手すりの設置等）の整備や生産・流通施設の耐震化等に対する支援を実施する。

⑨津波避難ビルの指定の促進

津波からの避難場所を確保するため、堅固な中・高層の建物を避難場所に利用する津波避難ビルの指定を促進する。

⑩津波避難ビル表示板の設置の促進（再掲）

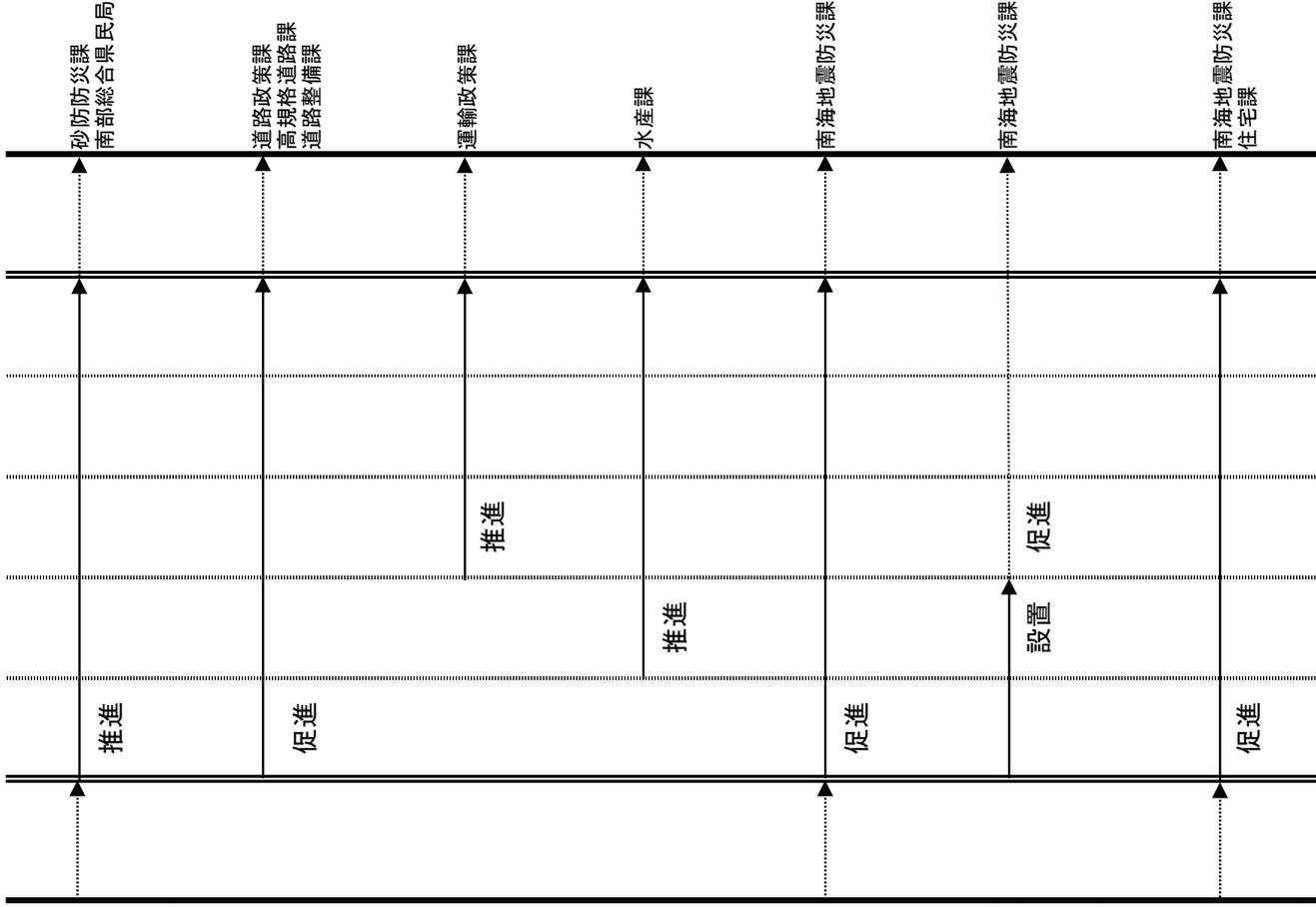
津波避難ビルの指定を受けている県有施設に、一目で視認できる大型の表示板をモデル的に設置し、沿岸市町における設置を促進する。

〈24年度に設置〉

⑪倒壊の危険性のある空き家やブロック塀等除去の促進（再掲）

地震や津波発生時に安全な避難経路を確保するため、避難路に面した倒壊の危険性がある空き家やブロック塀等の除去を促進する。

〈平成27年度までに老朽危険空き家200戸除去〉



⑫ 県南地域におけるLED避難誘導施設等の設置促進

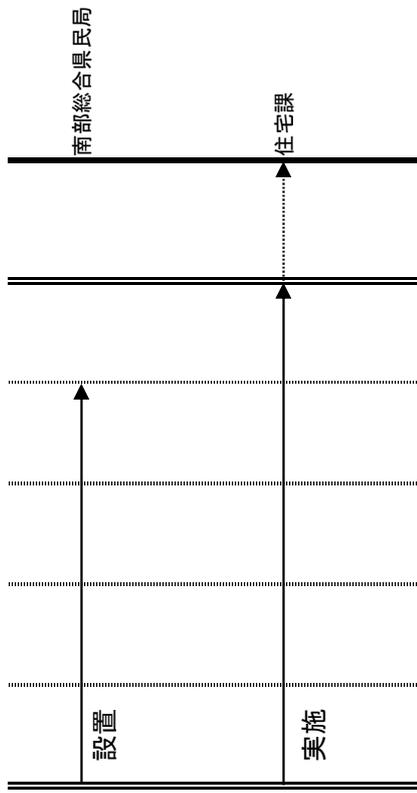
LEDやソーラーシステムを用いた避難誘導灯、自発光鉢、道路照明灯等の設置を促進し、津波避難路の整備を推進する。

〈26年度までにLED避難誘導施設等100カ所設置〉

⑬ 県営住宅への津波避難機能の付加

県営住宅に津波避難機能を付加し、津波避難困難地域の解消を図るとともに、市町村や民間施設へのモデル的役割も果たす。

※集約化事業・津波避難ビル整備モデル事業

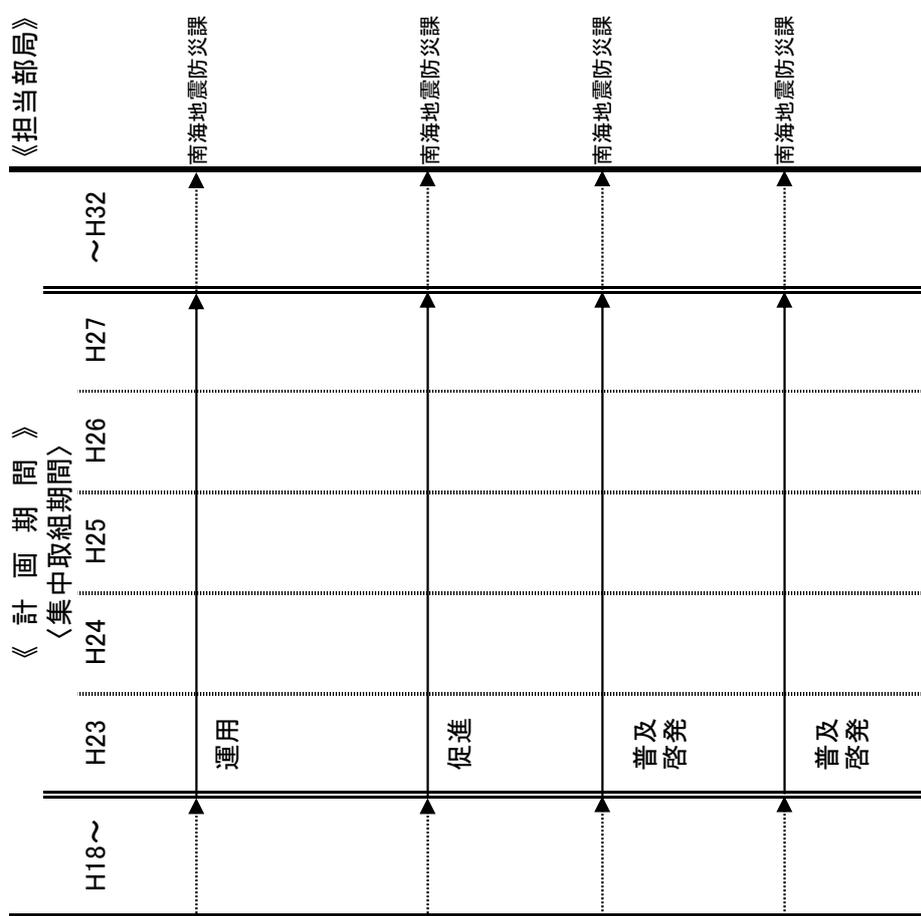


(4)津波情報等伝達体制の強化

地震・津波発生時には、県民に、津波や避難に関する情報を迅速かつ的確に伝達することが重要です。このため、県民への津波情報や避難に関する情報等の伝達体制の強化を進めます。

【取り組み】

- ①メールによる県民向け防災情報提供システムの運用
 情報提供を希望する県民に対して、携帯メールやエリアメールをはじめとする緊急情報メールにより、地震・津波情報、気象警報、避難勧告の発令などの防災情報を提供するとともに、互いの安否が確認できる「安否情報共有サービス」を提供する。
 〈H22:7,585人 → すだちくんメール登録者30,000人以上〉
- ②市町村の同報無線・屋外拡声機等の運用に対する支援
 市町村における、同報無線・屋外拡声機等の運用を支援し、住民の防災情報の伝達手段の充実・強化を促進する。
- ③緊急地震速報の普及啓発
 気象台をはじめとする防災関係機関と連携を図りながら、緊急地震速報の普及啓発を図る。
- ④全国瞬時警報システム(J-ALERT)の普及・充実
 防災・国民保護等の緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の効果的な活用を図るとともに、市町村における普及・活用を促進する。



⑤緊急地震速報受信端末等の県有施設への整備

県有施設の利用者の安全確保を図るため、緊急地震速報が受信できる端末等を防災拠点等となる県有施設に導入する。

また、必要に応じて、屋外にも防災情報が伝達できる放送設備の整備を行い、県有施設の災害対応能力の向上を図る。

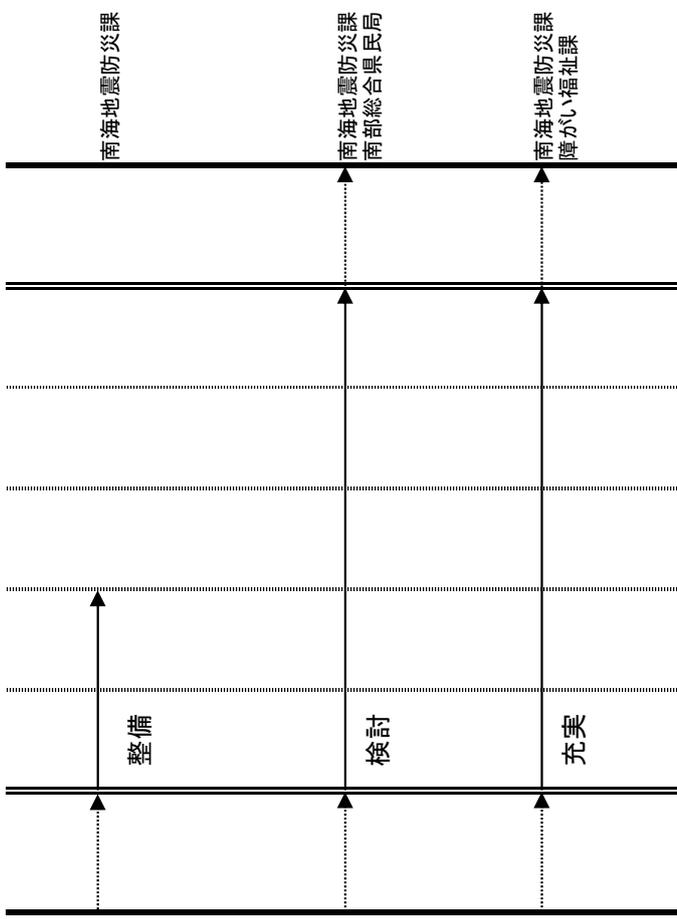
〈H22:16施設 → 24年度までに120施設整備〉

⑥観光客等に対する情報伝達方法の検討

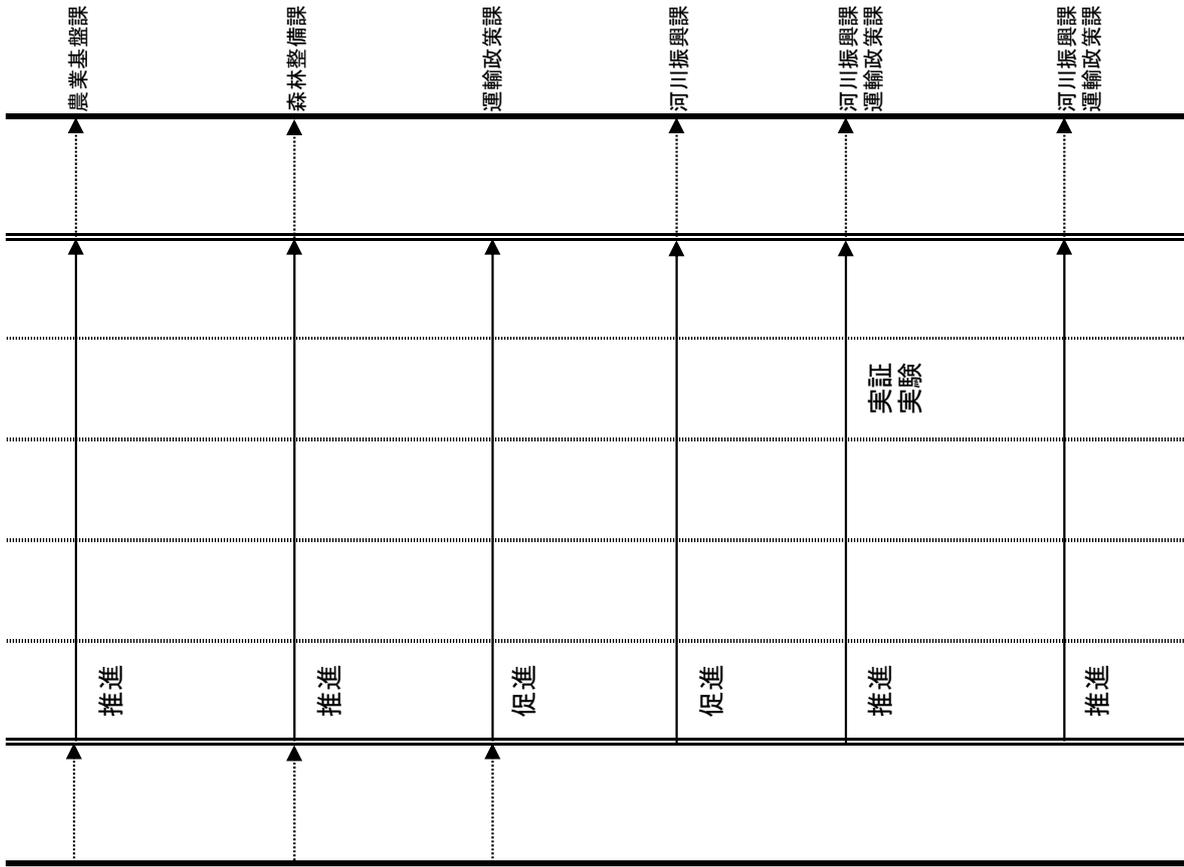
海水浴客や釣り客等が適切な避難が行えるよう、津波災害に関する情報や津波警報等の伝達体制、避難誘導方法を検討する。

⑦災害時要援護者に対する情報伝達手段の充実

災害情報の携帯メールによる聴覚障害者等への伝達方法の普及など伝達手段を充実するとともに、エリアメールをはじめとする緊急情報メールとの連携についても普及を図る。



<p>○農地海岸における、施設の耐震対策の推進(再掲)</p> <p>海岸保全基本計画に基づき、農地海岸における、施設の耐震診断や点検を実施し、必要に応じて耐震対策を推進する。</p> <p>〈H22:9海岸の点検完了 → 9海岸で実施〉</p>																
<p>○林野海岸における、施設及び防潮林の整備の推進(再掲)</p> <p>海岸保全基本計画に基づき、林野海岸(潮害防備保安林)における、施設の点検、機能強化や防潮林の整備を推進する。</p> <p>〈H22:4海岸の点検完了、うち1海岸で整備中 → 4海岸で推進〉</p>																
<p>○国直轄事業による海岸堤防の整備の促進(再掲)</p> <p>撫養港海岸において、堤防の液状化対策や老朽化対策を促進する。</p>																
<p>○国直轄事業による河川管理施設の整備の促進(再掲)</p> <p>国直轄管理河川である吉野川、那賀川などにおいて、河川堤防の耐震対策や水門・樋門の自動化・遠隔操作化などを促進する。</p>																
<p>○水門等閉鎖の迅速化(自動閉鎖の検討)(再掲)</p> <p>津波に備え、地震発生後、速やかに水門陸こう等を閉鎖するため、津波到達時を考慮し、自動閉鎖の検討を進めるとともに、新技術の実証実験を行う。</p> <p>〈2カ所検討〉</p>																
<p>○迅速な陸こう等閉鎖のための運用の見直し(再掲)</p> <p>常時閉鎖化を進めつつ、地震発生後、速やかに陸こう等を閉鎖するため、陸こう等の運用の見直しを行う。</p>																



⑦河川施設の耐震調査・対策等の実施(再掲)

津波の遡上が想定される河口部の河川堤防等において、緊急度の高い箇所から耐震調査・対策等を推進する。

〈H22:対策河川なし → 15河川で推進〉

⑧水門等の改修・機能の強化による減災対策の推進

水門、樋門、陸ごうの老朽施設の改修を行うとともに、電動化等を推進する。

⑨水門等の日常管理方法の見直しや定期点検の実施

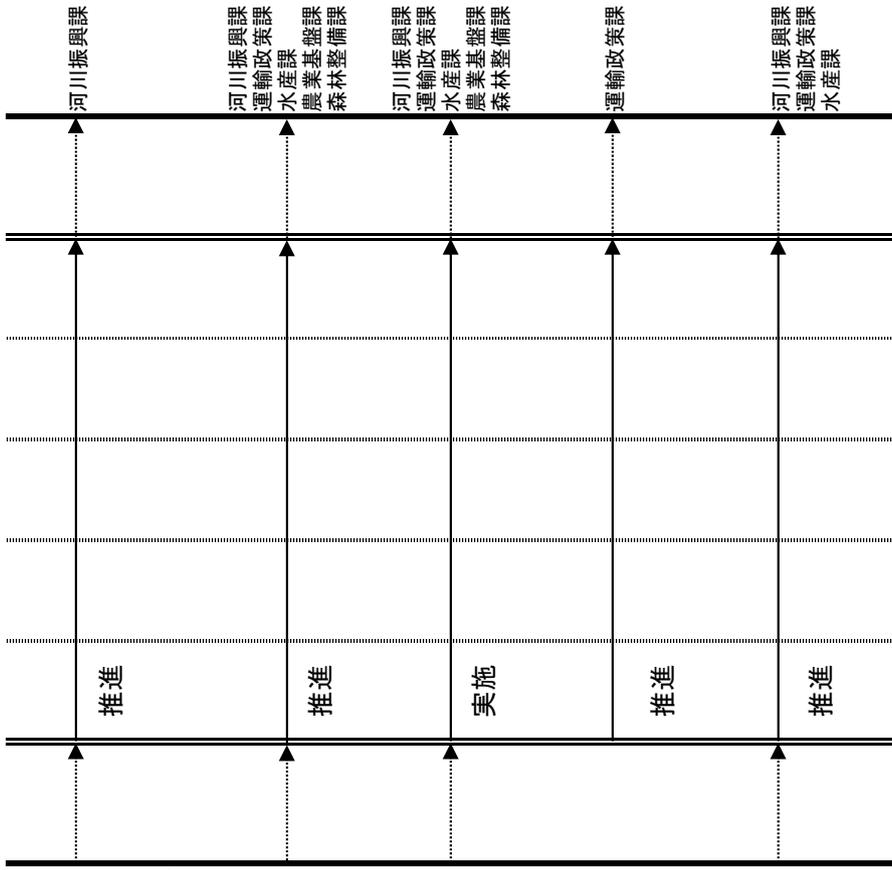
水門、樋門、陸ごうの日常管理方法の見直しや定期点検を実施する。

⑩漂流物の流出防止対策の実施

地震津波に備え、漂流物の衝突や流出による被害の低減対策を実施する。

⑪放置艇等対策の推進

津波発生時に被害を拡大させるおそれがある不法係留船や放置艇等の対策を推進する。



4 行政の災害対応能力の強化

(1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上

災害時に、迅速かつ的確な応急災害対策を実施するためには、県や市町村をはじめ、自衛隊等関係機関と連携した初動体制の確保を図ることが重要です。

また、日頃から応急災害対応マニュアルの作成や訓練等を行い、災害対応能力の向上を図ります。

【取り組み】

①「徳島県防災・危機管理センター」の設置

災害対策本部室の機能を見直し、自衛隊等とも連携して災害対応ができるような災害応急体制を確保するため、災害対策本部機能を強化し「徳島県防災・危機管理センター」を整備する。

〈24年度までに整備〉

②災害対策本部の初動体制の充実強化

大規模地震発生時に、初動体制を担う職員を「初動要員」として指定し、実践的な参集訓練や災害対策本部設置訓練を行い、初動体制の確保を図る。

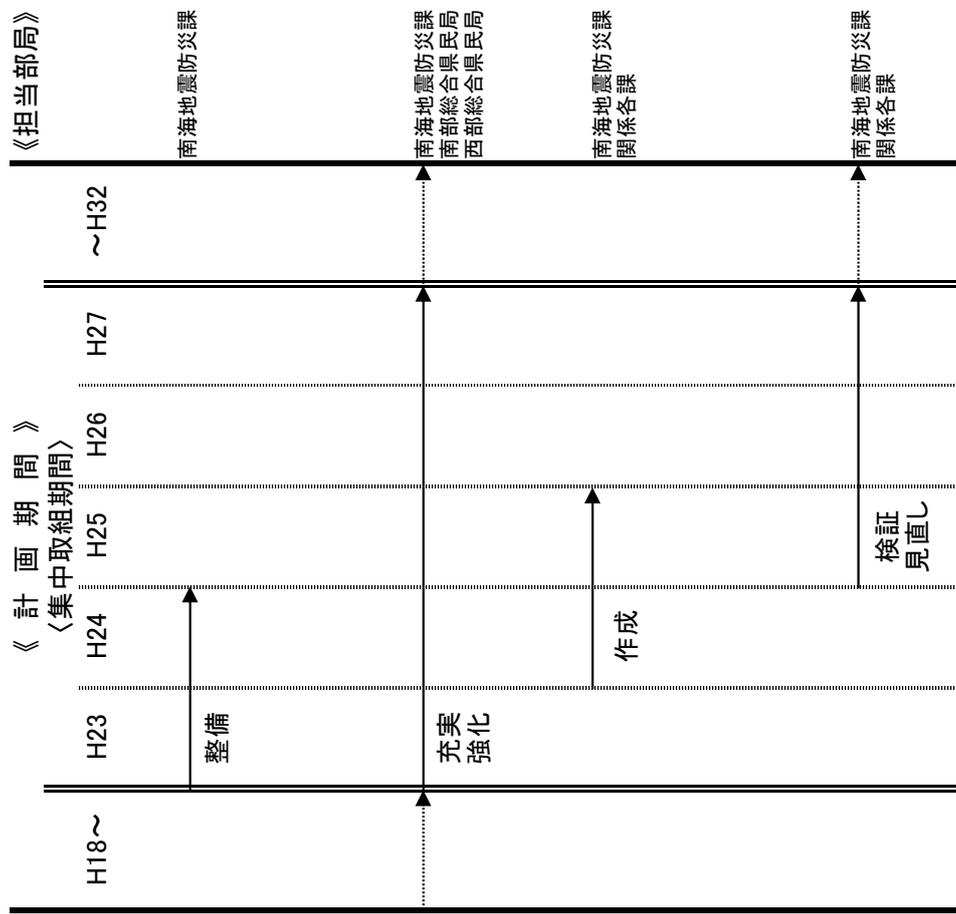
③「県地域防災計画」に基づく「個別災害対応業務実施マニュアル」の作成

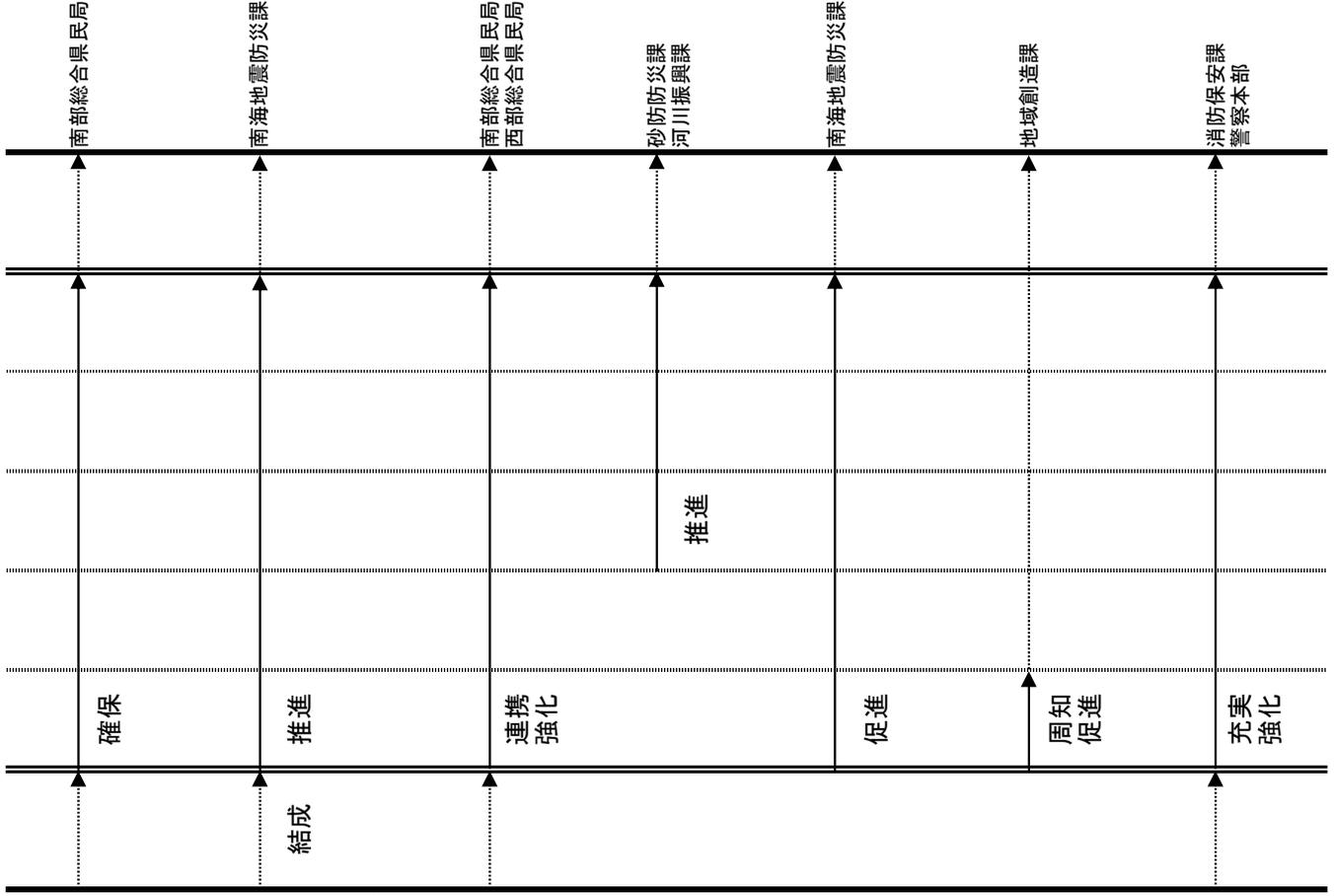
24年度に見直し「県地域防災計画」に基づき、各災害対応業務ごとの実施フローや関係連携機関等を整理するとともに、具体的な書類の様式等を定めた「個別災害対応業務実施マニュアル」を作成する。

〈25年度までに作成〉

④「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づく防災訓練の実施・検証

「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づき、各担当において、市町村や防災関係機関等と連携して、実動または図上訓練を実施し、マニュアルの継続的な検証・見直しを行う。





⑤ 南部総合県民局における初動体制の確保

南海トラフ巨大地震による津波被害や孤立化に対処するため、職員の待機体制の確保を図る。

⑥ 「徳島県職員災害応援隊」の結成

県職員で構成する「被災者支援チーム」、「防災専門家チーム」、「災害時市町村派遣チーム」からなる「徳島県職員災害応援隊」を結成し、迅速な県職員の応援派遣や現地の被災状況に応じた的確な災害応急対策の支援を行う体制づくりを進める。

〈20年度に結成〉

⑦ 圏域別防災対策連絡会議による連携強化

各圏域において、災害に即応できる体制を整えるため、防災関係機関との連携を強化する。

⑧ 地盤沈下等による長期にわたる浸水への対応

地盤沈下等で生じた長期浸水に備え、国土交通省(TEC-FORCE)及び県の排水ポンプ車を的確に稼働するための体制を構築する。

⑨ 市町村における受援体制整備の促進

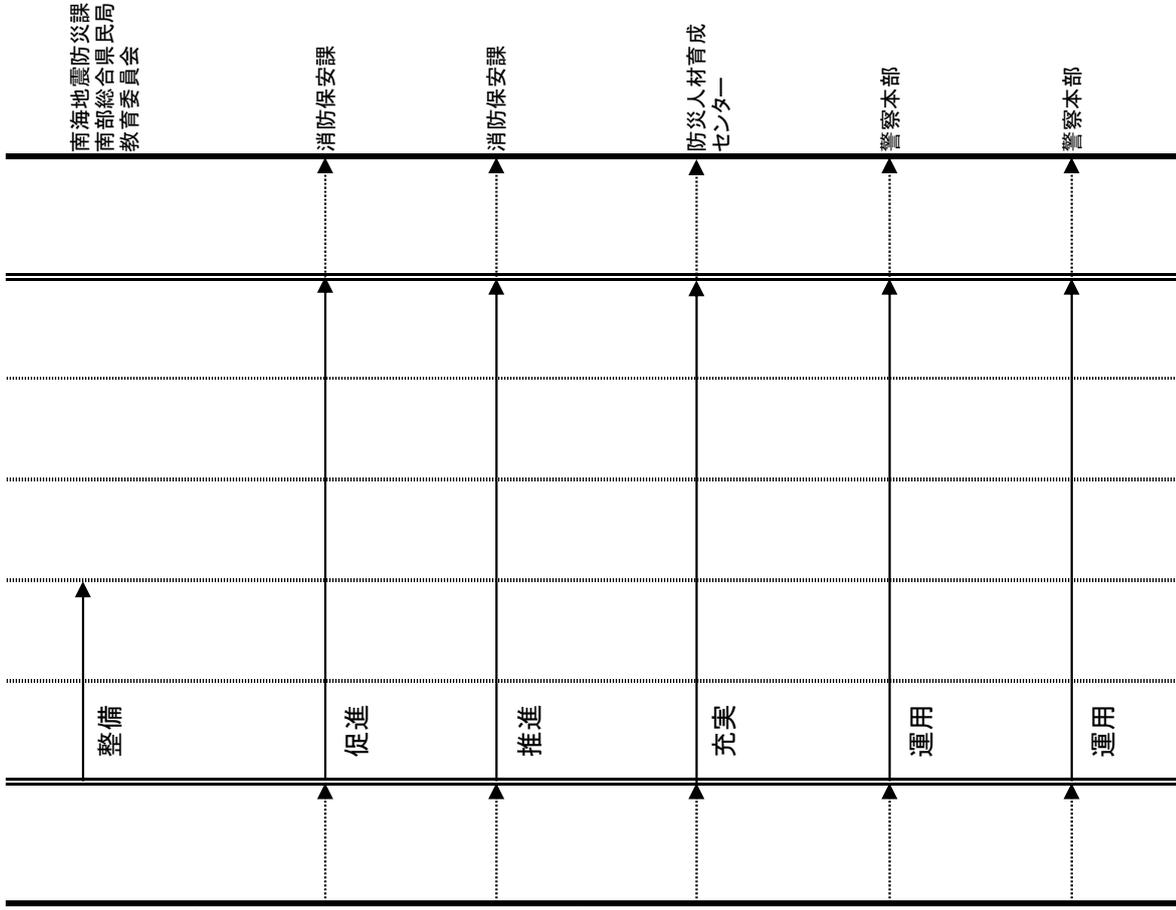
災害時に、市町村が被災した場合、県や自衛隊等関係機関からの応援受入体制の整備を促進する。

⑩ 市町村における被災者支援・復旧復興システムの導入促進

市町村において被災者支援を円滑に行う体制づくりを進めるため、被災者支援や復旧復興のためのシステム導入を促進する。

⑪ 消防防災ヘリコプター等の運航体制の充実強化

災害時に、救出救助や物資の輸送を円滑に実施するため、消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらすぎ」の装備・設備等の充実を図り、運航体制の強化を図る。



⑫県有施設におけるヘリサインの整備

災害時に、空からの救助・救出や物資の輸送を行う、消防防災ヘリコプター「うずしお」をはじめ、関係機関のヘリコプターが迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、県立学校等県有施設の屋上にヘリサインを整備する。

〈24年度までに25カ所程度整備〉

⑬市町村消防体制の充実強化

災害の多様化等に対応した市町村の消防体制の充実強化を図るため、市町村消防の広域化や指令業務の共同化を促進する。

⑭団員確保等による消防団の充実強化

消防団員の確保に向けた環境整備や活動能力の向上に資する取り組みを推進する。

〈24年度から「消防フェスティバル」開催〉

⑮消防学校における教育訓練の充実

災害時に的確に対応し得る消防力を確保するため、消防職(団)員に対し、複雑多様化する災害を想定した実践的な教育訓練を実施する。

⑯「徳島県警察災害派遣隊」の運用

県警察で構成する「徳島県警察災害派遣隊」を迅速に起動させ、被災地での的確な救出救助活動等を行う。

⑰警察の災害情報協力員制度(防災ウォッチャー)の運用

災害情報協力員制度を効果的に運用し、災害発生時の正確な被害把握と迅速な救出救助に役立てる。

⑮大規模災害時警察緊急支援員の登録事業

救出救助等で被災地に派遣される警察官の補充を行い、非常勤職員として後方治安支援等に当たる警察OBの登録を行う。

〈24年度に創設〉

⑯県職員等に対する防災研修の実施

県及び市町村の職員に対し、災害対応能力向上のための各種研修会の開催等、防災研修を実施する。

⑰県職員の「防災士資格取得」の推進

災害対応能力の向上を図るとともに、地域防災のリーダーとしての役割や意識を醸成するため、新規採用職員研修において、防災士資格取得に取り組む。

〈26年度から実施〉

⑱「eラーニング」を活用した県職員防災研修の実施

「eラーニング」を活用した「南海トラフ巨大地震等に備える防災研修」を開発し、県職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

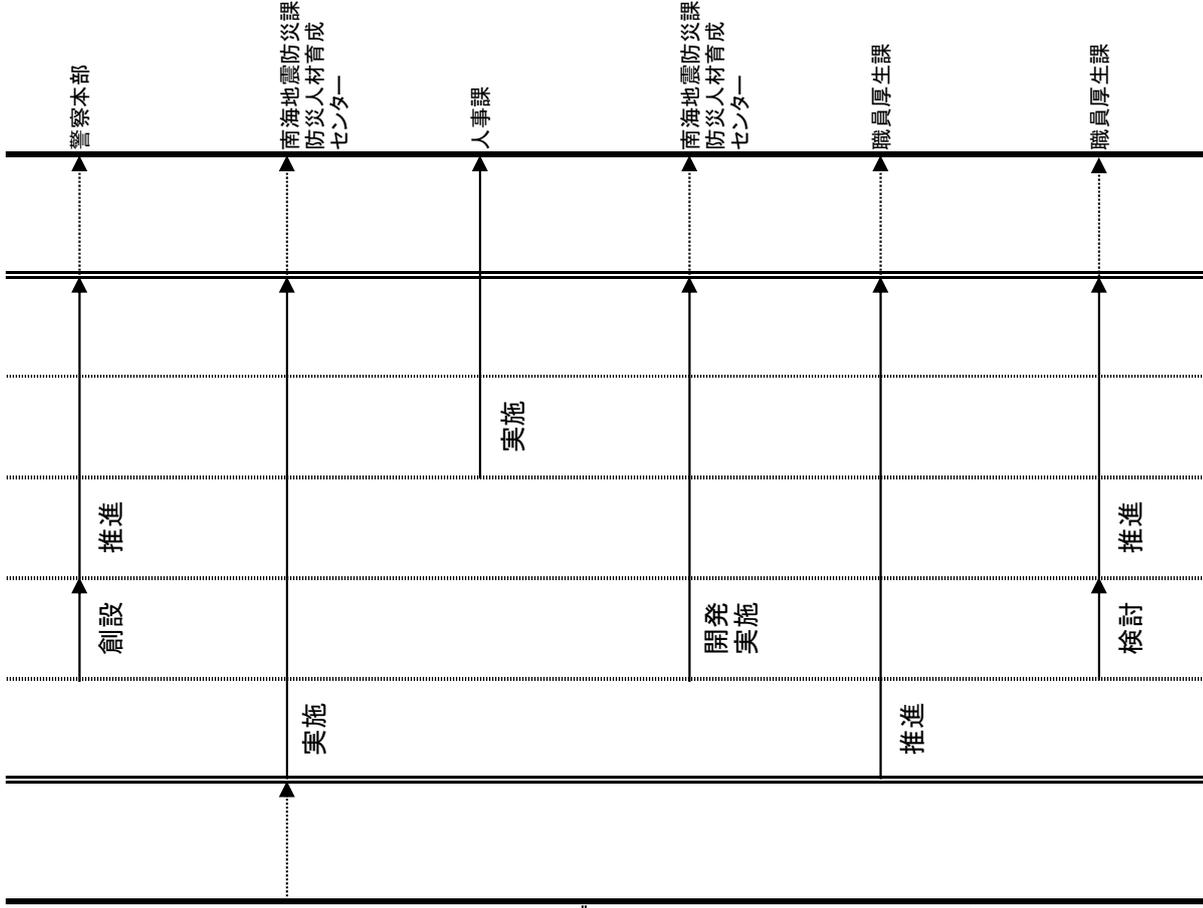
⑳災害対応職員のメンタルヘルス対策の推進

災害対応に伴う、メンタル不調の対処方法等についての知識や情報提供するための研修等を実施するとともに、専門医等による相談体制を整備する。

〈研修等参加者200人／年〉

㉑災害時の県庁診療所によるバックアップ体制の構築

災害時に県庁診療所が、発災直後の傷病者の手当や災害対応要員の心身の健康維持をバックアップする体制を整備する。



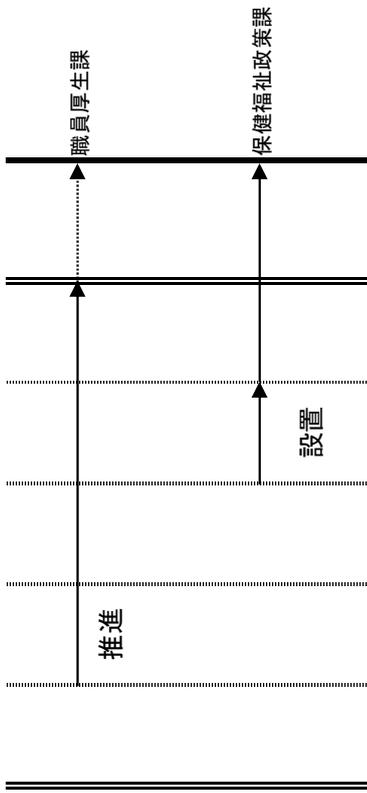
⑭災害対応要員のバックアップ体制の強化

災害発生時において、機動的かつ継続的に職員が業務に従事できるよう、宿舎となる職員住宅の耐震化を行い、安全確保を図る。

⑮災害時の保健所間のバックアップ体制(公衆衛生支援チーム(仮称))の構築

大規模災害時に被災した保健所が、健康危機管理の拠点としての機能が発揮できるよう、一定期間バックアップする「公衆衛生支援チーム(仮称)」を設置する。

〈26年度に設置〉



(2) 防災拠点施設の機能強化の推進

災害時に、迅速かつ的確な応急災害対策を実施するためには、県本庁舎をはじめ防災拠点となる県有施設等が自立的に活動できる機能を備えておく必要があります。
このため、防災拠点となる県有施設等の機能強化・充実を図り、災害時に即応できる体制を整備します。

【取り組み】

① 県本庁舎等の防災拠点機能の強化

本庁庁舎等の建築・設備の現状や構造的制約を踏まえた上で、地上及び地下階に設置されている重要機器に対する浸水対策、減災を考慮した上階への重要機器設置及び設備機能の強化を計画的に実施する。

② 県立防災センターの災害救助用資機材等の整備・充実

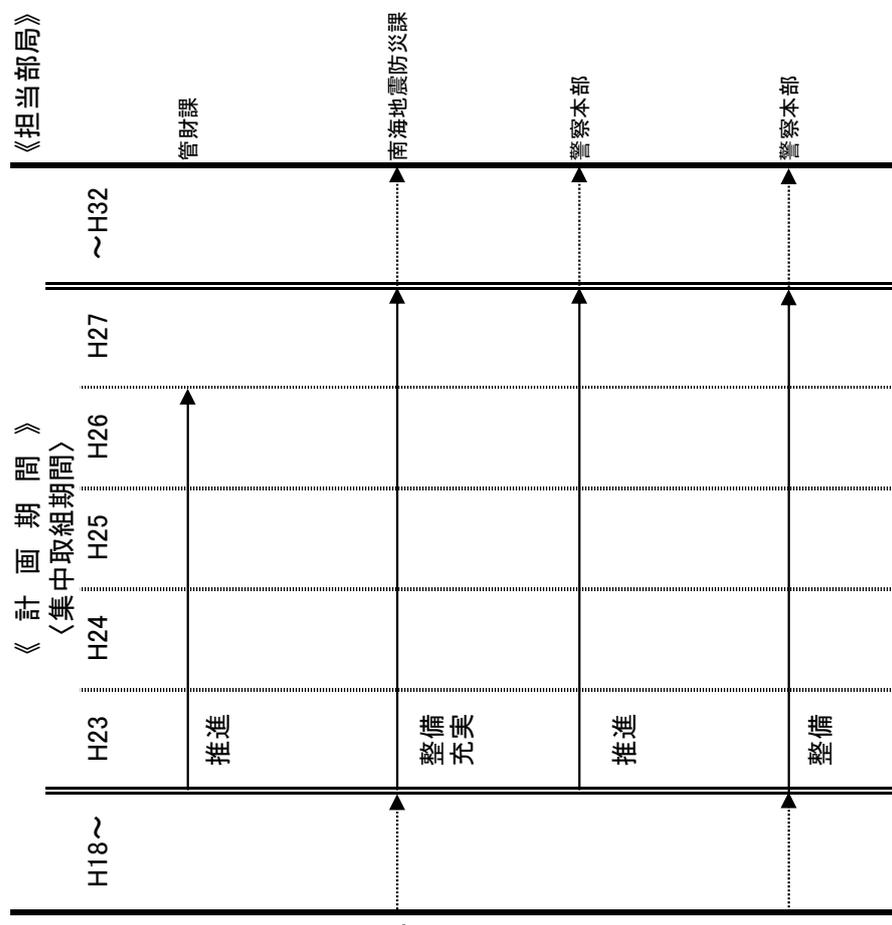
消防等関係機関が迅速に救助・救出活動を行うため、高度な搜索用資機材やエアータント等の災害救助用資機材や活動用食糧を整備する。

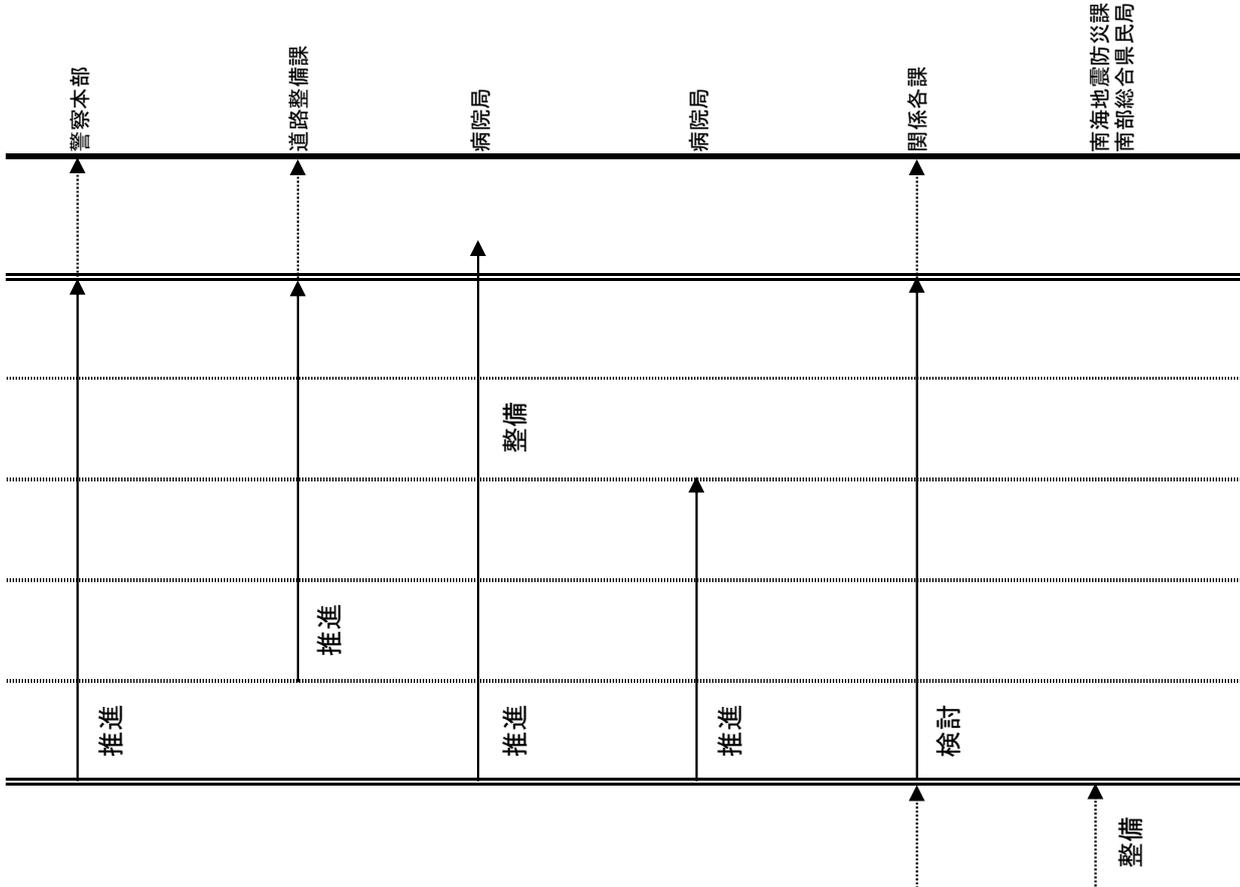
③ 警察施設の防災拠点機能の強化

災害時に被災状況の集約、110番受理や救助・救出活動等の指揮命令を行う「警察本部庁舎」及び「各警察署」の防災拠点機能(電源確保、耐震化等)の強化を計画的に実施する。

④ 警察の災害用装備資機材等の整備

警察官が迅速に救出救助活動を行うため、災害救助用資機材や災害救助活動時の非常用食糧等を沿岸警察署に重点的に整備する。





⑤ 防災拠点ともなる「自動車運転免許センター」の整備推進
災害時に、他都道府県警察からの応援部隊の集結場所としての役割を担うなど、県北部の防災拠点ともなる機能を付加した「自動車運転免許センター」の整備を推進する。

〈平成25年度に「自動車運転免許センター」を整備〉

⑥ 「道の駅」の防災拠点化の推進

大規模災害時などに備え、「道の駅」に災害情報発信施設や災害用トイレなどを整備し、「道の駅」の防災拠点化を推進する。

⑦ 県立海部病院の移転改築の推進

南海トラフ巨大地震による津波により甚大な被害が想定される県南地域において、中核となる災害拠点病院として対処できるよう、県立海部病院の移転改築に取り組む。

〈28年度に整備〉

⑧ 県立中央病院・三好病院におけるヘリポート整備

災害時の円滑な患者搬送のため、県立中央病院と県立三好病院にヘリポートを整備する。

〈25年度までに整備〉

⑨ 地域における防災拠点施設の整備の検討

地域において、広域的な応急復旧活動の拠点や避難所等として活用できる施設の整備を検討する。

⑩ 県南部の防災拠点施設の整備

幹線道路の寸断、地域の孤立化等により甚大な被害が予測される県南部地域において、防災拠点となる施設を整備する。

〈22年度に「南部防災館」を整備〉

⑪ 県西部の防災拠点施設の整備

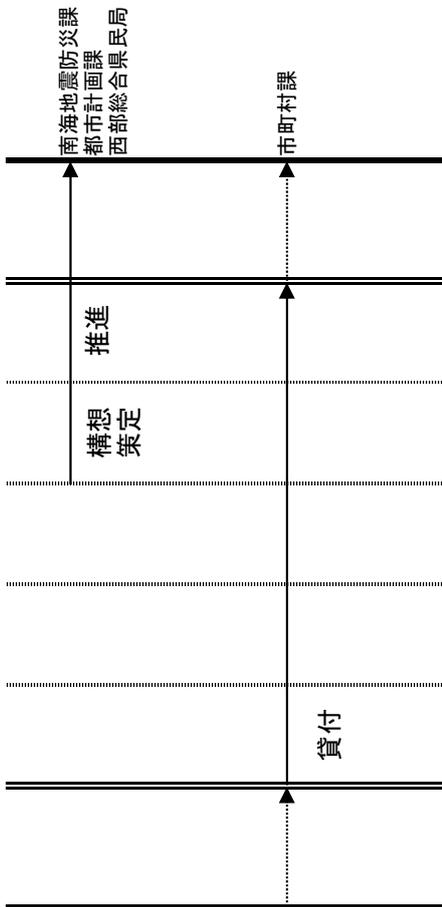
西部地域の防災拠点や、津波被害が想定される沿岸地域の後方支援拠点となる「西部健康防災公園(仮称)」の整備を推進する。

〈26年度に基本構想策定〉

⑫ 市町村振興資金貸付金(南海トラフ巨大地震対策推進資金)の貸付

市町村が行う防災基盤の整備や公共施設の耐震化に対して、低利な資金の貸付を行い、市町村の災害対応能力強化を支援する。

〈必要な貸付枠の確保〉



(3) 防災訓練の充実強化

南海トラフ巨大地震等大規模災害を想定し、平常時から自衛隊や警察、消防等関係機関や市町村と連携し、実践的な防災訓練を実施し、応急災害対応の役割分担や手順等を確認しておく必要があります。
また、関西広域連合をはじめ、他の都道府県等との訓練を実施し、災害時の応援・受援体制の構築を進めます。

【取り組み】

① 総合防災訓練・図上訓練の実施

自衛隊、警察、消防等関係機関と連携し、地震等の災害に即した実践的な訓練を実施する。

② 「近畿2府7県・関西広域連合同防災訓練」の実施

「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」及び「関西防災・減災プラン」に基づき、「近畿2府7県・関西広域連合同防災訓練」を実施する。

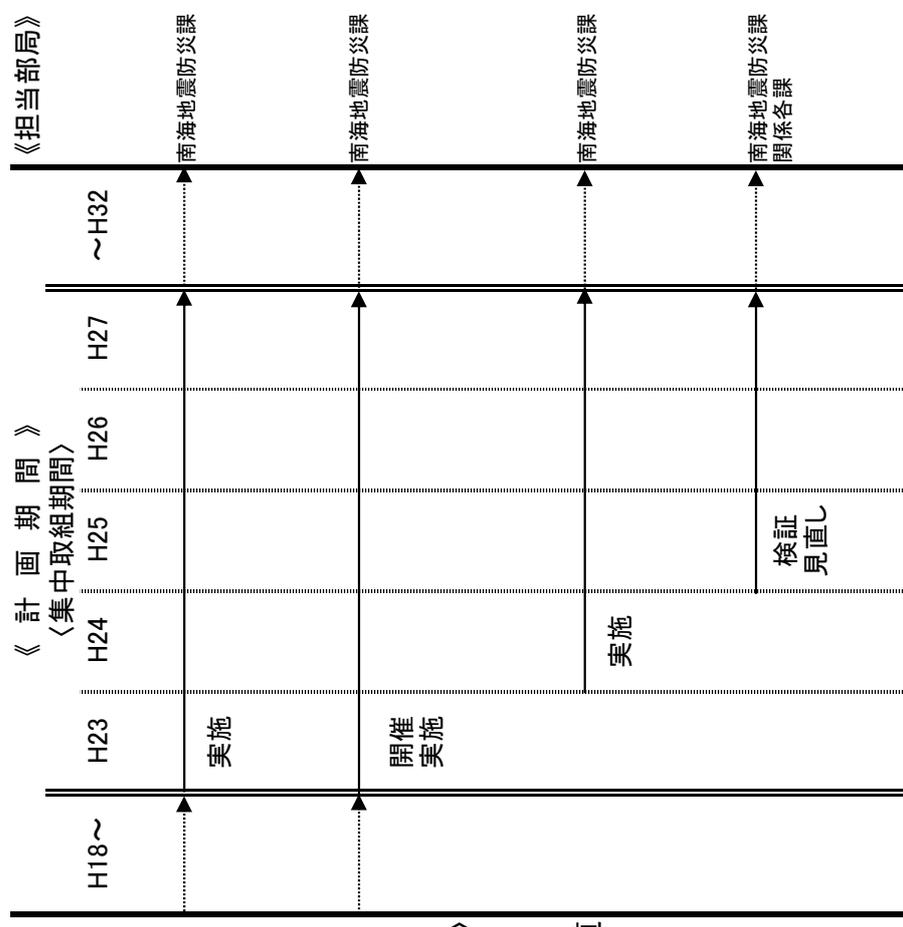
〈本県で23年度に開催〉

③ 陸上自衛隊第14施設中隊との連携による啓開訓練等の実施

24年度から本県に駐屯する「陸上自衛隊第14施設中隊」と連携し、緊急輸送道路の啓開訓練等、部隊の特性を発揮した合同訓練を実施する。

④ 「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づく防災訓練の実施・検証（再掲）

「個別災害対応業務実施マニュアル」に基づき、各担当において、市町村や防災関係機関等と連携して、実動または図上訓練を実施し、マニュアルの継続的な検証・見直しを行う。



⑤消防防災ヘリコプター等の災害対応能力の向上

消防防災ヘリコプター「うずしお」や警察ヘリコプター「しらすぎ」の救出救助訓練等を実施し、さまざまな災害に対応できるよう能力向上を図る。

⑥緊急消防援助隊合同訓練の実施

緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動が実施されるよう、災害対応力の強化と連携強化等を図るため、他県と連携した訓練を実施する。

〈本県で23年度に近畿ブロック、25年度に中四国ブロック合同訓練を開催〉

⑦「中国・四国管区警察局広域緊急援助隊等合同訓練」の実施

中国・四国管区広域緊急援助隊等で実施する合同訓練に参加し、連携を強化する。

〈本県で23年度に開催〉

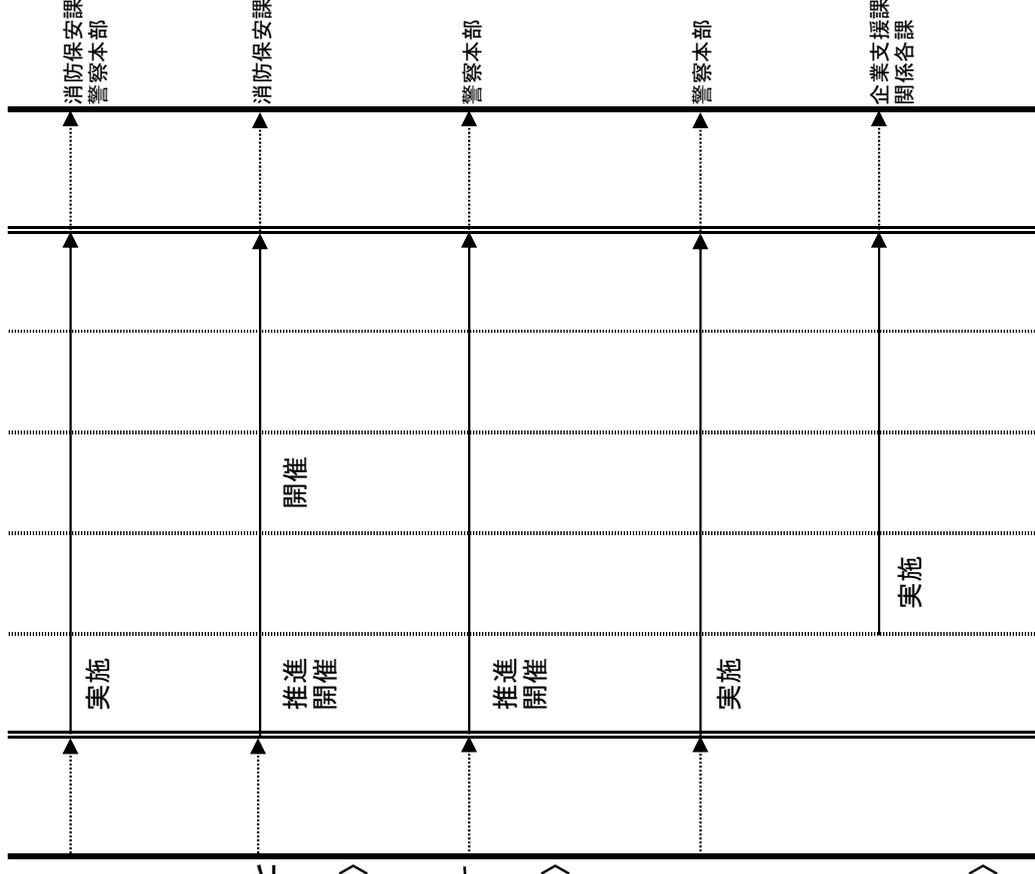
⑧警察の災害警備訓練の実施

救出救助等災害警備活動能力を強化するため、県警察災害派遣隊と警察署との合同訓練を実施する。また、地域住民等との連携による合同訓練を実施するとともに、沿岸警察署等においては、津波被害を想定した訓練を実施する。

⑨生活必需品等の確保・搬送に係る図上訓練の実施

大規模災害時に備え、支援協定に基づき、生活必需品等の確保、搬送体制の確立のための図上訓練を実施する。

〈毎年度実施〉

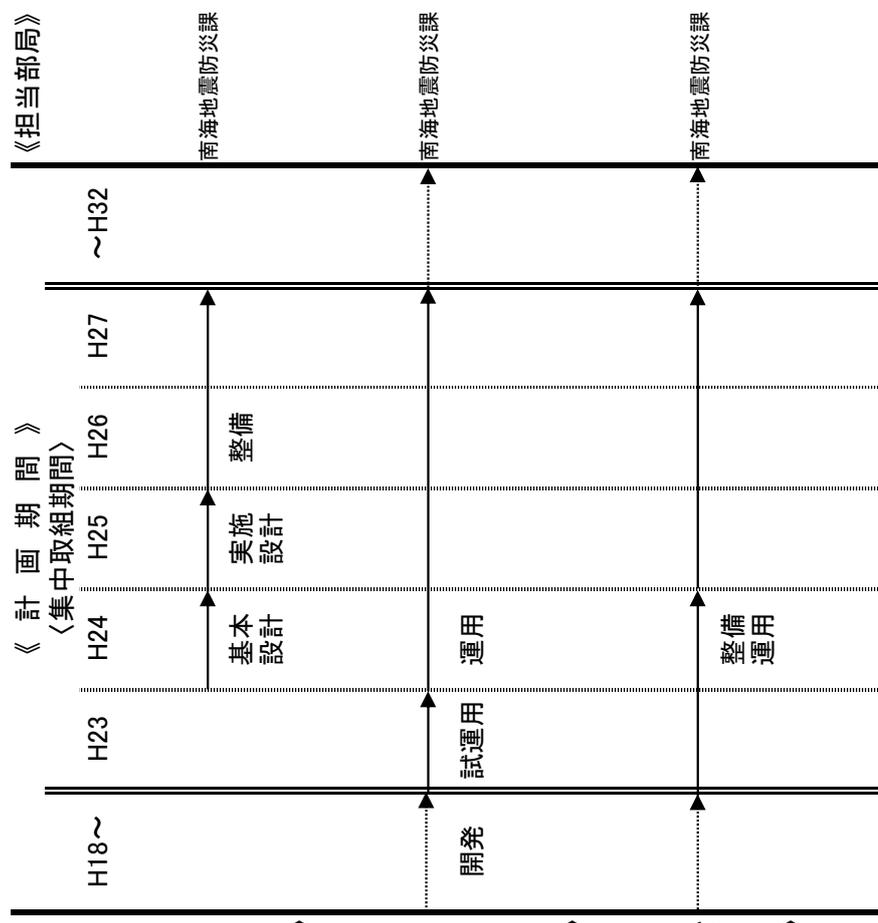


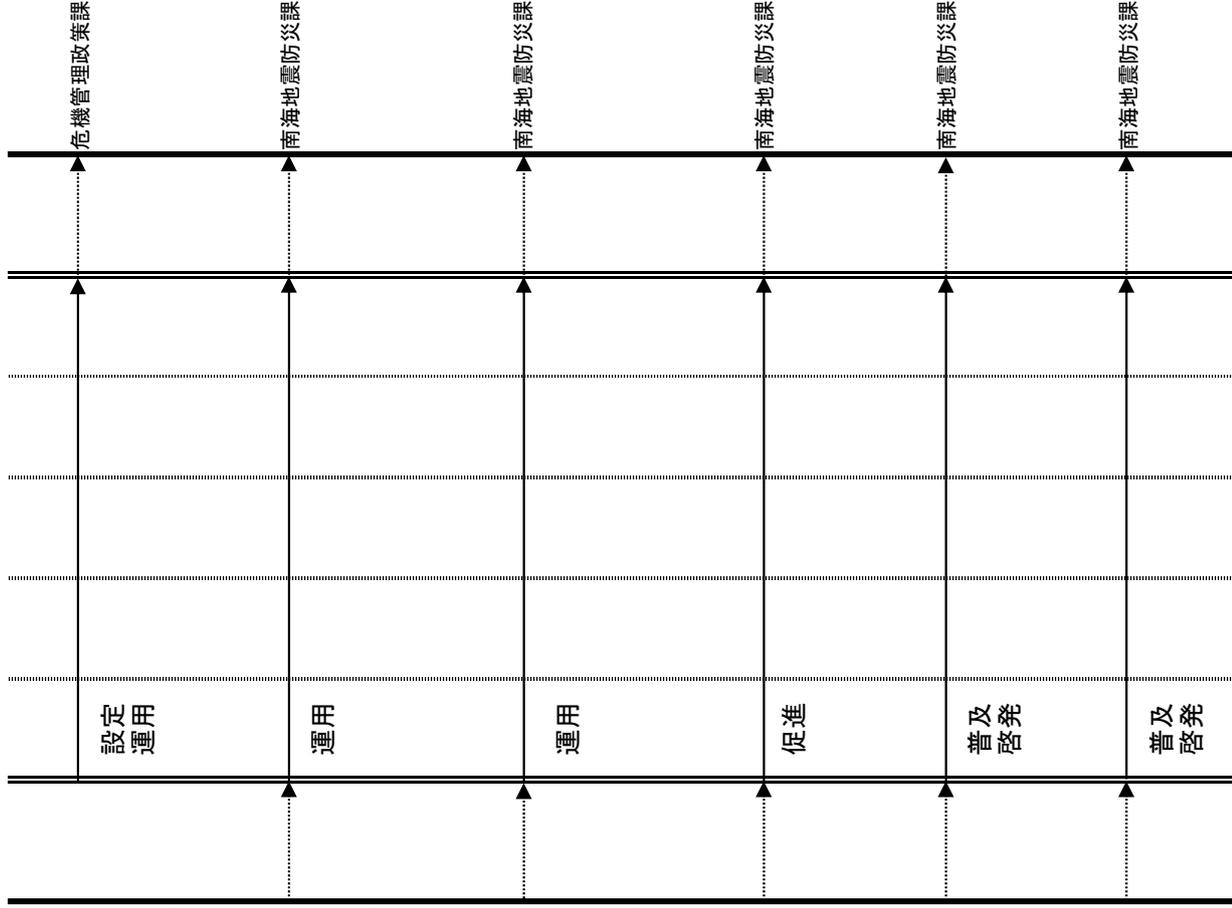
(4) 防災情報・通信体制の強化

行政が的確な災害対応を行うためには、地震・津波情報や被害状況、応急復旧情報などを迅速に収集し、関係機関が情報が情報を共有することが重要です。また、これらの情報を県民に速やかに提供することも必要です。このため、災害に強い情報通信ネットワークの構築や情報基盤の整備、県民に幅広く情報提供が行えるホームページ等伝達システムの整備を推進します。

【取り組み】

- ① **総合情報通信ネットワークシステムの再整備**
老朽化している総合情報通信ネットワークシステムの再整備を行い、大規模災害時でも高い信頼性を確保するとともに、デジタル化した高機能な通信網を整備する。
〈27年度までに整備〉
- ② **「災害時情報共有システム」の開発・機能強化・運用**
災害時に、県、市町村をはじめ防災関係機関のほか、ライフライン機関やマスコミ等の中で被災情報等を共有する「災害時情報共有システム」を開発する。また、合同訓練等を通じて、検証を行い、必要な機能を追加するとともに、情報共有を行う関係機関の拡充を行い、システムの適切な運用を図る。
〈24年度から運用〉
- ③ **「情報ネットワーク基盤」の再整備**
災害等が発生した場合に、ホームページをはじめ各種の県民への情報提供等を継続できるよう、クラウド技術を活用したシステム基盤の整備強化を行う。
〈24年度までに整備〉





- ④県ホームページへの動画専用カテゴリの設定
 防災情報をより身近に分かりやすく伝え、県民の意識向上を図るため、ポータルサイト「安心とくしま」において、防災に関する動画情報を提供する専用カテゴリを設ける。
 〈23年度に設定〉
- ⑤ヘリコプターテレビ伝送中継システムの運用
 ヘリコプターから撮影した被災状況などの映像を中継伝送するシステムを運用する。
 〈18年度から運用〉
- ⑥メールによる県民向け防災情報提供システムの運用(再掲)
 情報提供を希望する県民に対して、携帯メールやエリアメールをはじめとする緊急情報メールにより、地震・津波情報、気象警報、避難勧告の発令などの防災情報を提供するとともに、互いの安否が確認できる「安否情報共有サービス」を提供する。
 〈H22:7,585人 → すだちくんメール登録者30,000人以上〉
- ⑦市町村の同報無線・屋外拡声機等の運用に対する支援(再掲)
 市町村における、同報無線・屋外拡声機等の運用を支援し、住民の防災情報の伝達手段の充実・強化を促進する。
- ⑧緊急地震速報の普及啓発(再掲)
 気象台をはじめとする防災関係機関と連携を図りながら、緊急地震速報の普及啓発を図る。
- ⑨全国瞬時警報システム(J-ALERT)の普及・充実(再掲)
 防災・国民保護等の緊急情報を配信する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の効果的な活用を図るとともに、市町村における普及・活用を促進する。

⑩緊急地震速報受信端末等の県有施設への整備(再掲)

県有施設の利用者の安全確保を図るため、緊急地震速報が受信できる端末等を防災拠点等となる県有施設に導入する。
また、必要に応じて、屋外にも防災情報が伝達できる放送設備の整備を行い、県有施設の災害対応能力の向上を図る。

〈H22:16施設 → 24年度までに120施設整備〉

⑪各警察署等における衛星携帯電話の整備

既存の通信手段が途絶した場合の緊急通信手段として、沿岸警察署を重点に衛星携帯電話を整備する。

⑫防災情報(道路・河川・気象・土砂災害警戒情報等)統合管理システムの構築・運用

道路通行規制・河川水位・気象・海象・土砂災害警戒情報など各種防災情報を一元管理するとともに、市町村など防災関係機関や県民に対して、これらの情報を伝達するシステムを構築し運用する。

⑬「総合地図提供システム」の開発・運用

県から県民に提供する地図情報を一元化して利便性を高め、ハザードマップなど各種の地図情報を有効に活用してもらうため、県民が手軽に利用できる総合地図提供システムを構築する。

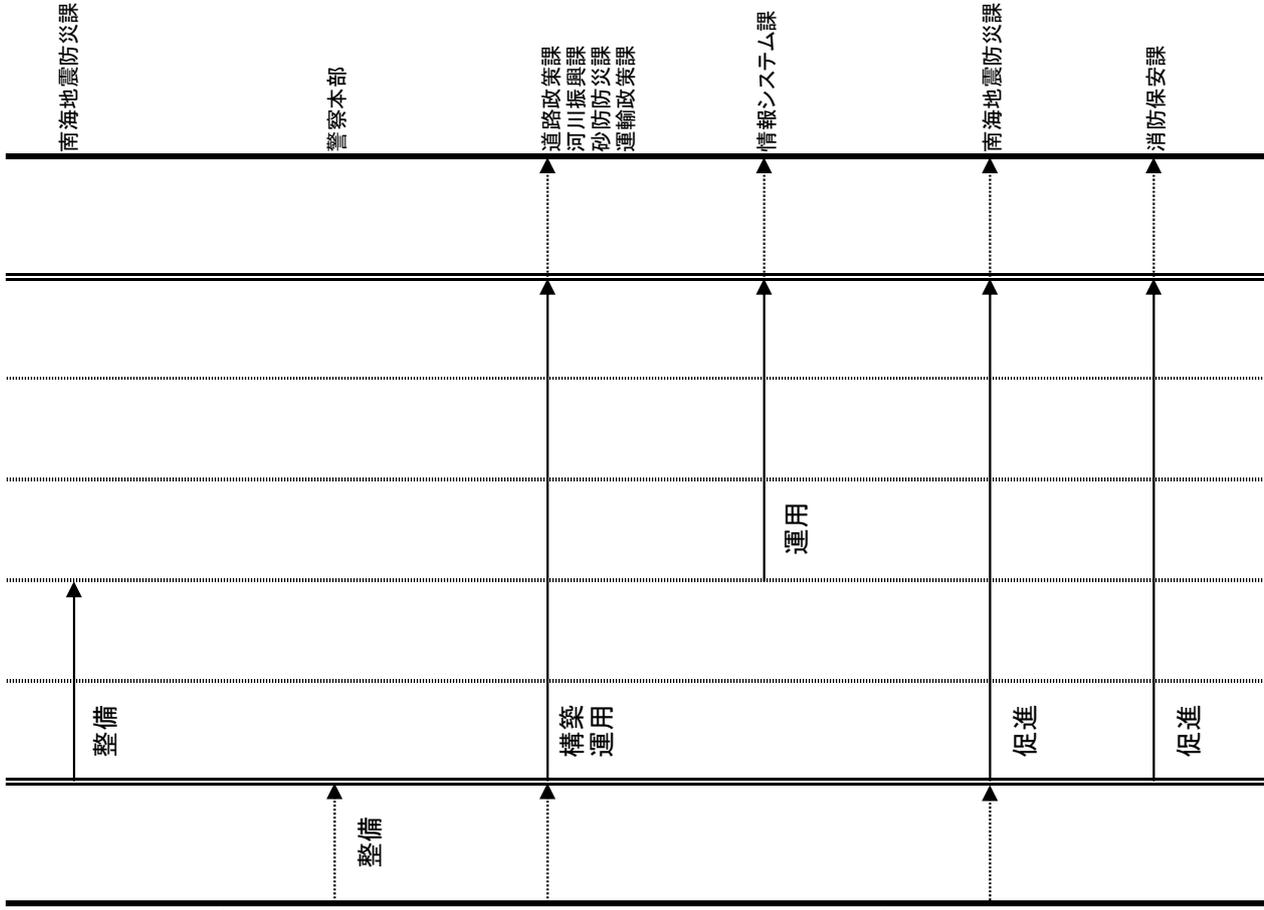
〈25年度に基本システム構築〉

⑭市町村防災行政無線の整備の促進

市町村合併や老朽化等に対応した適切な運営や整備などを促進する。

⑮消防救急無線の県内ネットワーク化の促進

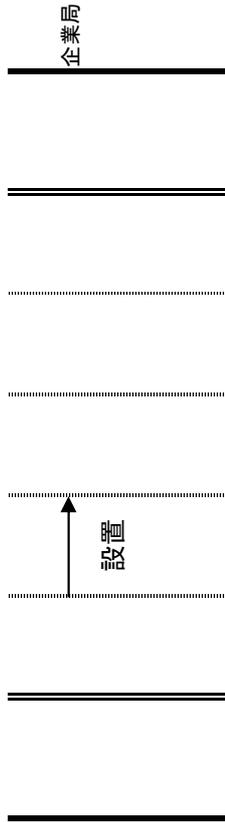
大規模災害時において、円滑な救助活動を展開するため、消防救急無線のデジタル化に併せ、県庁・各消防本部間の無線のネットワーク化を促進する。



⑬ 藍場町地下駐車場における緊急地震速報等非常通報装置の設置

藍場町地下駐車場の利用者の安全を確保するため、緊急地震速報等非常通報装置を設置する。

〈24年度に設置〉



(5) 広域的な連携強化

大規模な地震が発生した場合、県下全域が被災し、他府県や自衛隊などの支援が必要となることが予想されます。このため、関西広域連合をはじめ、他府県等との連携を強化するとともに、外部からの応援を円滑に受け入れる体制の整備を進めます。

【取り組み】

① 他都道府県との相互連携の強化

大規模な被害を想定し、「関西広域連合」や「南海トラフ地震に備える9県知事会議」をはじめ、他都道府県との相互応援体制を構築するとともに、平常時から情報交換等を行い、連携を強化する。

② 全国の地域ブロック間における広域応援体制の構築

大規模災害時に、全国の地域ブロック間における広域応援が円滑に実施できる体制の構築について、検討を進める。

③ 「関西広域応援・受援実施要綱」の制定

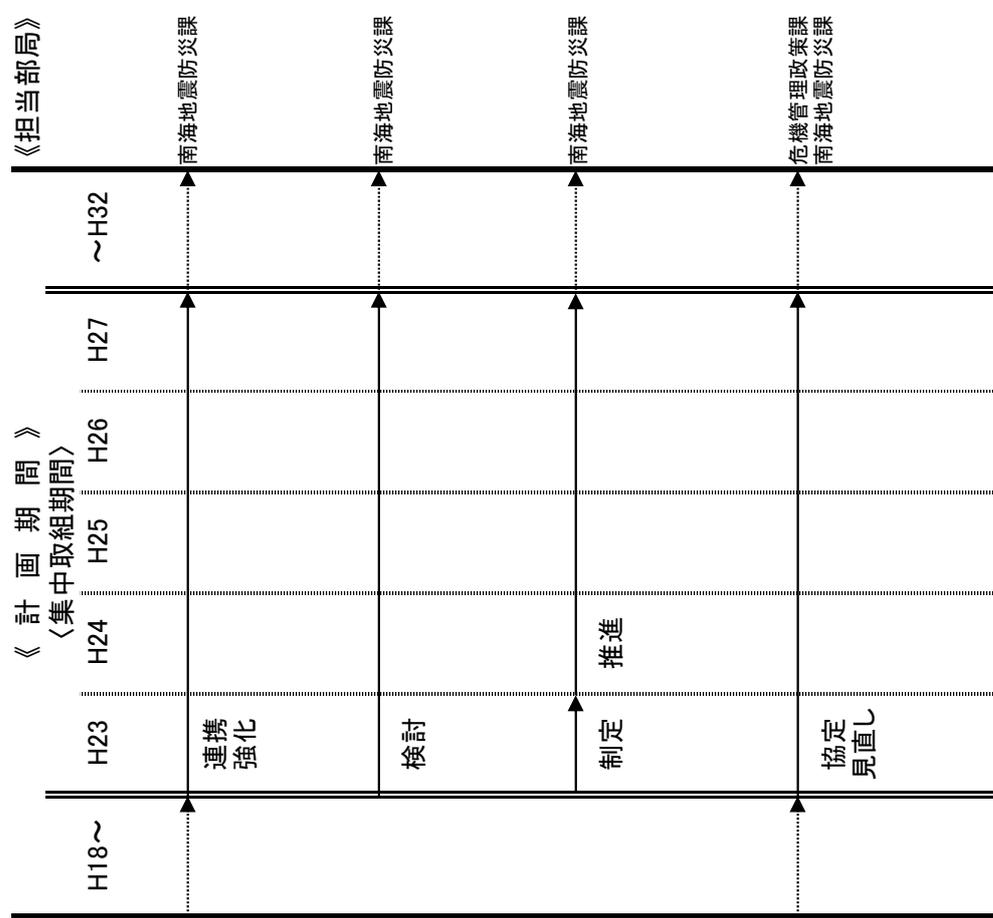
関西広域連合の具体的な活動手順である「関西広域応援・受援実施要綱」を定め、大規模広域災害発生に備える。

〈23年度に制定〉

④ 「カウンターパート方式」による鳥取県との連携強化

中国と四国の県間でカウンターパート方式により構築した相互応援体制や、平成23年11月に締結した危機事象発生時相互応援協定を踏まえ、両県の市町村や民間団体の相互交流や連携を支援し、全県的な応援・受援体制を構築するなど、鳥取県との連携を一層推進する。

〈23年度に協定見直し〉



⑤「徳島県広域防災活動計画」の見直し

広域応援部隊の配分や活動拠点等をまとめた「徳島県広域防災活動計画」に基づき、関係機関の情報共有を図るとともに、県総合防災訓練等の検証を踏まえて本計画を見直す。

〈24年度に見直し〉

⑥高速道路会社との連携強化

大規模な災害を想定し、「西日本高速道路株式会社」及び「本州四国連絡高速道路株式会社」との「相互応援協定」を拡充するとともに、平常時から情報交換を行い、相互の連携を強化する。

協定
拡充

連携
強化

見直し

運用

南海地震防災課

道路政策課
高規格道路課

⑦工業用水道の広域応援体制の強化

四国4県の相互応援協定（締結済み）に加え、カウンターパート県である鳥取県と「工業用水道被災時応援協定」を締結し、相互応援体制を強化する。

締結

推進

企業局

〈24年度に協定締結〉

⑧文化財カルテの作成

国・県指定等文化財のカルテを作成し、県・市町村教育委員会で保管し、震災後の応急措置等に活用する。また、中国・四国地方など他県の支援を求める際にも活用する。

作成

教育委員会

〈27年度までに作成〉

(6) 行政の業務継続体制の確保

災害時に、行政が迅速に災害応急対策を行えるよう、職員の災害対応能力を向上させるとともに、初動体制の強化を図ります。また、県南部及び県西部圏域における活動拠点となる総合県民局の機能を強化し、本庁の災害対策本部と総合県民局の連携を図ります。

【取り組み】

① 県庁BCPによる災害応急対策を実施する体制整備の推進

東日本大震災を踏まえ、県庁BCP(業務継続計画)を見直すとともに、以後も適宜、災害応急対策を実施する県庁業務の継続した検証・見直しを行う。

〈19年度に策定 → 24年度に見直し〉

② 「個別災害対応業務実施マニュアル」策定に伴う県庁BCPの見直し

各災害対応業務の手順等を明らかにする「個別災害対応業務実施マニュアル」の策定とその継続的な見直しを、県庁BCP(業務継続計画)に的確に反映し、必要に応じて見直しを行う。

③ 災害時の庁内情報ネットワークシステムの維持

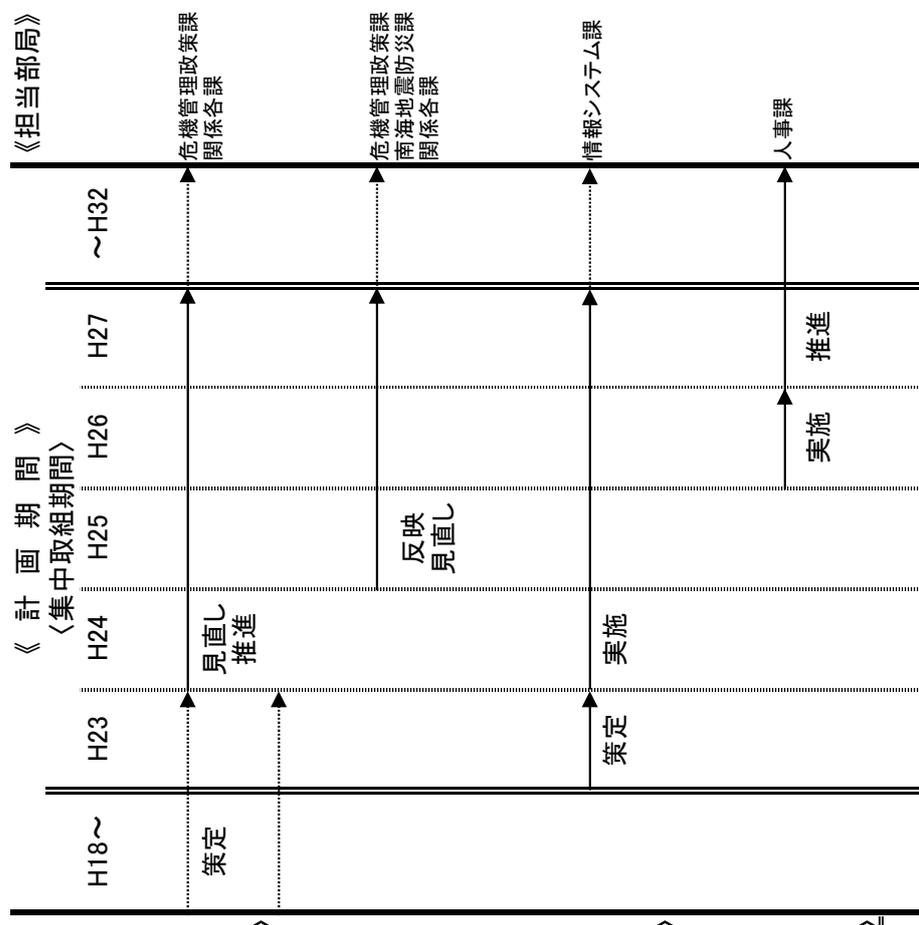
災害時の行政の業務継続の前提となる情報ネットワーク維持のため、ICT部門(情報システム課)の業務継続計画を策定し、対策を実施する。

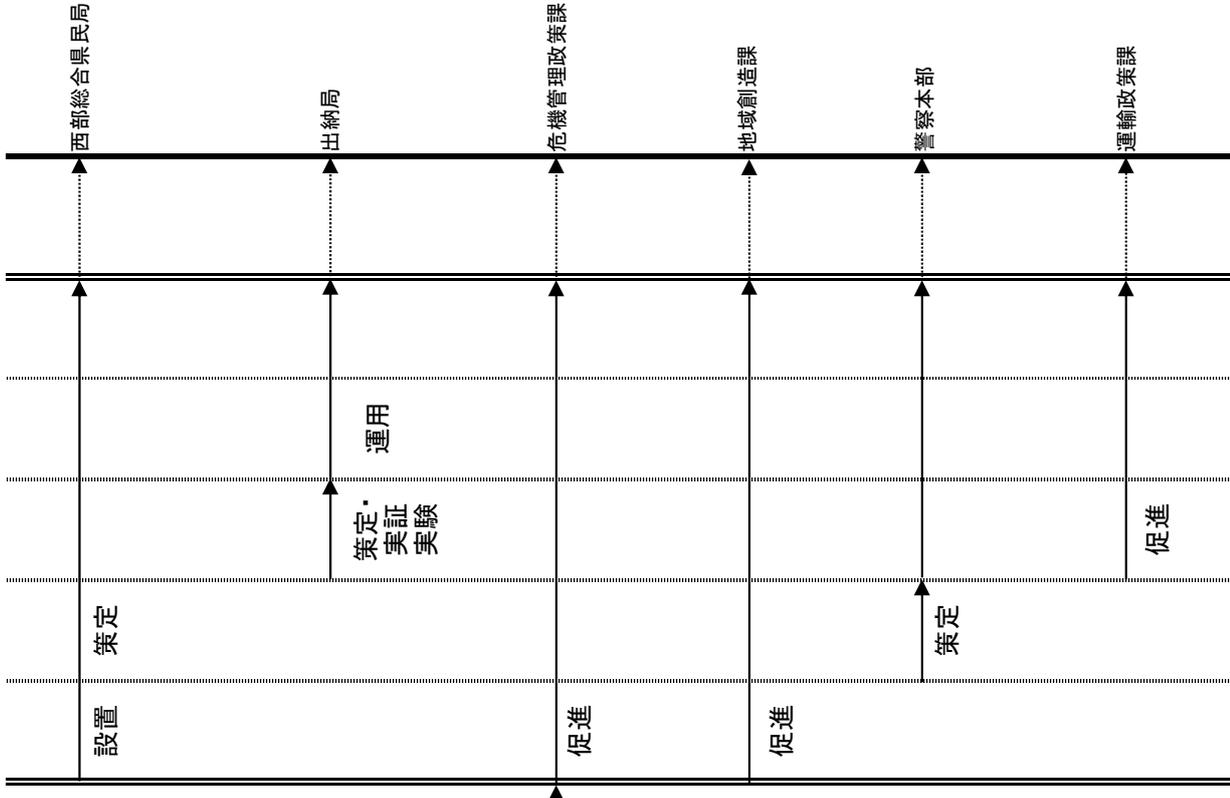
〈23年度に策定〉

④ 災害時の業務継続に資する「テレワーク」の推進

災害時における業務継続等に資するため、「テレワーク」実証実験を開始し、職員の災害対応能力の向上を図る。

〈26年度に実証実験を実施〉





⑤ 災害時のバックアップ体制整備に係る西部圏域の取組みの推進
 南海トラフ巨大地震発生時に、津波被害が想定される沿岸地域をバックアップできよう、「西部圏域広域防災連絡会議」を設置し、「広域防災計画」を策定するなど、バックアップ体制の構築を推進する。

〈23年度に連絡会議を設置〉
 〈24年度に計画策定〉

⑥ 大規模災害時における公金安定供給機能の確保
 公金の安定供給機能を維持するためのアクションプランを策定し、「財務会計システム」のバックアップをはじめとする実証実験を実施し対策を講じる。

〈H26年度にバックアップセンター運用 1ヶ所〉

⑦ 市町村BCPの策定の促進
 市町村における災害時の業務継続を確保するため、BCP(業務継続計画)の策定を促進する。

〈H22:策定市町村なし → 27年度までに全市町村で策定〉

⑧ 「住民データ」の保護の促進
 各市町村が保有する「住民データ」のバックアップを庁舎外で保管し、被災後住民データを喪失しても速やかに復旧できる体制整備を促進する。

⑨ 警察本部及び各警察署におけるBCPの策定
 警察本部及び各警察署のBCP(業務継続計画)を策定し、災害警備にあたる警察の優先度が高い業務の継続性を確保する。

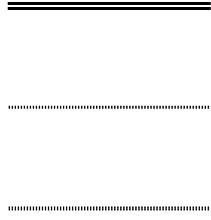
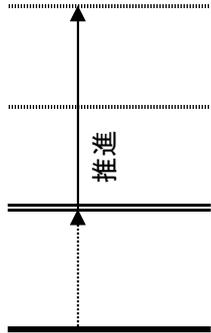
〈24年度に策定〉

⑩ 港湾BCP(事業継続計画)の策定の促進
 大規模地震発生時等に「救援物資の輸送」や「危機管理対応等の優先業務」を継続させ、低下した物流機能を出来る限り早期に回復できるよう、関係者の役割を規定した港湾BCPの策定を促進する。

①県有施設におけるキャビネット等家具の固定の推進

県有施設において、利用者の安全確保と迅速な災害応急体制への移行が図れるよう、キャビネット等家具の固定を推進する。

〈24年度までに全県有施設で実施〉



5 被災者の迅速な救助・救出対策

(1) 救助・救急医療体制の充実強化

災害時に、救助・救出活動を迅速に行うことができるよう、消防機関や警察の能力向上を図るとともに、負傷者が迅速かつ効果的に治療を受けられるよう、被災現場への救護班の派遣や医療機関への重傷者等の重傷者等の確な搬送を行うための体制を整備します。また、災害拠点病院をはじめ、各医療機関において被災を最小限にとどめ、災害医療活動が継続できるように、医療機関の防災対策を推進します。

【取り組み】

①メディカルコントロール体制の充実

消防機関と医療機関が連携し、救急救命士等による救急業務の高度化を推進し、救護体制を充実する。

②警察と消防等防災関係機関が連携した訓練の実施

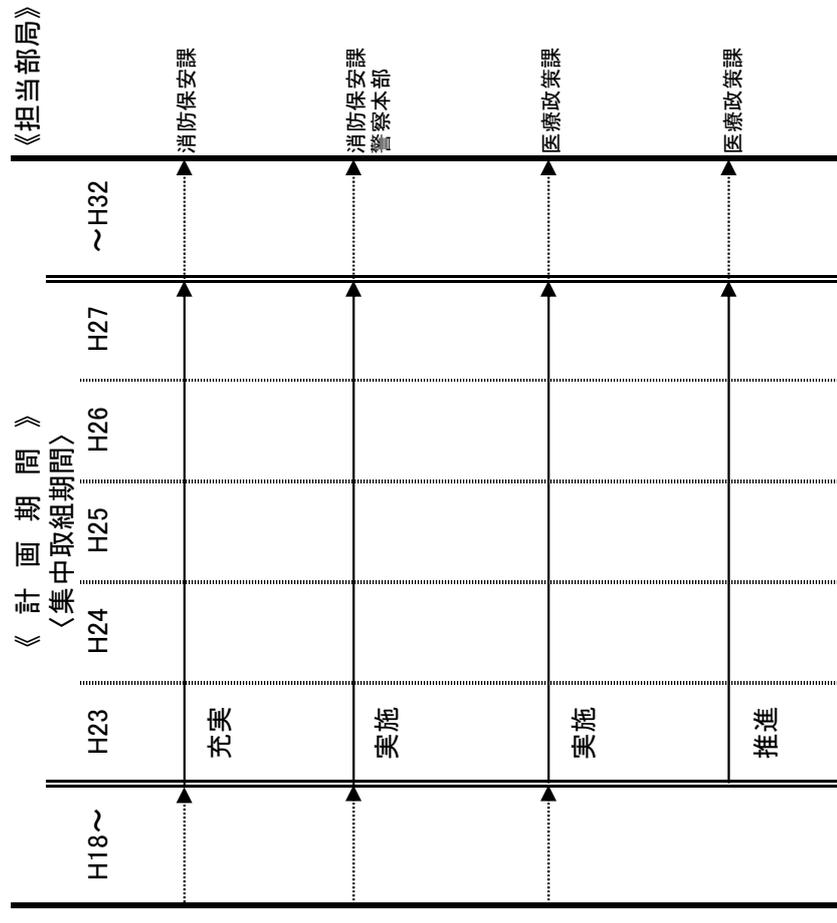
警察と消防等防災関係機関が連携し対応能力を向上するため、大規模災害に備えた訓練を実施する。

③医療救護マニュアルによる図上訓練の実施

医療救護マニュアルにより、県、市町村のほか、災害拠点病院や徳島DMAT指定医療機関等と連携した図上訓練を実施する。

④南海トラフ巨大地震に備えた「災害時医療救護マニュアル」の策定

東日本大震災の課題を踏まえ、南海トラフ巨大地震に備えた「災害時医療救護マニュアル」を策定し、県内全域における災害医療対応の体制づくりを推進する。



⑤戦略的災害医療プロジェクトの推進

災害関連死をはじめとする、被災後の「防ぎ得た死」を無くすため、災害時から平時とを、つなぎ目のないシームレスな災害医療提供体制を構築する。

〈26年度に実証実験〉
 〈27年度に構築〉

⑥市町村における医療救護体制の充実促進

市町村において、消防や地元医師会との連携を強化するなど、医療救護体制の充実を促進する。

促進

⑦災害派遣医療チームの人材の養成

国の災害派遣医療チーム(DMAT)研修の受講を促進し、チームの増加を図るとともに、徳島県DMATの活動訓練を実施する。

養成

〈H22:15チーム → 27年度までに23チーム〉

⑧「災害派遣精神医療チーム」の人材の養成

災害派遣精神医療チーム(DPAT)先遣隊を整備するとともに、県内精神科病院等による災害派遣精神医療チーム(DPAT)の養成する。

整備

養成

〈26年度にDPAT先遣隊を整備〉

⑨広域災害医療情報システムを用いた医療機関相互の支援体制の充実

「徳島県広域災害医療情報システム」及び国の「広域災害救急医療情報システム(EMIS)」の情報入力訓練を通じ、災害時の円滑な相互支援体制の充実を図る。

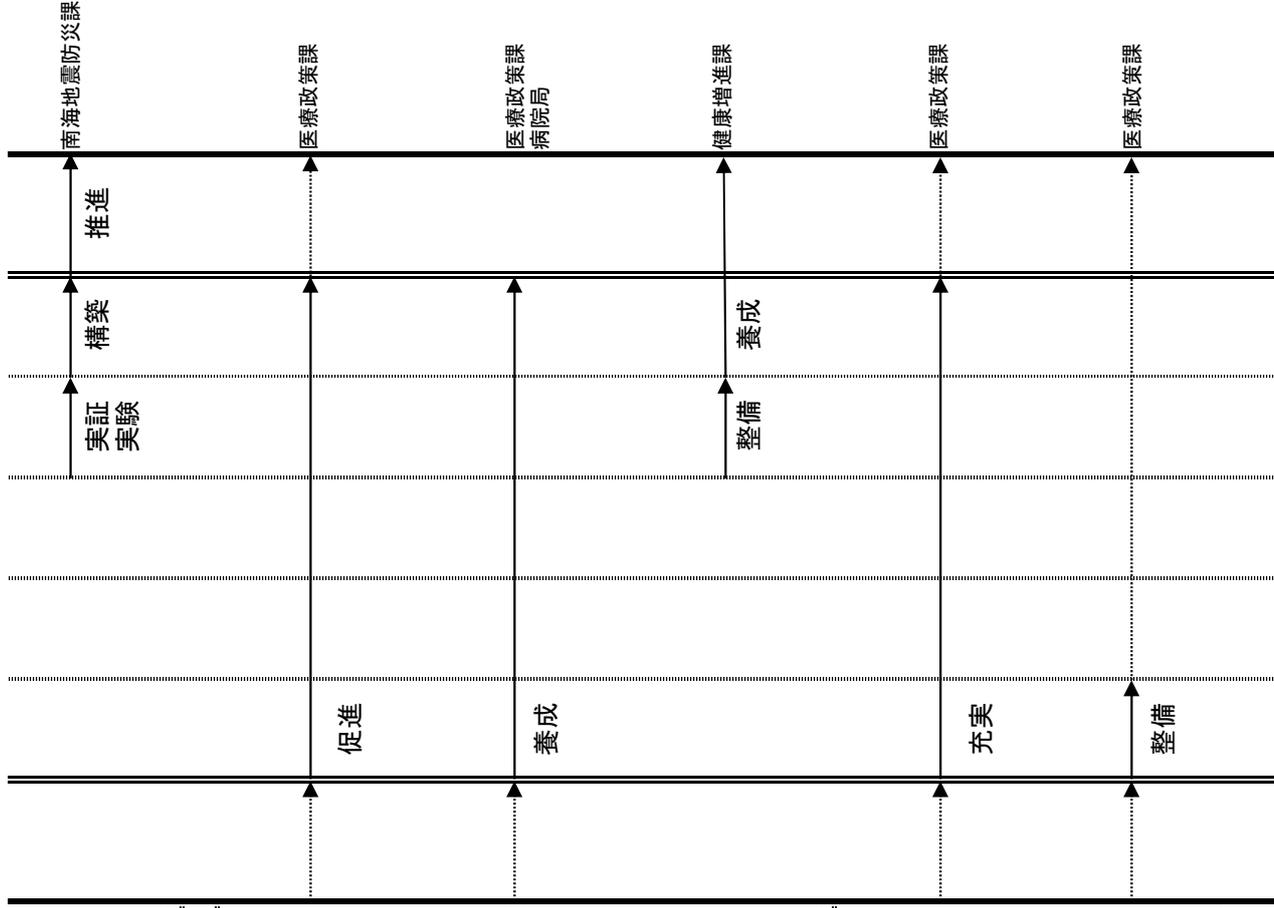
充実

⑩広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備促進

大規模災害時に、徳島県DMATや県外からの支援DMAT等が円滑に広域医療搬送を実施できるよう、広域医療搬送拠点の整備を行う。

整備

〈23年度に整備〉



⑪災害拠点病院におけるBCP(事業継続計画)策定の促進

災害拠点病院において、迅速に災害時対応を行うためのBCP(事業継続計画)の策定を促進する。

⑫ドクターヘリコプターを活用した救急搬送体制づくりの推進

ドクターヘリコプターを導入し、災害時における患者搬送手段の充実を図り、被災傷病者等を円滑に医療機関へ搬送する体制づくりを推進する。

〈24年度に導入〉

⑬災害時緊急医薬品等の備蓄

大規模災害発生時に必要な医薬品と防疫用薬剤・衛生材料を県内に分散備蓄する。

〈18年度に備蓄 → 23年度に慢性疾患治療薬を追加〉

⑭災害時緊急医薬品等の備蓄計画の策定

南海トラフ巨大地震に備え、新たな県の被害想定を踏まえた災害時緊急医薬品等の備蓄計画を策定する。

〈25年度に策定〉

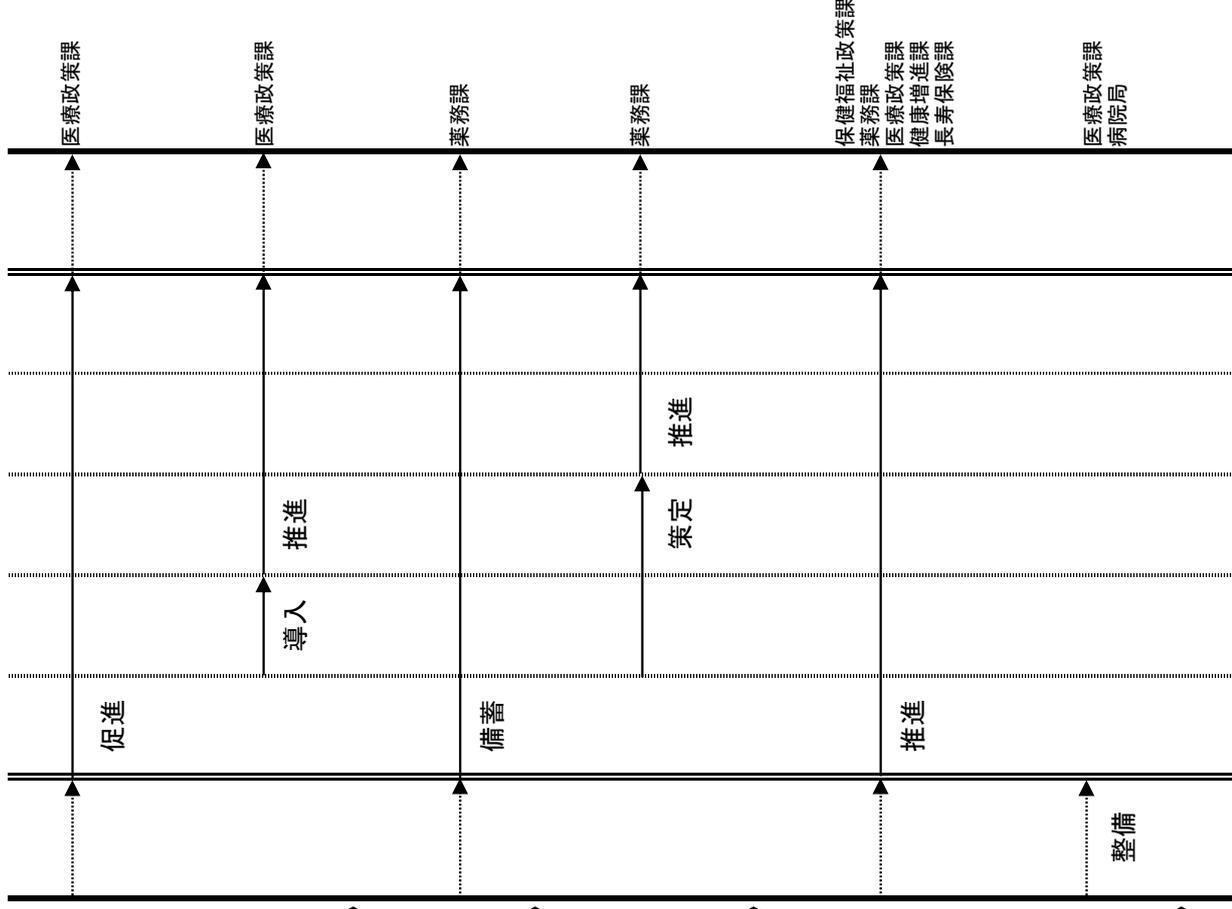
⑮医療・保健・福祉等の分野の「災害時コーディネーター」の配置(再掲)

医療・保健・福祉等の支援活動を迅速かつ効果的に実施するため、被災状況を的確に把握し、人材や資材の適正配置を行う「災害時コーディネーター」の配置を推進する。

⑯災害拠点病院の防災用設備の整備

衛星携帯電話、簡易ベット等、災害時の医療を確保するため、必要な資機材を整備する。

〈22年度までに全災害拠点病院で整備〉

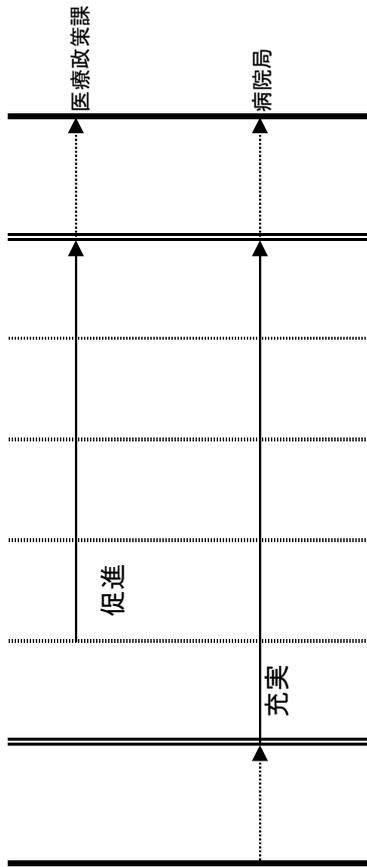


⑪「災害支援病院」の指定の促進

「災害拠点病院」を支援・補完し、中等傷患者等の救命医療を担う医療機関を「災害支援病院」として指定し、災害医療体制の強化を図る。

⑩県立病院における救命救急研修及び訓練の充実

県立病院において、救命救急に関する研修の充実を図るとともに、実践的な訓練を行い、災害時の患者受け入れ体制を強化する。



(2) 孤立化対策の推進

大規模地震による土砂崩れや津波により、幹線道路が寸断されるおそれがあり、中山間地域や沿岸地域の集落では孤立化することが考えられます。
このため、通信手段の確保や食糧・物資等の備蓄のほか、緊急的に離発着できる臨時ヘリポートの確保を推進し、安全・安心の確保を図ります。

【取り組み】

① 孤立化対策の啓発等の推進(孤立化対策の手引き書の作成)

地すべり防止区域等が多く、孤立化が発生する可能性が高い県西部圏域において、モデル的に孤立化対策研修会、ワークショップなどを開催するとともに、孤立化対策の手引き書を作成し、これを基に、県内全域において啓発等、孤立化対策を推進し、地域防災力の強化を図る。

② 孤立化集落における「臨時ヘリポート」の確保の推進

○市町村が取り組む「臨時ヘリポート」の整備促進

大規模災害時に孤立化のおそれがある集落において、「臨時ヘリポート」を整備する市町村を支援する。

〈25年度までに40カ所程度整備〉

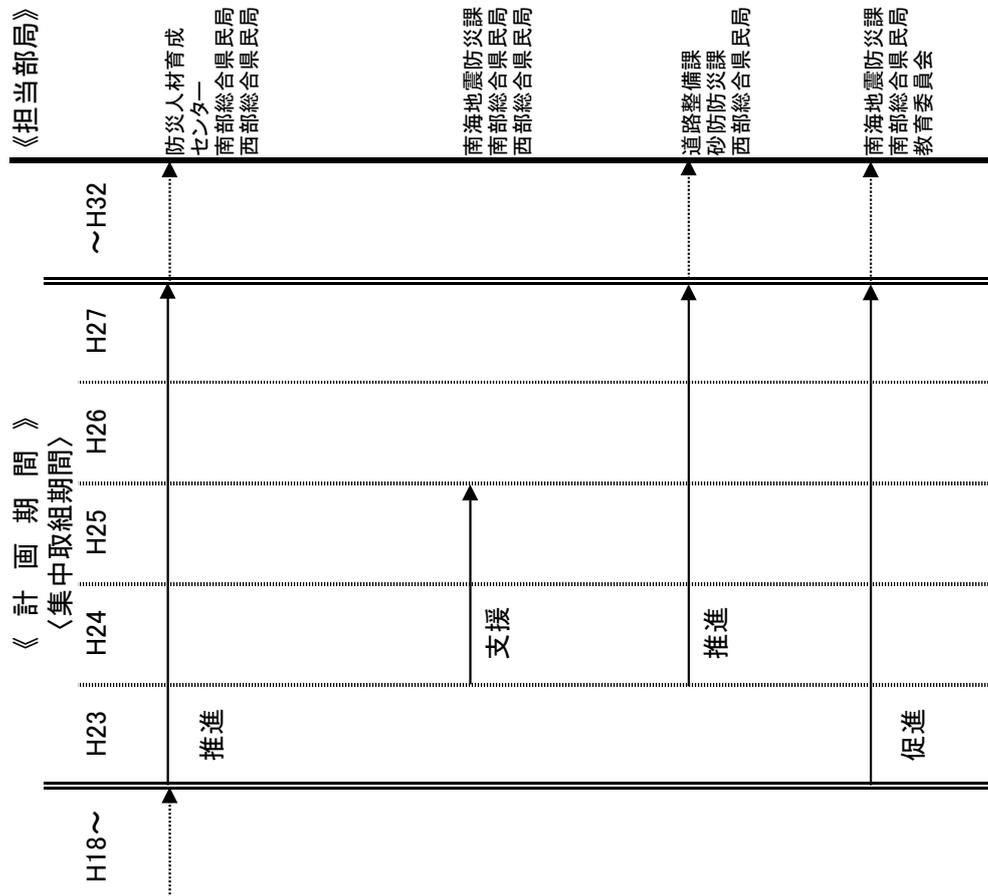
○地すべり対策事業等と併せて行う「臨時ヘリポート」の整備推進

土砂災害による孤立化のおそれがある中山間地域において、県が行う地すべり対策事業等公共事業と併せて「臨時ヘリポート」の整備を推進する。

③ 津波一時避難場所における機能強化の促進

津波からの「一時避難場所」において、食糧や物資等を備蓄する倉庫の整備など、孤立するおそれがある沿岸地域の一時避難場所の機能強化を行う市町村を支援する。

〈23年度に「津波から命を守る緊急総合対策事業」を創設〉



④中山間地における生命線道路の強化

中山間地域における、地域の生命線となっている道路において、災害時の交通途絶が発生しないよう、危険箇所を整備を推進する。

〈H22:42% → 27年度までに生命線道路強化率85%〉

⑤「路面対空標示」の整備推進

大規模災害時に、緊急輸送路周辺の被災状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプター等空から視認できる「路面対空標示」を整備する。

⑥県有施設におけるヘリサインの整備(再掲)

災害時に、空からの救助・救出や物資の輸送を行う、消防防災ヘリコプター「うずしお」をはじめ、関係機関のヘリコプターが迅速かつ円滑に災害応急対策を実施できるよう、県立学校等県有施設の屋上にヘリサインを整備する。

〈24年度までに25カ所程度整備〉

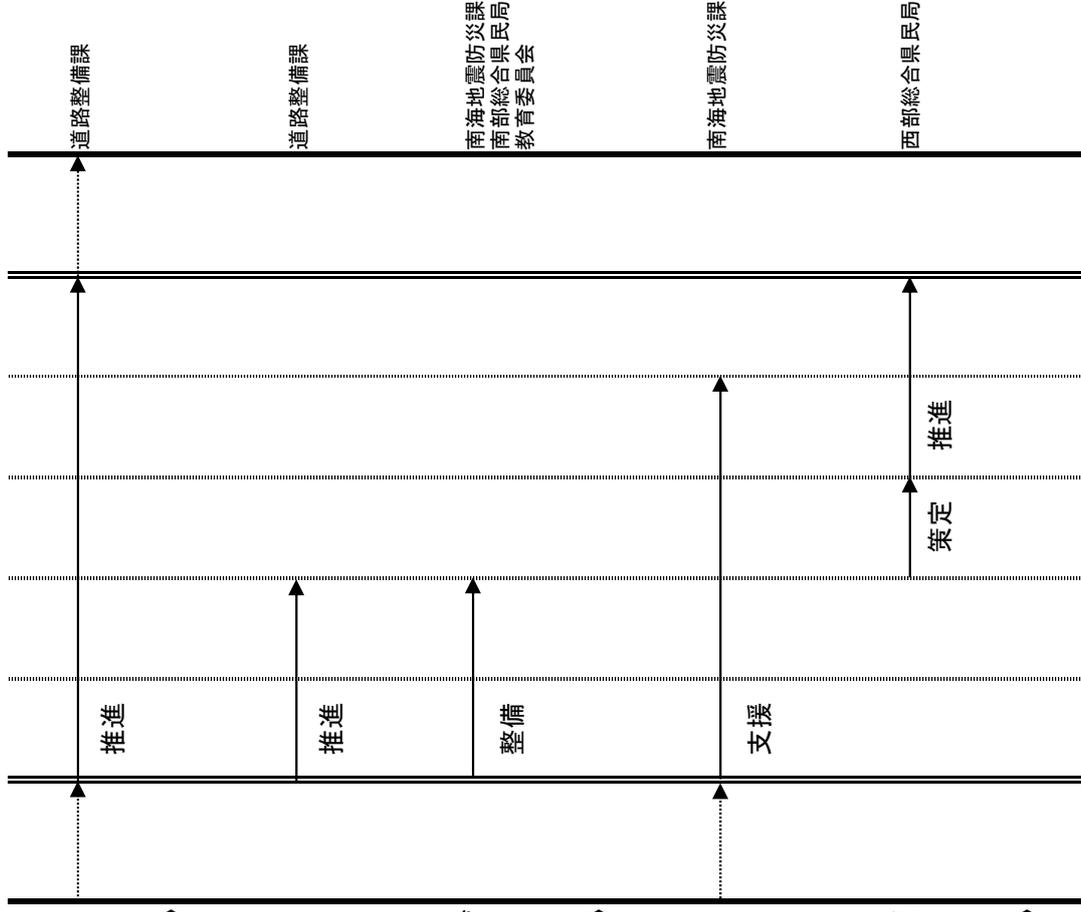
⑦孤立化集落における通信手段の確保の促進

災害発生時に孤立化が予想される集落の通信手段を確保するため、衛星携帯電話等を整備を行う市町村を支援する。

⑧「にし阿波防災行動計画」の策定

西部圏域の課題である孤立化対策などの具体的な防災・減災対策を盛り込んだ「にし阿波防災行動計画」を策定するとともに、計画的かつ着実に推進することで、圏域の防災力向上を図る。

〈25年度に策定〉



(3) 緊急輸送体制の整備推進

大規模な地震が発生した場合、救助・救出や消火活動など、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員や物資等の輸送が課題となります。
 このため、緊急性の高い箇所から順次、緊急輸送路の整備を進めるとともに、交通管制システムの強化など緊急輸送体制の整備・充実を図ります。
 また、輸送路の途絶に備えて、船舶等による代替輸送手段の確保を推進します。

【取り組み】

① 緊急輸送路の見直し

バイパス等の整備状況や南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえて、緊急輸送路の見直しを行う。
 〈24年度までに見直し〉

② 緊急輸送路の整備の推進

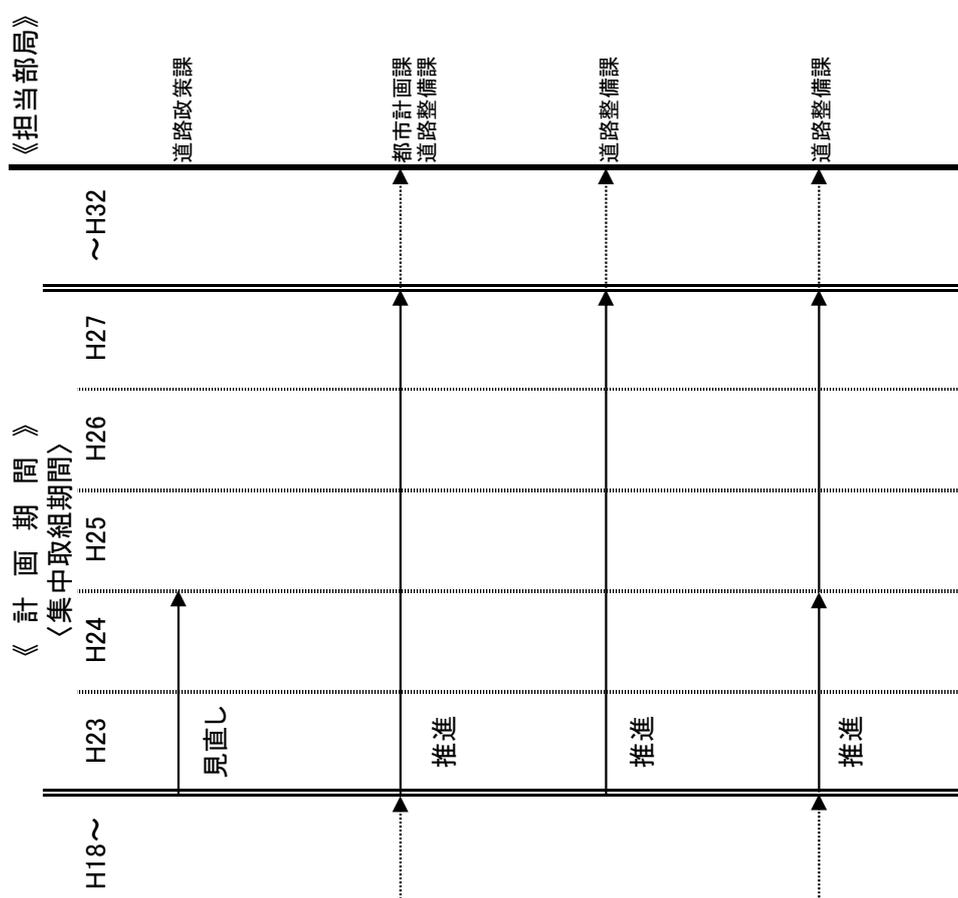
人命の救助や生活物資の広域的な緊急輸送を行う、緊急輸送路として位置づけられている道路を重点的に整備する。
 〈H22:35% → 27年度までに重点整備工区の改良率62%〉

③ 津波迂回ルートの整備の推進

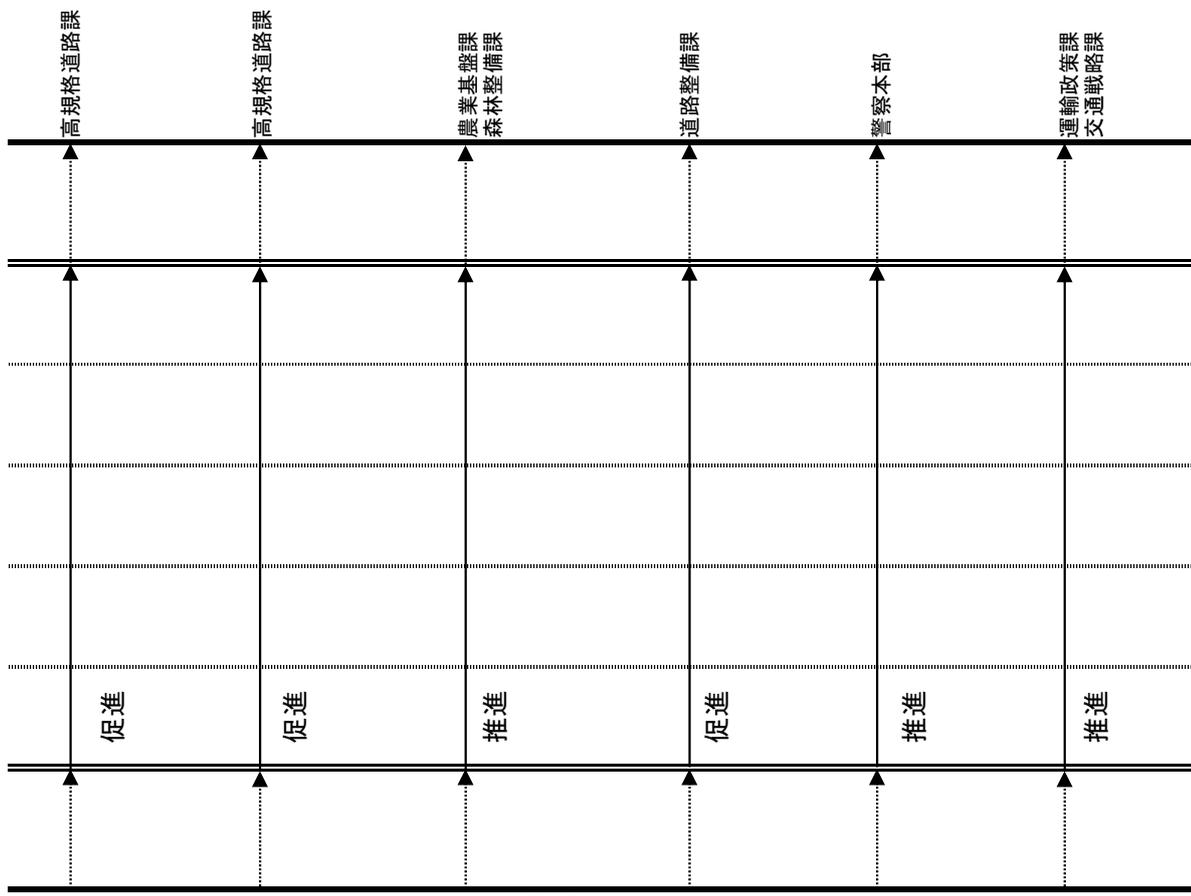
津波被害が想定される県南沿岸地域において、緊急輸送路のリダンダンシーを確保するため、津波迂回ルートの整備を推進する。
 〈2路線の整備を推進〉

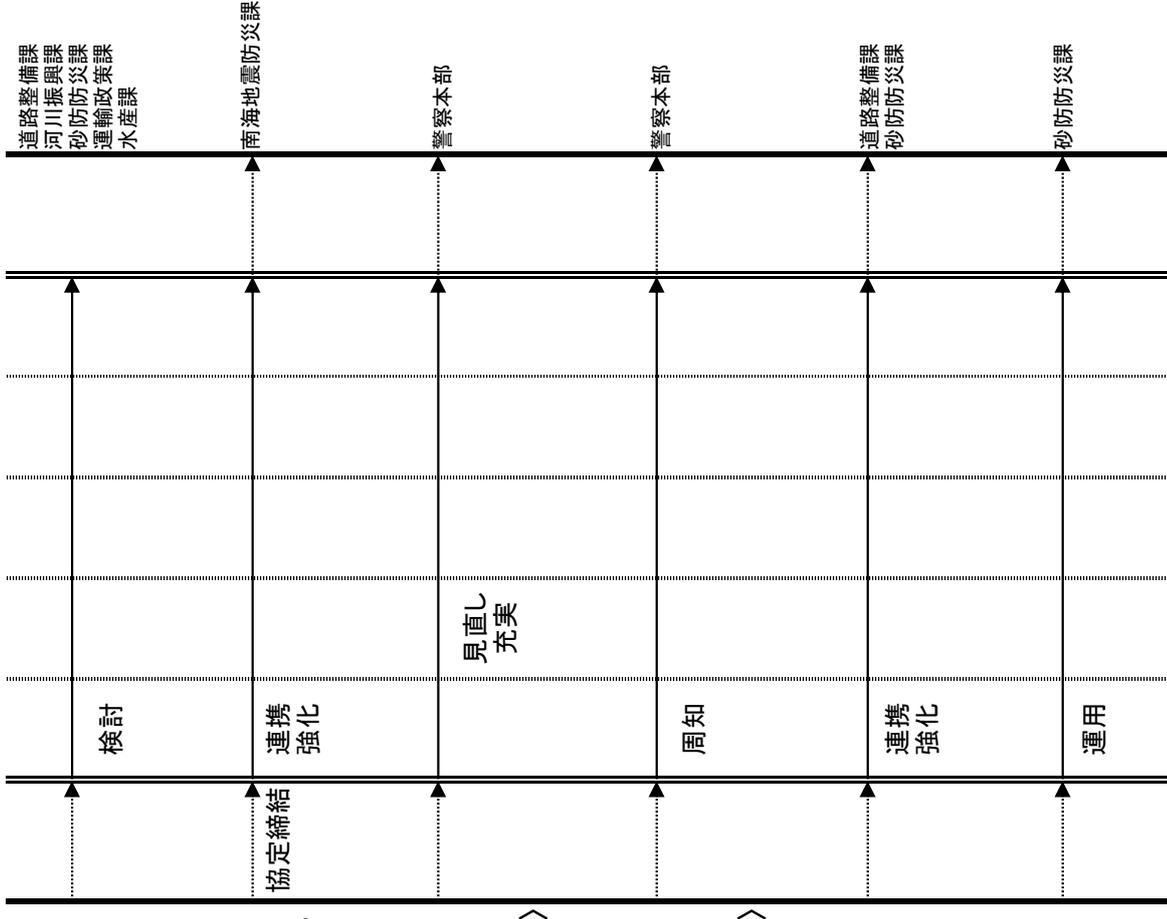
④ 緊急輸送路の橋梁等の耐震対策の推進

緊急輸送路における未耐震化橋梁や法面について、重要度、危険度、緊急性の高い箇所から耐震対策を推進する。
 〈27年度までに緊急輸送道路上の要対策橋梁のうち10橋を整備〉
 〈H22:30カ所 → 27年度までに法面对策50カ所以上を整備〉



- ⑤緊急輸送路となる高規格道路の整備促進
津波被害が想定される沿岸地域の基幹の緊急輸送路となる「四国横断自動車道」、「阿南安芸自動車道」の整備を促進する。
- ⑥広域的な高速道路ネットワークの機能強化
徳島自動車道の4車線化やスマートIC整備など、広域的な高速道路ネットワーク機能の強化を促進する。
- ⑦緊急輸送路を補完する農道・林道の整備の推進
災害時において、緊急輸送路の補完や集落の孤立化を防ぐ、農道・林道を整備する。
 - 〈H22:農道約3km → 27年度までに農道約6kmを整備〉
 - 〈H22:林道約7km → 27年度までに林道約12kmを整備〉
- ⑧緊急輸送路を補完する市町村道の整備の促進
災害時において、緊急輸送路の補完や集落の孤立化を防ぐ、市町村道の整備について、技術的な支援などを行う。
- ⑨災害時交通管理のための交通安全施設等の整備の推進
災害発生後、緊急輸送路等の交通規制を迅速かつ的確に実施するため、交通安全施設等の整備を推進する。
- ⑩船舶等による輸送体制の確保
災害発生時、輸送関係(船舶、トラック、バス、JR)に係る協定等の実効性を高めるため、緊急輸送体制や代替輸送体制の確保を図る。





⑪海上からの輸送ルートへの検討

海上から上陸可能な海浜の選定や、緊急輸送路までの道路整備について、道路管理者と連携し輸送ルートを検討する。

⑫民間ヘリコプター事業者との連携強化

災害時に、空からの輸送手段等を確保するため、近畿2府7県と民間ヘリコプター事業者の間で締結した協定に基づき、連絡体制の確立等連携の強化を図る。

⑬災害時交通対策マニュアルの充実

マニュアルの実効性を高めるため、道路管理者等と連携し、新規道路供用開始に伴い見直しを行うなど、災害時交通対策マニュアルを充実する。

〈24年度に「東環状道路」を追加〉

⑭災害時における運転者の対処方法の周知

免許更新講習において、災害発生時の状況に応じた、運転者の対処方法について周知する。

〈約10万人/年〉

⑮道路の応急復旧のための関係団体との連携強化

協定の実効性や初動対応力を高めるため、緊急輸送路の応急復旧のための情報伝達・実地訓練を実施し、関係団体との連携を強化する。

⑯道路の応急復旧用資機材の状況把握

緊急輸送路等の被災箇所の被害拡大防止や応急的措置を行うため、資機材情報をデータベース化し運用する。

6 災害時要援護者対策の推進

災害が発生した場合には、高齢者、障害者、乳幼児などの災害時要援護者に対しては、配慮や支援が必要です。このため、平常時から災害時要援護者に関する防災知識の普及啓発を図り、地域住民等の協力を得ながら、地域ぐるみで災害時要援護者を支援する取り組みを推進するとともに、社会福祉施設における防災訓練の実施等防災対策を充実します。また、観光客等、一時的に帰宅困難となる者についても、観光関係団体等と連携し、支援体制づくりを進めます。

【取り組み】

①災害時要援護者支援のための研修会の実施

県の「災害時要援護者支援対策マニュアル」や「障害者等防災マニュアル」等により、市町村職員等に対する研修会を実施するなど、要援護者支援の意識の向上を図る。

②「災害時要援護者支援対策マニュアル」の見直し

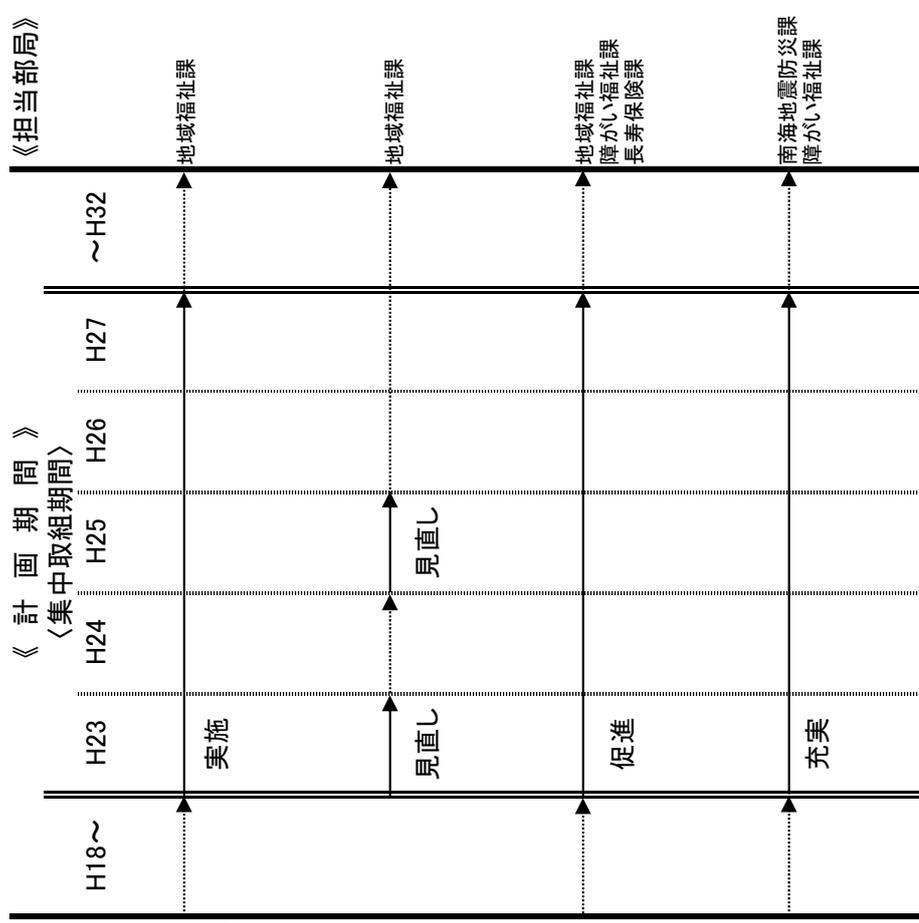
東日本大震災の課題を踏まえ、災害時要援護者に対する支援対策について総合的にまとめた「災害時要援護者支援対策マニュアル」の全面的な見直しを行う。

③避難行動要援護者名簿の作成・共有の促進

災害時に特別な支援を要する避難行動要援護者を把握するため、市町村が、民生委員や自主防災組織等との連携により行う避難行動要援護者名簿の作成・共有を促進する。

④災害時要援護者に対する情報伝達手段の充実(再掲)

災害情報等の携帯メールによる聴覚障害者等への伝達方法の普及など伝達手段を充実するとともに、エリアメールをはじめとする緊急情報メールとの連携についても普及を図る。



⑤在宅要援護者の避難支援体制づくりの促進

災害発生時に在宅要援護者が迅速かつ適切に避難が行えるよう、関係機関相互の情報共有や避難情報の伝達、避難誘導などの支援体制づくりを促進する。特に、障害者等については、障害に応じた適切な避難ができるよう、支援体制づくりを促進する。

⑥社会福祉施設における防災対策の充実

入居者の安全を確保するため、社会福祉施設において、新たな県の被害想定に基づき避難計画の見直しや防災訓練の実施を促進する。特に、障害者(児)施設等については、障害に応じた防災対策の充実を図る。

⑦災害時障害者支援研修の実施

避難所運営に携わる市町村職員や自主防災組織リーダー等を対象に、障害者の個々の障害特性に対する理解と認識を深めるための研修会を開催する。

⑧災害時障害者支援のためのハンドブックの作成

障害者の個々の災害特性を理解した支援の方法、防災対策に関する知識や発災時に必要な情報を分かりやすくまとめたハンドブックを作成し、啓発を推進する。

〈23年度にハンドブックを作成〉

⑨発達障害者に対する災害時支援体制の整備・啓発の推進

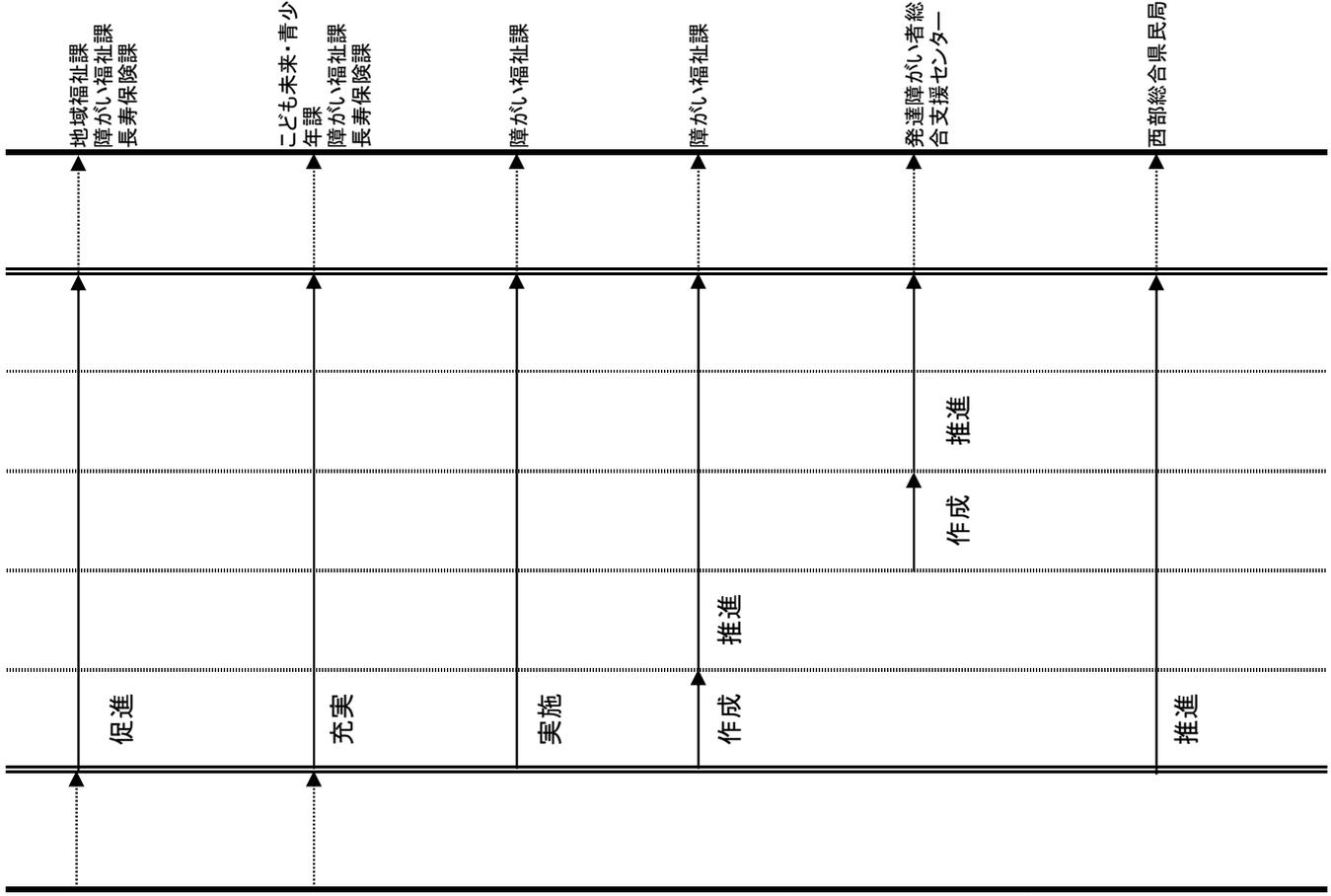
東日本大震災における発達障害者支援の課題を踏まえ、平時の備えや避難所での対応方法等について検討し、発達障害者災害時対応マニュアル(仮)を作成するとともに、講演会を開催する等の啓発を推進する。

〈25年度に「発達障害者災害時対応マニュアル(仮)」を作成〉

⑩西部圏域における災害時要援護者対策の推進

西部圏域において、市町や福祉関係機関等による「西部圏域要援護者支援検討会」を開催し、相互の連携強化を図るとともに、実践的な災害時要援護者避難訓練を実施する。

〈1回以上実施/年〉



⑪旅館、ホテル等の民間宿泊施設団体との協力・連携強化

災害時要援護者への民間宿泊施設等の提供に関する協定を締結するなど、福祉避難所が開設するまでの間等の一時的な避難対策について、民間宿泊施設団体との協力・連携強化を推進する。

⑫災害時における観光客への支援対策の推進

災害時に、帰宅困難となる観光客の一時避難のための宿泊施設の情報提供等、市町村や観光関係団体と連携し、連絡・支援体制の整備を推進する。

⑬「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発

関西広域連合の共同事業として、災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発を推進する。

⑭災害時外国人支援通訳ボランティアの養成

「災害時通訳ボランティア活動ガイドライン」に基づき、災害時に率先して外国人に対する支援ができるよう、講習会等を通じて通訳ボランティアのスキルアップを図る。

⑮災害時要援護者関連施設に係る土砂災害警戒区域の指定

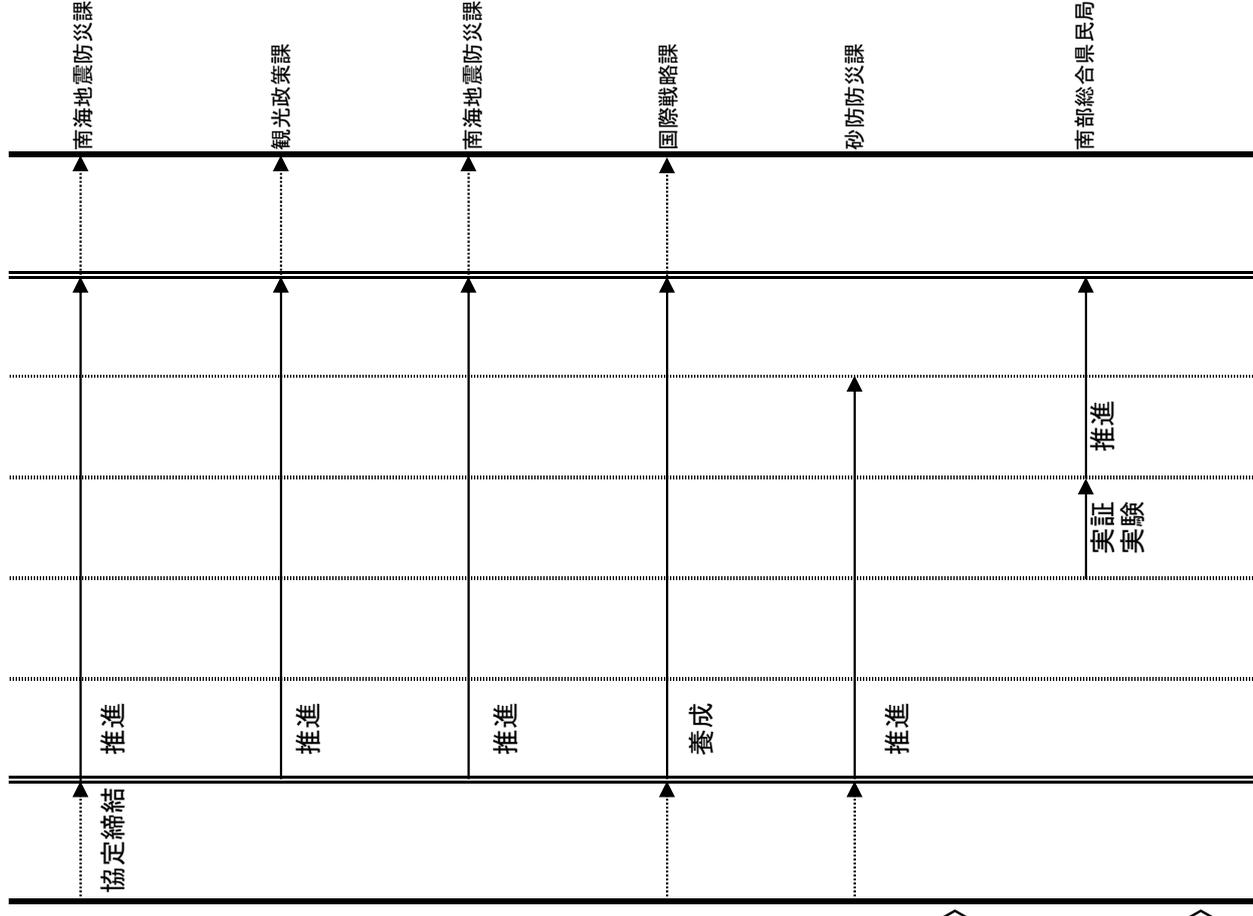
災害時要援護者が利用している社会福祉施設等について、必要な調査を行い、順次、土砂災害警戒区域の指定を進める。

〈H22:13% → 26年度までに指定状況100%〉

⑯災害時要援護者の避難道具の改良及び普及

災害時要援護者の支援方策として、阿南高専との連携により避難道具を改良し、避難道具の実証実験を通して市町や自主防災組織への普及を図り、要援護者対策を推進する。

〈25年度に実証実験実施〉



Ⅲ 生活の質(QOL)を重視した被災者支援対策

(1) 避難所運営体制等の整備

大規模な地震が発生した場合、多くの県民が避難所での生活を余儀なくされることが予想されます。このため、県、市町村、自主防災組織、災害ボランティア等が連携して、避難所において良好な生活環境が維持できる運営体制づくりを進めます。

【取り組み】

① 避難所運営体制づくりの促進

東日本大震災の教訓や南海トラフ大地震の被害想定等を踏まえ、「避難所運営マニュアル作成指針」を見直し、市町村において、円滑な避難所の運営を行う体制づくりを促進する。

〈22年度に作成 → 25年度に見直し〉

② 福祉避難所指定の促進

市町村における福祉避難所の指定を働きかけるとともに、福祉避難所の適切な運営が行えるよう各種情報の周知を図る。

〈H22:42カ所 → 福祉避難所を120カ所指定〉

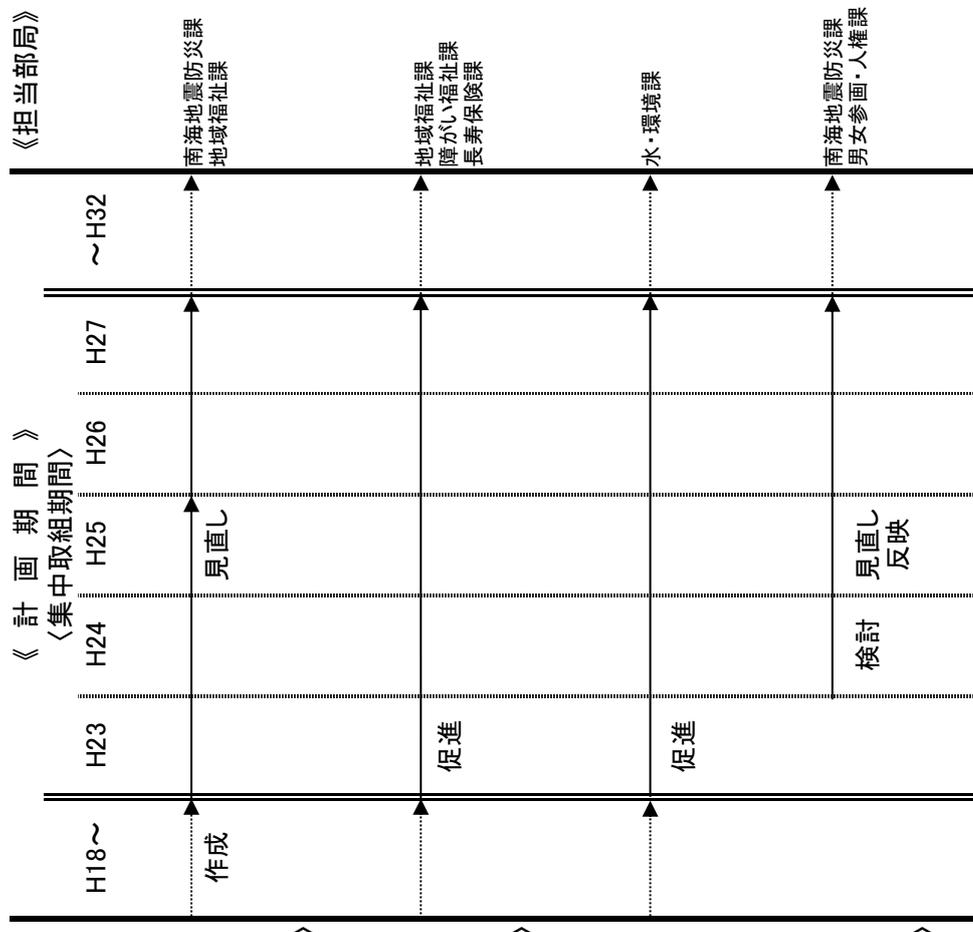
③ 避難所における仮設トイレ等の確保体制の促進

災害発生時に備え、市町村が行う仮設トイレの調達や災害し尿の収集運搬など、し尿処理体制の整備を支援する。

④ 女性の視点に配慮した避難所運営の検討

避難所において、更衣室や育児環境の確保をはじめ、安全対策など、女性の視点に配慮した避難所運営のための体制について検討する。

〈25年度の「避難所運営マニュアル作成指針」見直しに反映〉



⑤被災児童保育ボランティアの養成

災害時に、避難所等において適切な保育が実施できるよう、子育て支援者を対象とした研修会を開催し、保育ボランティアを養成する。

〈40人養成／年〉

⑥避難所の危険度判定体制の整備促進

発災後、市町村において、地域の建築士等と連携し、避難所が避難所として活用できるかどうかの危険度判定を迅速に実施できる体制づくりを促進する。

促進

⑦「拠点避難所」となる県立学校の機能強化

一定の地域をカバー（支援）する「拠点避難所」の指定を推進するとともに、「拠点避難所」となる県立学校等の整備を推進する。

機能強化

〈27年度までに「拠点避難所」となる県立学校23校整備〉

⑧避難所の機能強化の促進

南海トラフ巨大地震発災時におけるライフラインの途絶を考慮し、市町村が運営する避難所における水、電気、通信等のライフライン機能の強化を促進する。

促進

⑨避難所等の通信機能強化の推進

避難住民等に対する情報伝達手段の確保を図るため、「避難所」や「公園」及び防災拠点となる「庁舎」などにおいて、公衆無線LANのアクセスポイント等を整備する。

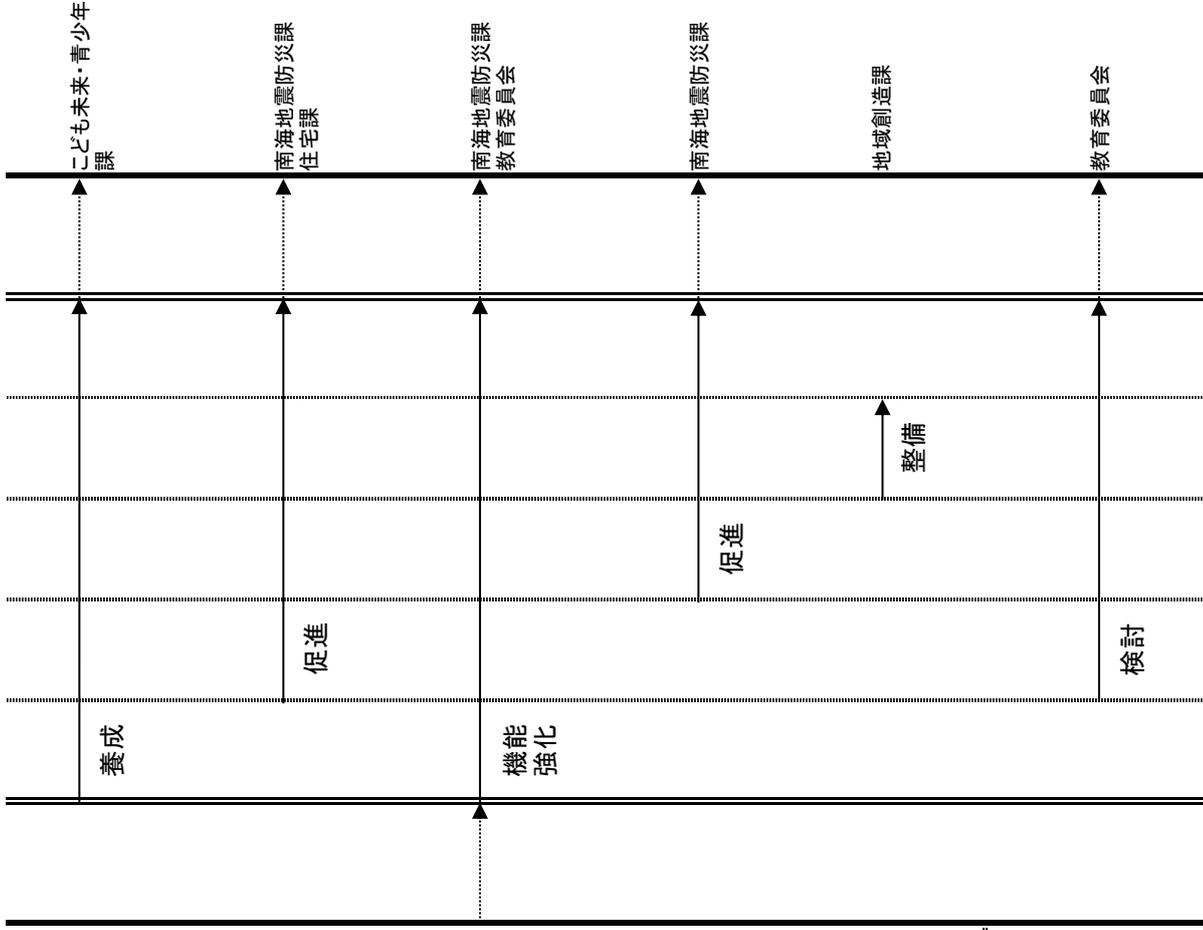
整備

〈26年度に整備〉

⑩避難所となる学校施設における被災者受入れ体制等の検討

避難所となる県立学校施設において、避難所運営を行う市町村等と被災者の受入れ体制等について検討する。

検討



⑪ 災害時・避難所における感染予防対策の支援

災害発生時の避難所において、初期段階から生活環境や衛生状況を把握し、感染源の隔離策、感染経路の遮断策など感染予防対策を支援する「とくしま災害感染症専門チーム(仮称)」を設置する。

〈H25年度に「とくしま災害感染症専門チーム(仮称)」を設置〉

⑫ 避難所における「こころのケア」体制づくりの推進

避難所における「こころのケア」について、普及啓発に努めるとともに、DPAT、保健師、ボランティアの派遣等、避難所運営を行う市町村等関係機関との連携により体制づくりを推進する。

⑬ 避難所におけるペット動物の取扱いの検討

避難所におけるペット動物の取扱いについて、避難所運営を行う市町村等と検討を進める。

⑭ 被災を受けた動物救済策の充実

○ 被災動物等の救護体制整備の推進

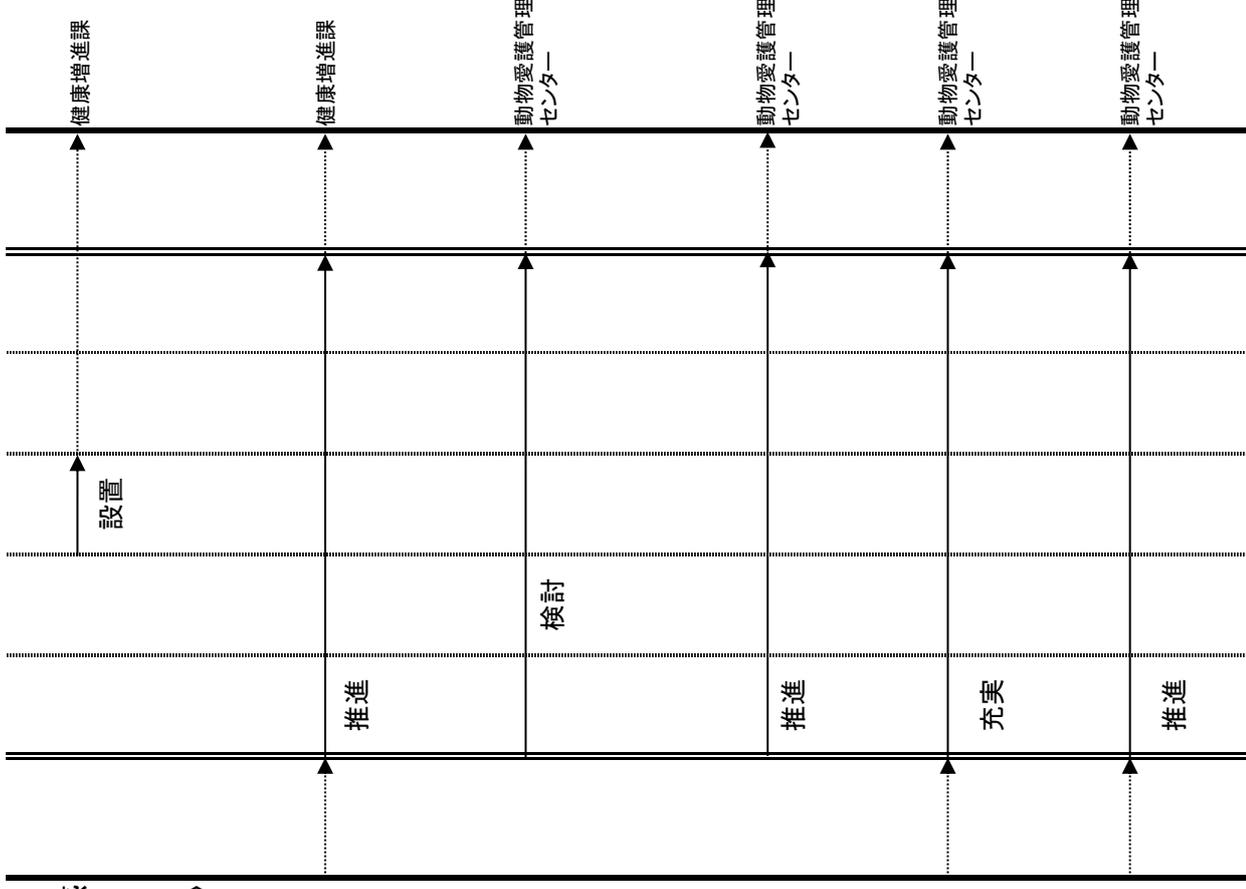
動物愛護団体等関係機関と連携を図り、災害時におけるペット等動物の救護体制を整備する。

○ 動物愛護管理センターを活用した動物救済策の充実

動物愛護管理センターにおいて、収容期間の長期化に備えた里親制度や餌の備蓄など、動物救済策の充実を図る。

○ マイクロチップ装着による登録の普及推進

災害時に飼い主とペット動物を特定する手段として、マイクロチップ装着による登録を関係機関と連携して、普及推進する。



(2)生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立

大規模な地震が発生した場合、流通経路の混乱等により、飲料水・食糧・生活必需品等の確保が困難になることが予想されます。このため、家庭や地域における備蓄を促進するとともに、各市町村における毛布・食糧等の物資供給協定による食糧等確保対策を進めます。

また、救援物資等を迅速かつ円滑に被災者に届けることができるよう、輸送体制の確立を図ります。

【取り組み】

①家庭や地域における備蓄の啓発・促進

各家庭における3日分程度の生活必需品の備蓄や、地域における毛布・食糧等の備蓄の必要性を啓発・促進する。

②津波一時避難場所等における物資備蓄の促進

市町村が地域住民と協働して取り組む、津波からの一時避難の際に必要な毛布や食糧等の備蓄を促進する。

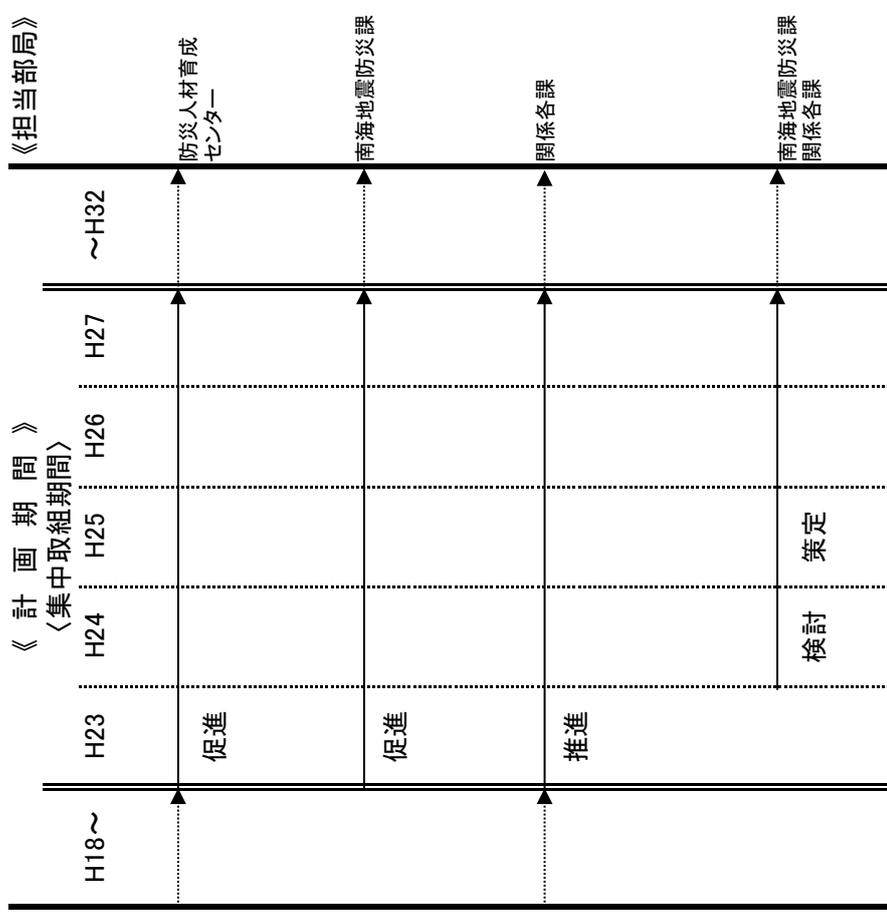
③食糧・生活必需品の確保のための協定締結の推進

食糧・生活必需品を確保するため、関係事業者・団体と生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進する。

④救援物資等の備蓄・輸送体制の確立

○救援物資等の備蓄・輸送体制の確立
県と市町村において、災害時に必要と見込まれる救援物資の品目や数量を定めた備蓄計画や、それらも含めた救援物資の輸送計画を策定し、体制の構築を図る。

〈25年度に「備蓄・輸送計画」を策定〉



○物資輸送に係る民間事業者等との連携の検討

緊急時の輸送や救援物資の受入れ等に関する協定を締結するなど、民間物流業者等の施設やノウハウを活用した円滑な物資輸送体制を検討する。

○「備蓄・輸送計画」の訓練による検証

策定する「備蓄・輸送計画」に基づく実動・図上訓練等を実施し、計画の検証・見直しを行う。

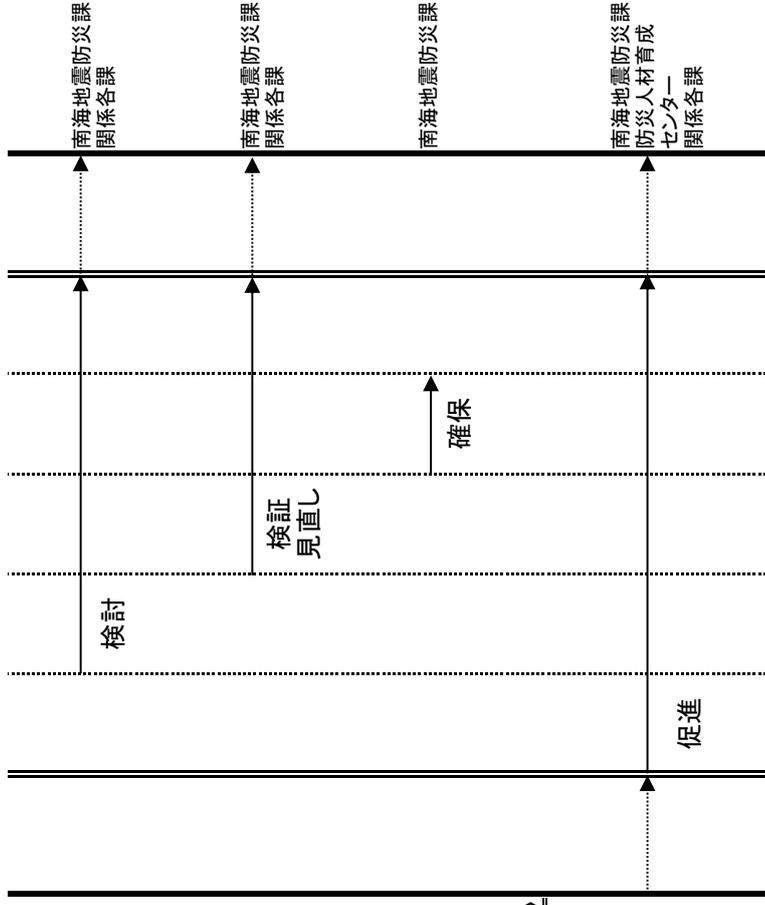
⑤現物備蓄(ランニングストック)の確保

県と市町村において定めた備蓄方針に基づき、県の役割分の現物備蓄(ランニングストック)を確保する。

〈26年度に確保〉

⑥再利用水(中間水)の活用の促進

災害に備え、再利用水(雨水等、中間水)の活用方法について、事例等を周知し、活用を促進する。



(3) ライフライン対策の推進

電気・ガス・水道等のライフラインの早期復旧に取りかかれるよう、各ライフライン事業者と連携を強化し、施設の耐震対策や復旧用資機材の整備を促進します。

【取り組み】

① ライフライン事業者との連携の促進

ライフライン事業者・関係機関との連絡会議を設置し、平常時から情報交換を行い、災害対策を促進する。

② ライフライン事業者との実践的な訓練の実施

ライフライン事業者と南海トラフ巨大地震等大規模災害を想定した実践的な訓練を実施し、地域防災計画の実効性を検証する。

③ LPガス放出防止装置の設置の促進

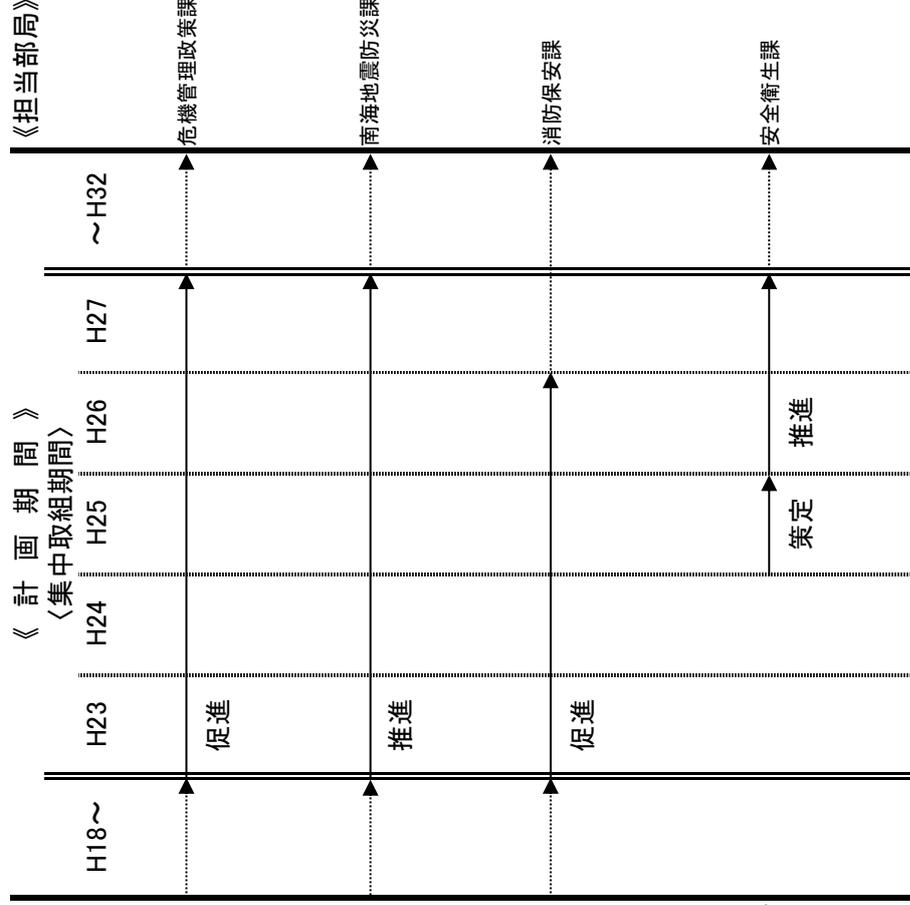
LPガスボンベ転倒時の二次災害防止のため、LPガス放出防止装置の普及啓発を行い設置を促進する。

〈H22:56.2% → 26年度までに沿岸市町における普及率100%〉

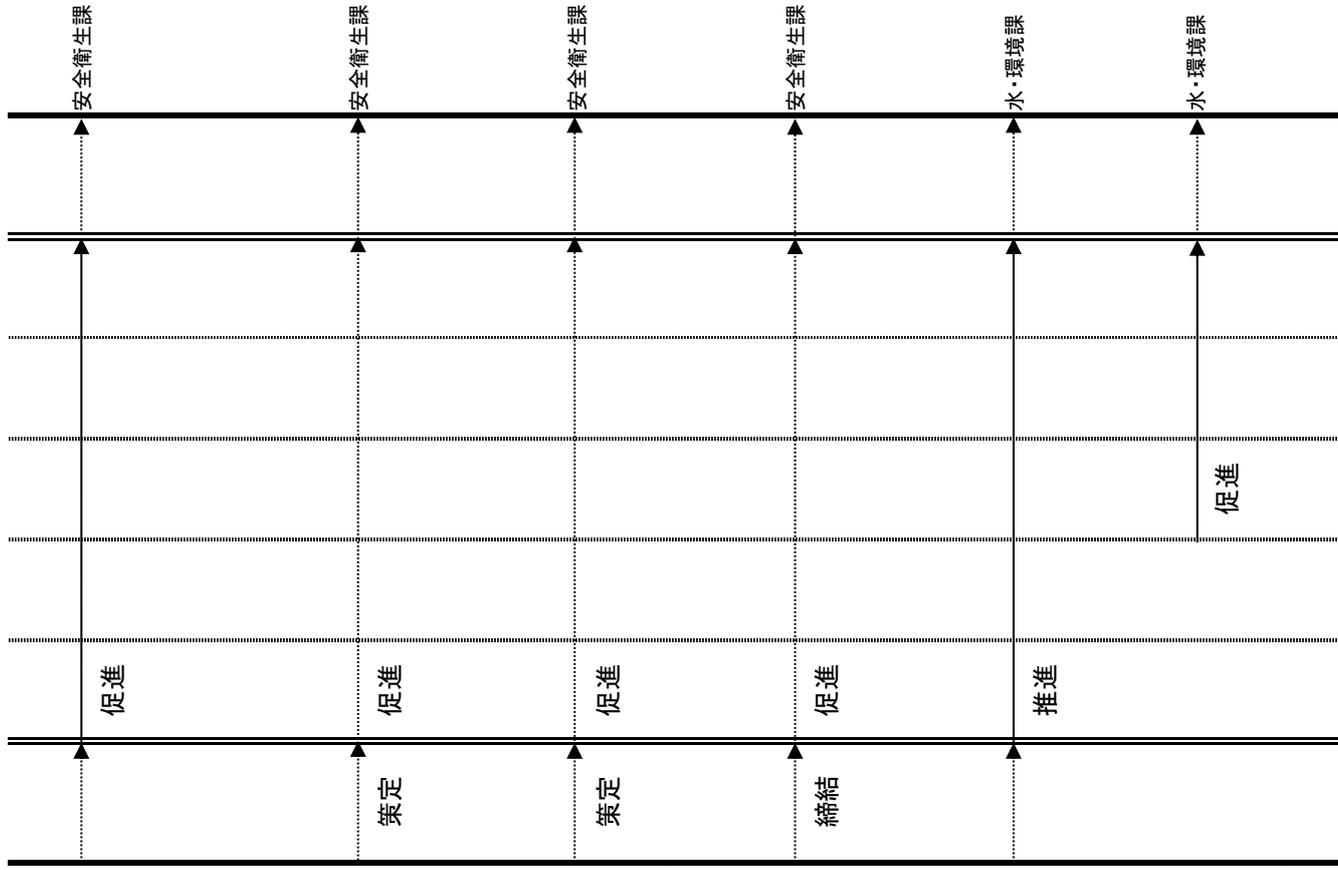
④ 「水道整備に向けた新たな方針(仮称)」の策定

国の「新水道ビジョン」公表を受け、県としても新たな取組方針を策定し、南海トラフ巨大地震に備えた地震防災対策や安全確保対策を推進する。

〈平成25年度に策定〉



- ⑤水道施設耐震化の促進**
 市町村が策定した「水道施設耐震化計画」が着実に実施できるよう、講習会等を開催し、水道施設の耐震化を促進する。
 〈H22:20.6% → 27年度までに基幹管路の耐震化率36%〉
- ⑥水道応急対策の促進**
○県の「水道応急対策行動計画」の策定
 水道施設に係る災害時応急体制を整備するため、応急給水や応急復旧活動に関する、県の「水道応急対策行動計画」を策定する。
 〈18年度に策定〉
- 市町村における「水道応急対策行動計画」の策定**
 水道事業者において、応急給水や応急復旧活動を行うため、具体的な行動を示した「水道応急対策行動計画」の策定を促進する。
 〈22年度までに全市町村で策定〉
- 水道応急対策に係る災害援助協定締結の促進**
 水道事業者間の相互協力体制を広域にわたって確立するため、災害援助協定の締結を促進する。
 〈22年度までに全市町村で締結〉
- ⑦下水道施設の整備の推進**
 県や市町村が整備する下水道施設について、耐震化を推進する。
 〈H22:6力所 → 処理場7力所を整備〉
- ⑧市町における「下水道業務継続計画(BCP)」の策定の促進**
 市町において、早期に「下水道BCP」が策定されるよう助言、指導を行い、計画策定を促進する。
 〈H22:0自治体→27年度までに14自治体で策定(全自治体)〉



⑨旧吉野川流域下水道における防災・減災対策の推進

旧吉野川流域下水道において、下水道業務継続計画(BCP)等の策定や津波対策など、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を推進する。

⑩企業局関係施設の耐震化の推進

耐震化が必要な建築及び土木施設耐震対策を計画的に推進する。

- ・電気事業 <H22:90.9% → 建築施設27年度完了>
<H22:56.3% → 土木施設30年度完了>
- ・工業用水道事業 <建築施設21年度完了>
<H22:70.0% → 土木施設27年度完了>
- ・駐車場事業 <土木施設21年度完了>

⑪工業用下水道における資材備蓄倉庫の整備

工業用水道事業において、発災後の復旧を迅速に行うことができるよう、資材倉庫を整備する。

<24年度までに整備>

⑫「企業局地震対策事業継続計画」の策定・見直し

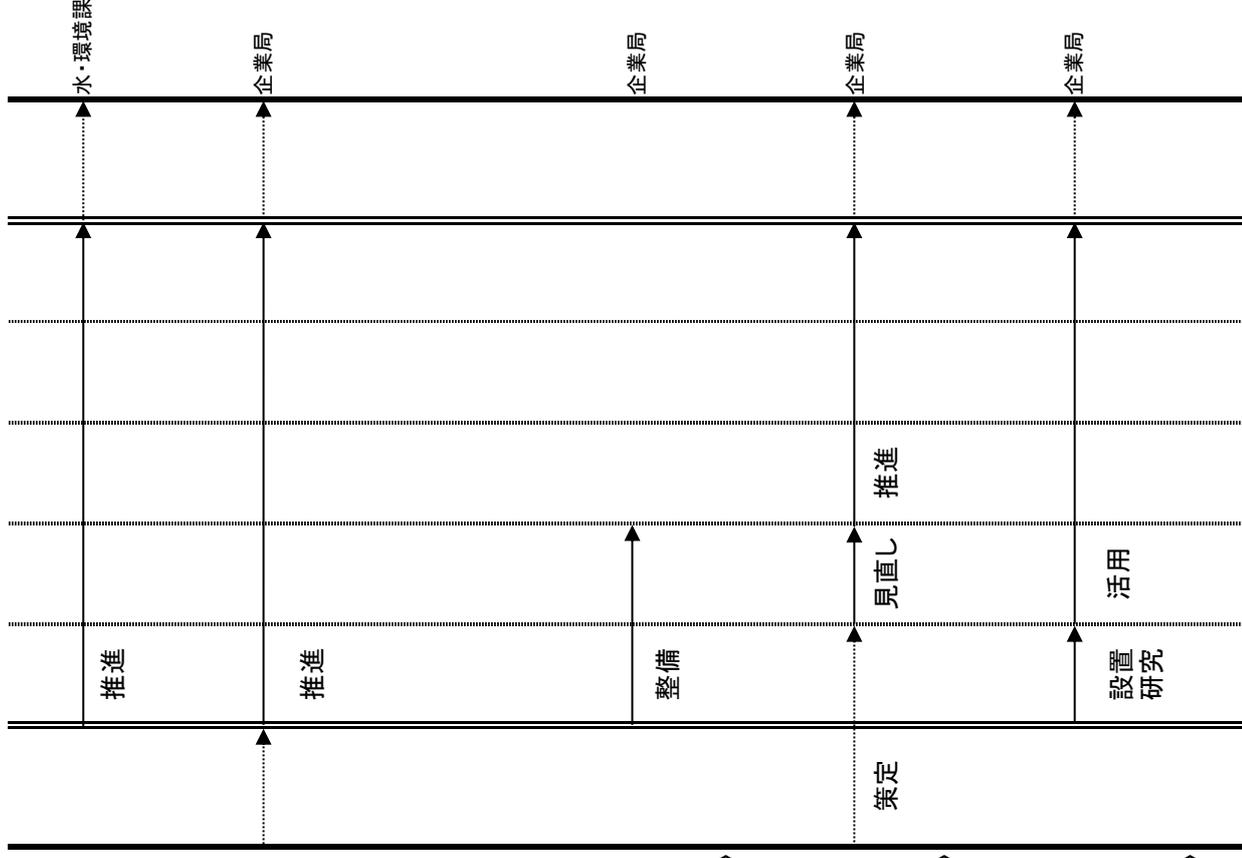
策定済みの「企業局地震対策事業継続計画」について、新たに想定される南海トラフ巨大地震にも対応する計画となるよう見直しを行い、事業継続体制の確保を図る。

<22年度に策定 → 24年度に見直し>

⑬工業用水道緊急対策研究会の設置

被災時における緊急避難的な工業用水の確保及び給水を行うことができる方法並びに災害に強い管路の整備について研究し、この結果を基に具体的な対策を検討し、中・長期計画に活用する。

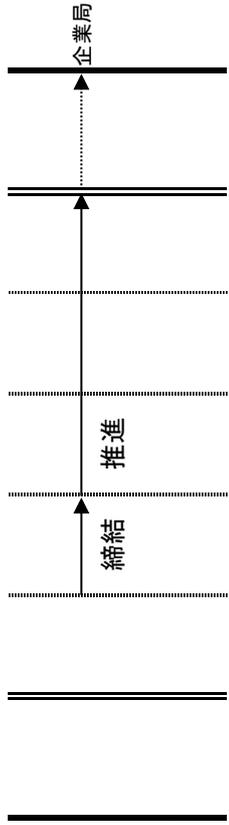
<23年度に設置・研究>



⑭工業用水道の広域応援体制の強化(再掲)

四国4県の相互応援協定(締結済み)に加え、カウンターパート県である鳥取県と「工業用水道被災時応援協定」を締結し、相互応援体制を強化する。

〈24年度に協定締結〉



(4) 生活環境対策の促進

大規模な地震が発生した場合、膨大ながれき類の発生と、し尿、ごみの急増などが予想されるため、市町村の震災時のごみ処理計画の策定支援や、広域処理のあり方について検討します。
 また、生活環境の悪化が、感染症等のまん延をもたらすことも予想され、これを防ぐため、衛生・防疫対策を進めます。
 さらに、最悪のケースを想定して、遺体の収容、検視、火葬のための手続きなどに迅速に対応できるように対策を進めます。

【取り組み】

①市町村が策定した「災害廃棄物処理計画」の促進

市町村災害廃棄物処理計画を見直し、災害廃棄物の適正処理を促進する。

〈28年度までに全市町村で策定〉

②県災害廃棄物処理計画の策定・推進

県災害廃棄物処理計画を見直し、市町村間の広域的な支援及び連携体制等を確保する。

〈26年度に見直し〉

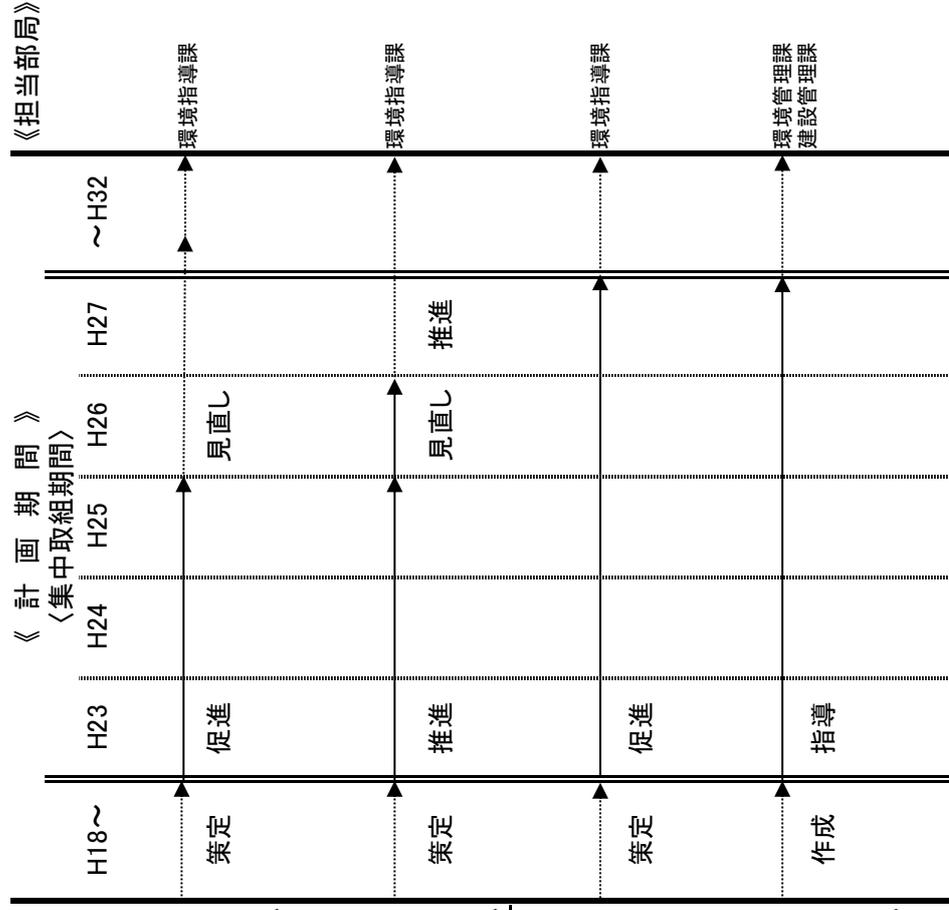
③徳島県環境整備公社が策定した事業継続計画の促進

環境整備公社が策定した事業継続計画(沖洲・橘・東部最終処分場)の適切な運用を促進する。

④被災建築物解体マニュアル(アスベスト対策)の作成・指導

被災建築物の解体時にアスベストの飛散を防止するため、マニュアルを作成し、業者へ指導を行う。

〈19年度に作成〉



⑤アスベスト等情報の消防機関等への提供

消防活動による二次災害を防止するため、アスベスト情報など必要な情報を消防機関へ提供する。

⑥衛生・防疫体制の充実・強化

災害時における感染症の発生の予防、拡大を防ぐために策定したマニュアルに基づき、衛生防疫体制の充実強化を図る。

⑦災害時・避難所における感染予防対策の支援(再掲)

災害発生時の避難所において、初期段階から生活環境や衛生状況を把握し、感染源の隔離策、感染経路の遮断策など感染予防対策を支援する「とくしま災害感染症専門チーム(仮称)」を設置する。

〈H25年度に「とくしま災害感染症専門チーム(仮称)」を設置〉

⑧衛生・防疫用資機材の整備

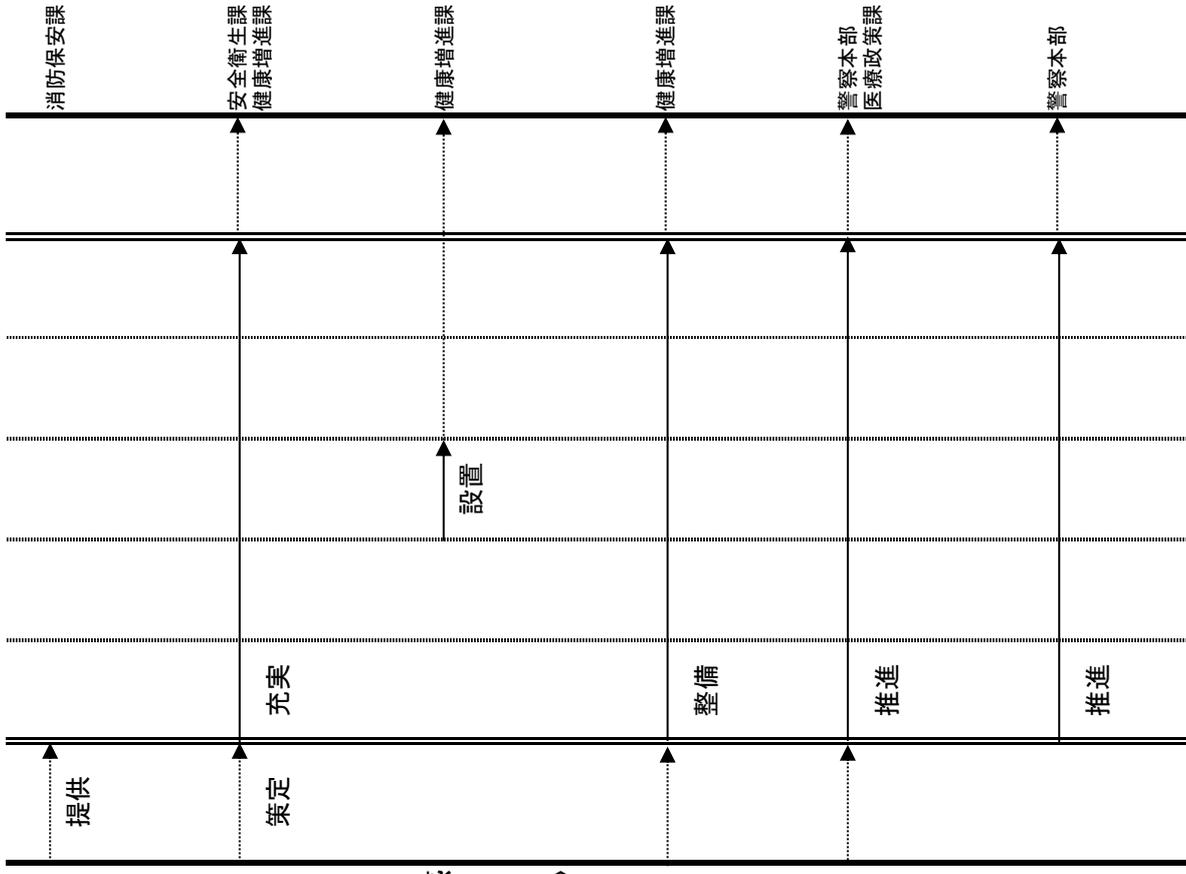
県・市町村の防疫用資機材の保有状況を把握し、塩化ベンザルコニウムなどの必要な資機材を整備する。

⑨遺体の身元確認等の体制づくりの推進

医師会や歯科医師会等関係機関と連携し、合同災害時遺体対応訓練を行うとともに、多数遺体の検視・検案・身元確認等に要する体制づくりを推進し、検視能力の向上を図る。

⑩遺体の検視用資機材の整備

不幸にも命を落とした被災者の尊厳に配慮した収容・検視を行うため、検視用資機材の整備を図る。



(5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進

被災住宅や被災宅地の安全性を確認する被災建築物応急危険度判定士等の養成や技術向上を図るとともに、公営住宅の活用や応急仮設住宅など、被災者の住宅の確保を図るための対策を進めます。
また、被災者の生活再建をはじめ、心身の健康管理対策など、発災時から復興に至るまでの各段階において、被災状況に対応した支援を実施することにより、県民生活や地域コミュニティの早期回復を図ります。

【取り組み】

① 被災建築物等の危険度判定士の確保

被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士を養成などにより確保する。また、県外からの判定士を円滑に受け入れられる体制を充実する。

〈H22:561人 → 被災建築物応急危険度判定士650人確保〉
〈H22:353人 → 被災宅地危険度判定士430人確保〉

② 「応急危険度判定実施マニュアル」の作成

発災時に、被災建築物応急危険度判定士等が円滑な危険度判定を実施できるよう、市町村や県建築士会等と連携し、具体的な手続きを定める「応急危険度判定実施マニュアル」を作成する。

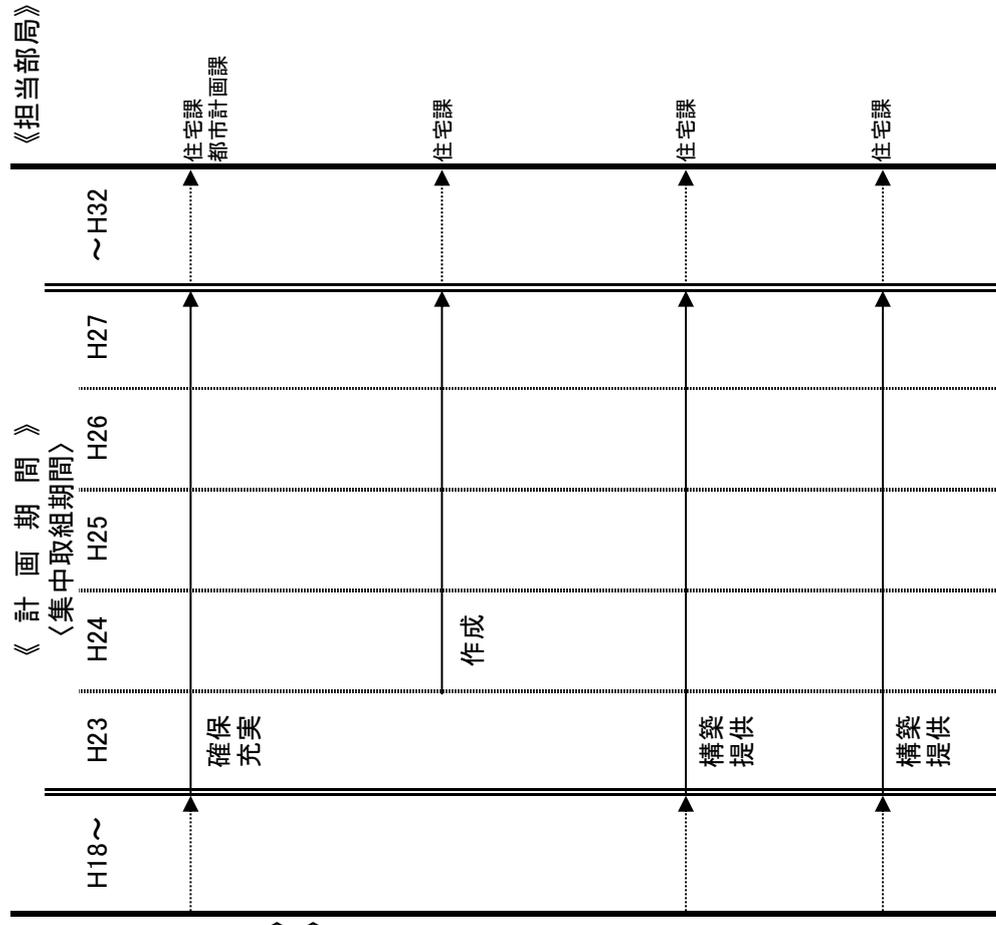
③ 住宅等の空き情報の提供

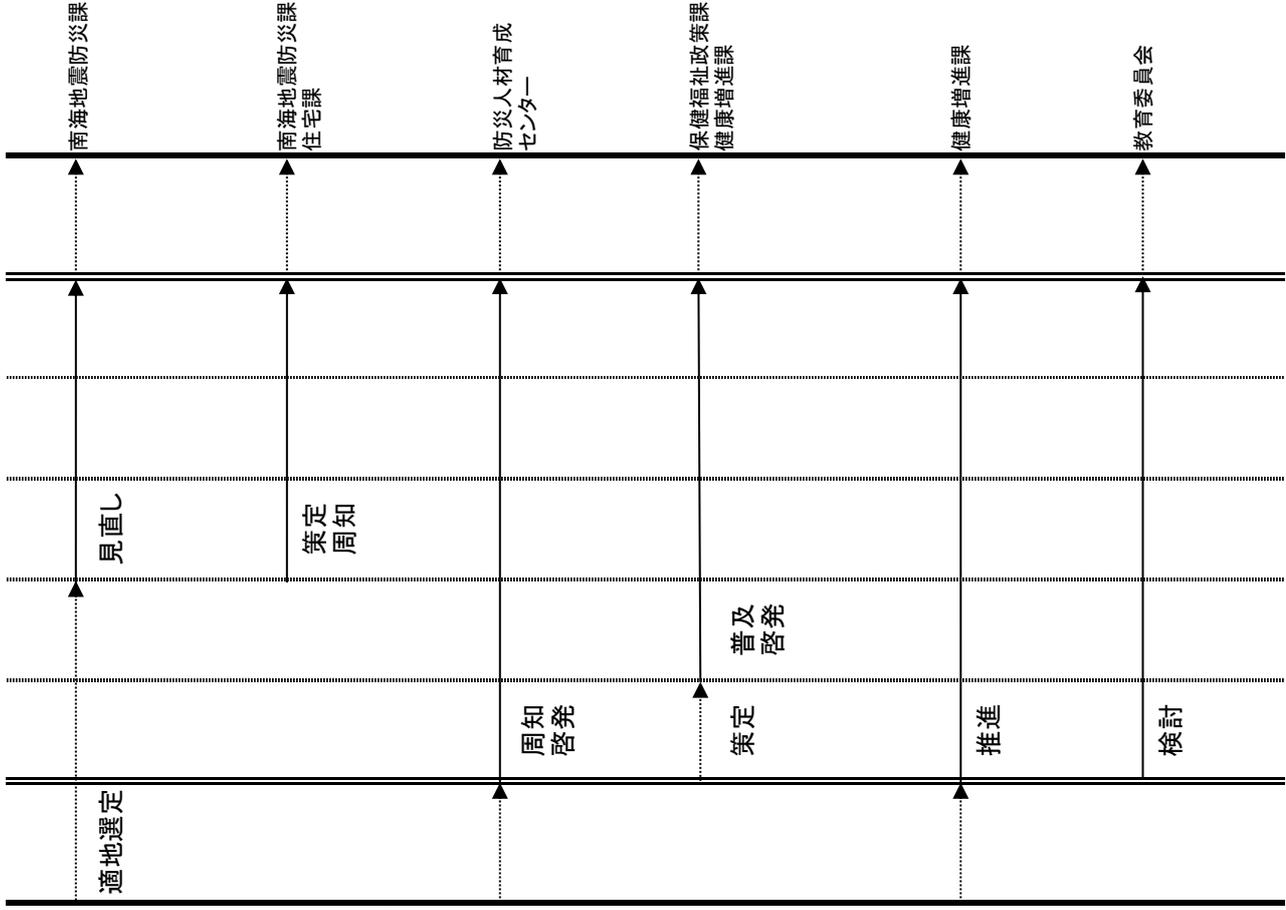
○ 公営住宅の空き情報提供システムの構築・情報提供

被災者が入居可能な県内公営住宅の空き情報を提供できるシステムを構築する。

○ 民間賃貸住宅の登録・閲覧システムの構築・情報提供

被災者が入居可能な民間賃貸住宅の登録・閲覧システムを構築し、空き情報を提供する。





④応急仮設住宅建設の適地選定

県が行う南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、各市町村における応急仮設住宅建設の適地選定リストの見直しを行う。

〈25年度に見直し〉

⑤応急仮設住宅の建設及び運用に係るマニュアルの策定

被災市町村において、迅速に応急仮設住宅を建設し、円滑な入居等運用が行えるよう、市町村や協力団体等の役割や手順等を整理したマニュアルを策定する。

〈25年度に策定〉

⑥損害保険協会等との連携による地震保険の周知・啓発

地震保険等への加入を促進するため、防災フェスタに相談ブースを設置するなど、損害保険協会等と連携し、地震保険の周知・啓発を図る。

⑦「災害時保健衛生活動マニュアル」の策定・普及・啓発

東日本大震災の課題を踏まえ、災害時の保健衛生活動について、総括的にまとめた「保健衛生活動マニュアル」の全面的な見直しを行い、「医療・保健・介護福祉分野災害時コーディネーター活動マニュアル」を含む新たなマニュアルとして策定し、研修等により普及啓発を図る。

〈23年度に策定〉

⑧災害時「こころのケア」体制づくりの推進

災害時における「こころのケア」についての普及啓発に努めるとともに、関係機関との連携により体制づくりを推進する。

⑨学校教育活動の早期再開に向けた課題等の検討

東日本大震災の被災地における学校再開に向けた課題等を収集・分析し、本県が被災した場合に学校教育活動を早期再開させるための検討を進める。

⑩被災児童生徒等(震災孤児等)に対する就学支援対策の検討

被災児童生徒等が、希望を持って就学できるような経済的環境の支援や迅速な学用品等の供与など、就学支援対策を検討する。

⑪被災児童生徒等に対する心身両面からの支援体制の検討

東日本大震災の教訓を踏まえ、本県における南海トラフ巨大地震を想定し、被災児童生徒等の心身ともに健康な学校生活を送れるような支援体制の検討を行う。

⑫特別な支援を要する児童生徒等に対する支援体制の構築

特別な支援を要する児童生徒等に対する支援体制を構築するとともに、研修等を通して対応する教員等の人材育成を図る。

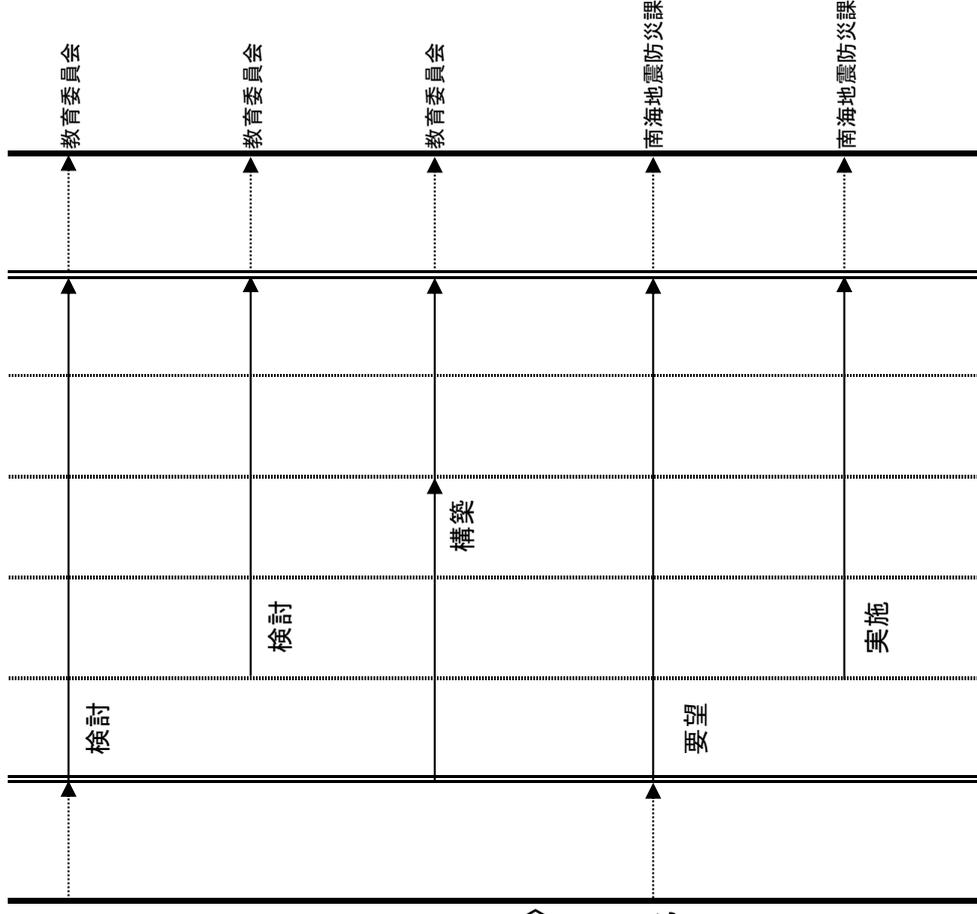
〈25年度までに構築〉

⑬被災者生活再建支援制度の充実に関する要望

被災者生活再建支援制度について、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化などを国に要望し、制度の充実に働きかける。

⑭被災者生活再建支援制度に関する研修の実施

被災者の早期の生活再建を支援するため、県や市町村において、被災者生活再建支援金の支給事務が適切かつ速やかに行うことができるよう研修等を実施し、支援制度の理解を深める。



IV 震災に強い産業対策・社会づくりの推進

(1) 企業における防災対策の推進

企業は、自らの被害を最小限に抑える取り組みを進めることはもとより、地域における応急・復旧作業などの「共助」の担い手としての役割も期待されています。

このため、従業員の安全確保や二次災害の防止、事業継続計画(BCP)の策定等、企業における防災強化のための取り組みを促進します。

【取り組み】

①事業継続計画(BCP)の策定の促進

県内企業における災害時の事業継続計画(BCP)について、大学や商工団体等と連携し、講習会等の開催や表彰制度等により、策定を促進する。

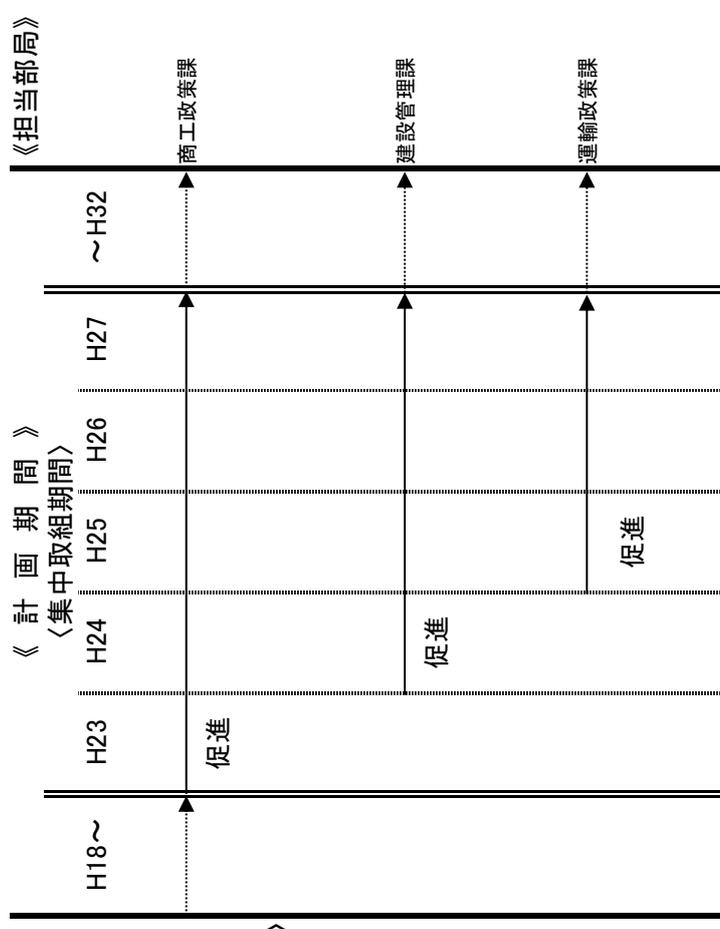
〈H22:20事業所 → 27年度までに「事業継続計画」(BCP)策定60事業所〉

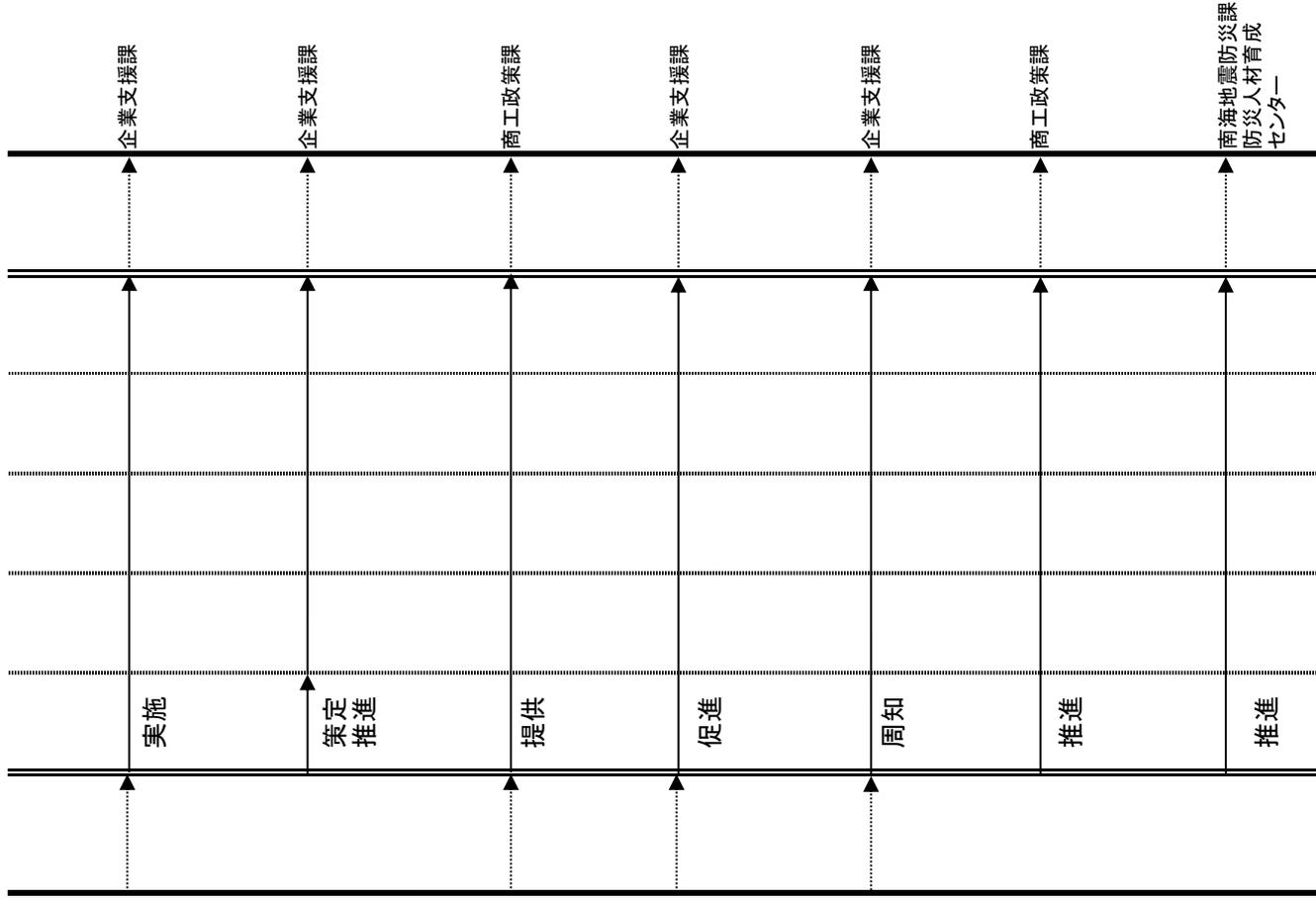
②建設業BCP(事業継続計画)の策定の促進

建設企業が地域防災の担い手として県民の期待に応えられるよう、「建設業BCP認定制度」を推進し、建設企業のBCP策定を支援する。

③港湾BCP(事業継続計画)の策定の促進(再掲)

大規模地震発生時等に「救援物資の輸送」や「危機管理対応等の優先業務」を継続させ、低下した物流機能を出来る限り早期に回復できるよう、関係者の役割を規定した港湾BCPの策定を促進する。





④ 企業の防災力向上のための啓発の推進
○ 企業連絡会等の開催による啓発の実施
県営工業団地における企業連絡会等の開催等により、防災力を高めるための啓発を実施する。

○ 「企業防災指針」の策定・啓発の推進
県内製造業の防災の取り組み等の事例を盛り込んだ「企業防災指針」を策定し、県内企業における防災力向上のための啓発を推進する。
〈23年度に策定〉

⑤ 各種商工団体を通じての防災情報の提供
各種商工団体における講習会等を通じて、企業に防災情報を提供する。

⑥ 企業の地震対策への融資制度の周知
中小企業による地震対策に係る設備投資を促進するため創設した、長期・低利の地震防災対策資金について、利用促進に向けた周知を行う。
〈H22:2件 → 融資件数50件〉

⑦ 被災企業の災害対策資金制度の周知
県内企業が被災した場合の融資制度の周知や各種情報を提供する。

⑧ 各企業による支援可能情報等を集約化したデータベースの構築
各商工団体における講習会等を通じて、各企業による支援可能情報等を集約化したデータベース(災害支援ネットワーク)の整備を推進する。

⑨ 企業と自主防災組織等地域の連携強化の推進
企業や事業所に対して、災害時を想定し、平常時から自主防災組織や町内会等と「地域の一員」として、相互に助け合う連携強化の必要性についての啓発を推進する。

⑩ 率先避難企業の促進

発災時に、企業が中心となり率先して避難行動をとることで、周囲の方々に避難を促す行動への検証や意識づけを積極的に展開する。

⑪ 高圧ガス・火薬類災害予防のための自主保安体制の充実

各事業所における、地震災害時の対応計画等の策定を指導するとともに、対応計画の検証を行う。

〈毎年度、全事業所を指導〉

⑫ 企業の化学物質保有状況調査等の実施

企業における化学物質の保有状況等を調査し把握するとともに、災害時の対処計画の策定を指導する。

⑬ 企業によるリスクコミュニケーションの推進

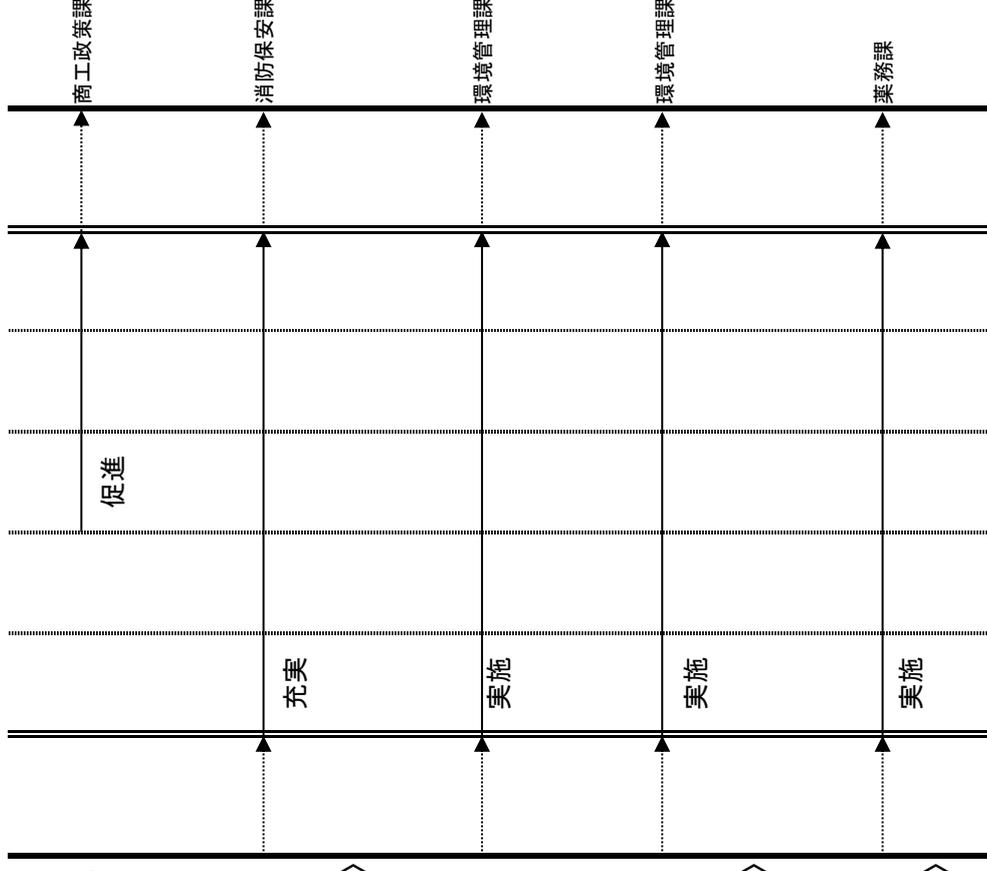
化学物質のリスクについて、企業が行う地域住民との相互理解や意思疎通を図る取り組み(リスクコミュニケーション)に対しての指導・啓発を行う。

〈事業所に対する指導・啓発20件/年〉

⑭ 毒物劇物適正管理の指導・啓発の実施

毒物劇物の取扱・保管管理について指導啓発を行い、2次災害防止を図る。

〈事業所の指導300件/年〉



(2) 農林水産業における防災対策の推進

津波や地盤沈下による農地の冠水・塩害被害を想定した対策の検討を行うとともに、農林水産施設の耐震化や漁村における津波対策のほか、BCP(事業継続計画)の策定等、被災からの早期復旧と業務の継続体制の確保を図ります。

【取り組み】

① 農業版BCP(業務継続計画)の策定

東日本大震災の農業被害を踏まえ、本県においても長期冠水や津波による塩害被害を想定し、本県ブランド産地における早期の営農再開が可能となるよう、農業版BCP(業務継続計画)を策定する。

〈26年度に策定〉

② 除塩対策実証実験の実施

津波による塩害等が想定される地域の早期復旧を図るため、農林水産総合技術支援センターが中心となって、除塩対策実証試験、塩分吸収作物などの新品目の検討、現場対応型土壌診断技術の検討等を行い、農業版BCPの策定に反映する。

〈24～26年度に実施〉

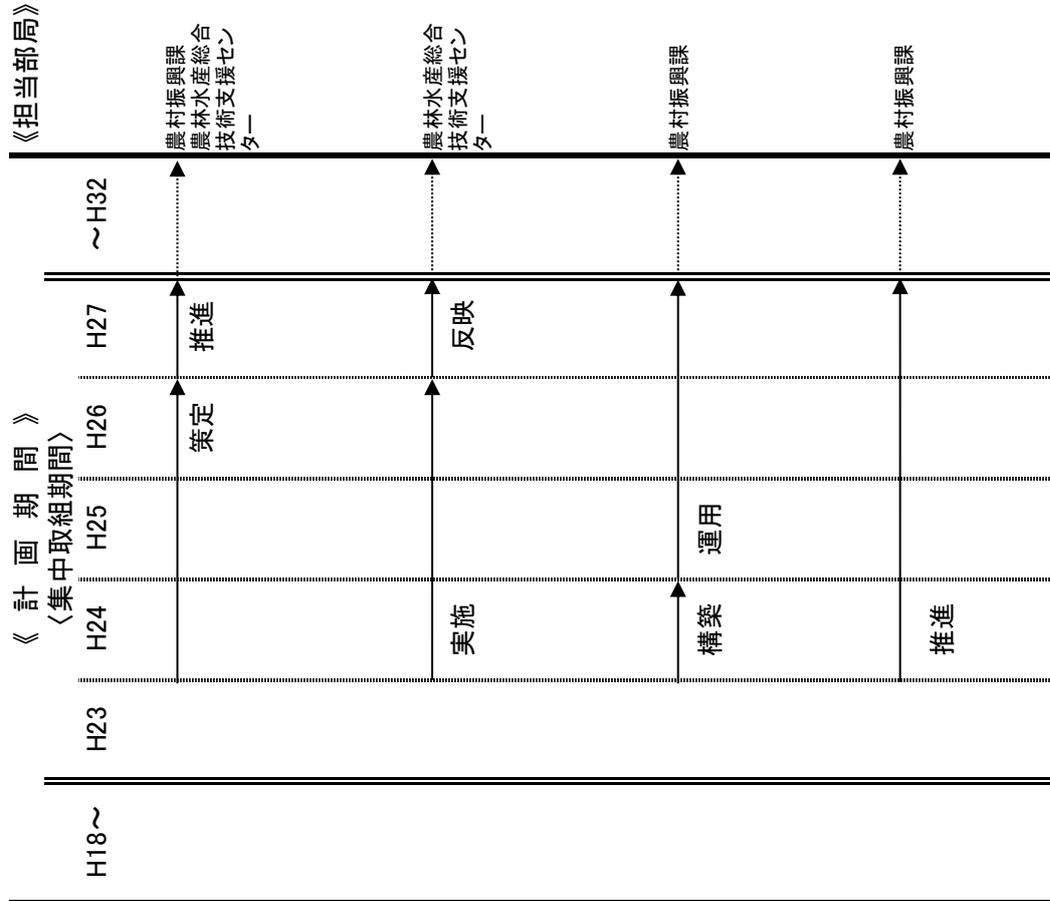
③ GIS(地図情報システム)を用いた「早期災害復旧システム」の構築

地震津波による農地や農業用施設等の被災状況を把握し、早期復旧を図るため、GIS(地図情報システム)を用いた「早期災害復旧システム」の構築を行う。

〈24年度に構築〉

④ 早期排水機能復旧体制の整備

排水施設を管理している土地改良区等の統合整備を推進するとともに、排水機場の復旧に必要な資料のバックアップ等を行うことにより、被災が想定される施設の迅速な復旧、復旧後の運転管理も踏まえた体制整備を推進する。



⑤ 種苗の迅速な供給等、再生産が可能な体制の整備

南海トラフ巨大地震等大規模災害に備え、農林水産物の優良種苗確保や分散管理体制などについて検討する。

⑥ 漁村における「防災・減災力向上施策」に対する支援の実施

漁業集落単位で、漁港や海上での避難行動のルールづくり、水産版BCPの策定、避難施設の整備、情報伝達体制の構築などを柱とする「防災・減災力向上施策」に対する支援を実施する。

⑦ 漁村における津波避難施設の整備、生産施設の耐震化等に対する支援（再

「漁村防災・減災力向上計画」に位置づけられた避難施設（避難路の段差解消、手すりの設置等）の整備や生産・流通施設の耐震化等に対する支援を実施する。

⑧ 農林水産業関係団体におけるBCP(事業継続計画)策定の促進

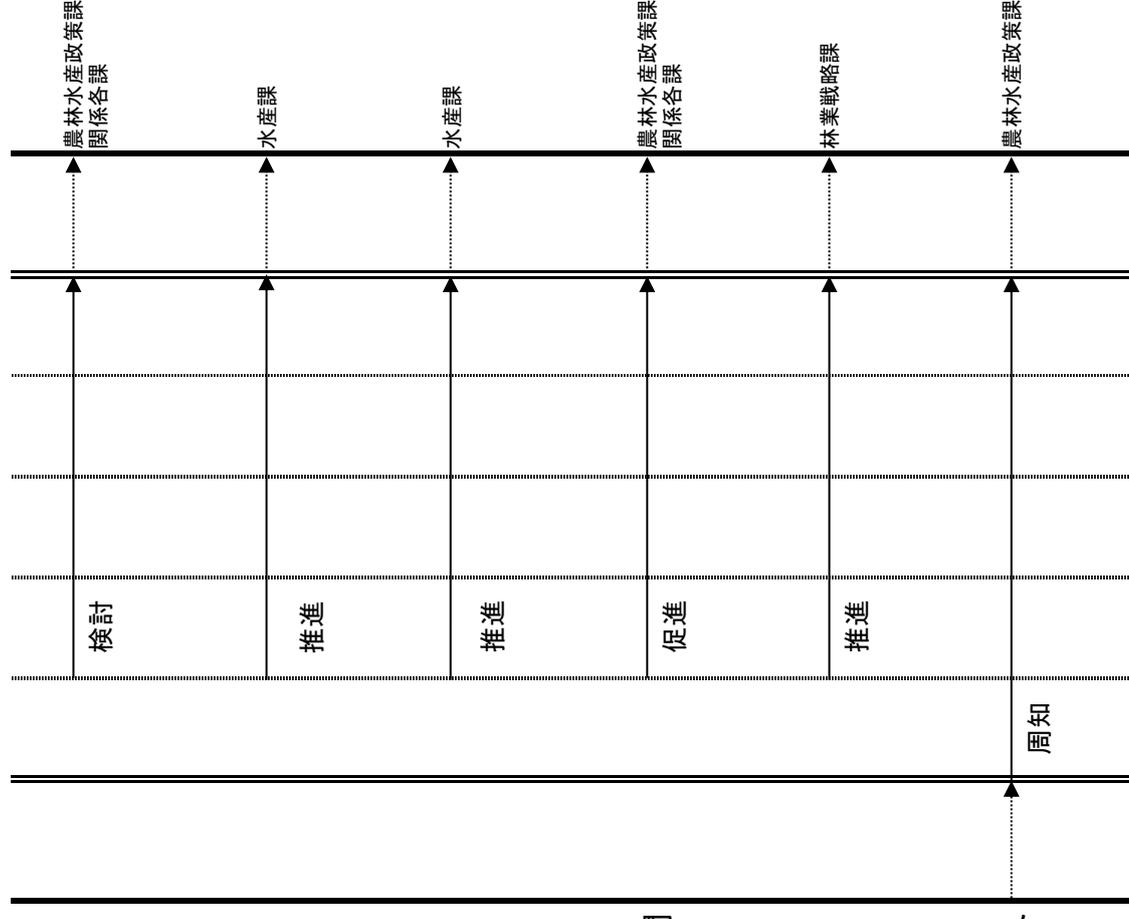
県内各地域における中核的な事業組織体である農業協同組合等、農林水産業関係団体のBCP(事業継続計画)策定を促進する。

⑨ 復興用木材の安定供給・森林災害等の復旧体制整備の推進

応急仮設住宅の供給等に資するMDF合板等木材の安定供給や、森林災害等の復旧作業に不可欠な先進林業機械、木材加工施設等の整備を支援する。

⑩ 被災農林水産業者の経営再建資金制度の周知

被災した県内農林水産業者が早期経営再建を図るための融資制度の周知や各種情報を提供する。



(3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築

太陽光や風力等の「自然エネルギー」の導入を促進し、「一極集中型」から「自立・分散型」への電力供給システムの転換を進めるなど、災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築を推進します。

【取り組み】

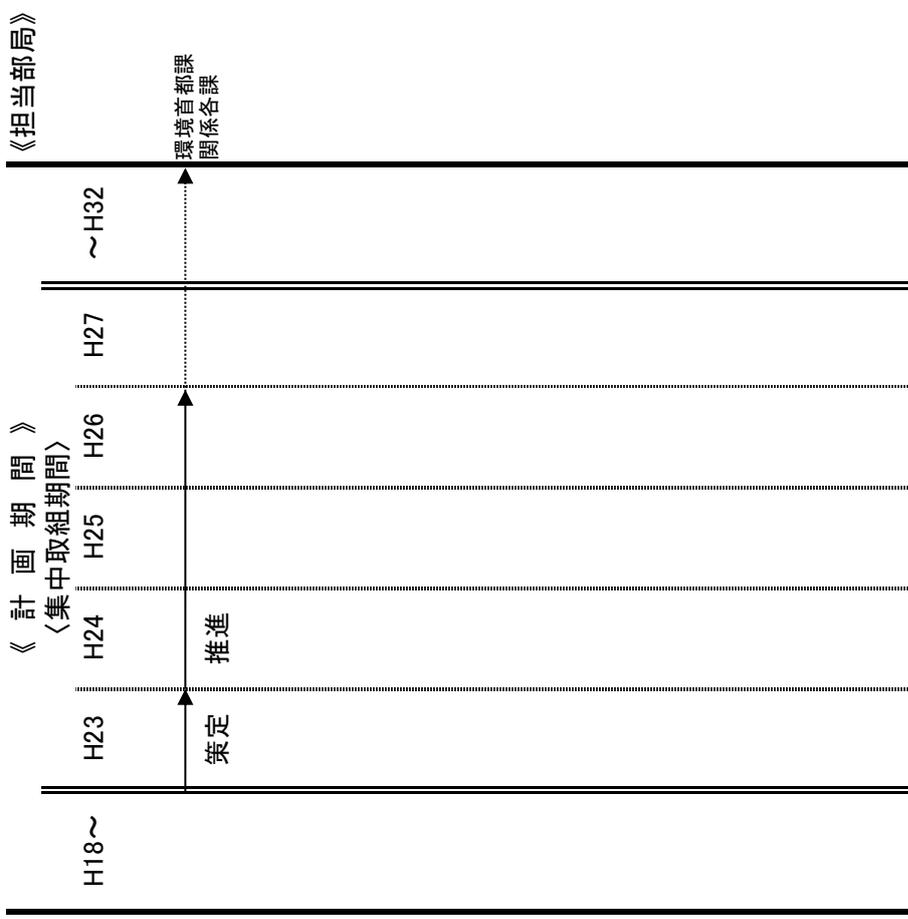
①「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」の策定・推進

自然エネルギーの導入を促進し、災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築を推進する「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」を策定し、戦略プロジェクトを展開する。

〈23年度に策定〉

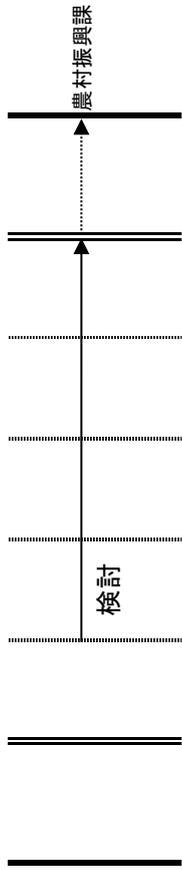
【戦略プロジェクト：災害に強いまちづくりプロジェクト】

- 1 「災害に強いまちづくり」を計画的に推進
 - (1) 「災害に強いまちづくり」の計画を策定
 - (2) 「県防災拠点施設」の機能強化
 - (3) 「先駆的・モデル的な取り組み」を推進
 - (4) 災害に強い「電気自動車」の導入促進
 - (5) 「啓発活動」の展開
- 2 「市町村防災拠点施設の整備」を支援
 - (1) 「防災拠点の整備」を支援
 - (2) 「災害に強いまちづくり」をサポート
- 3 災害時に必要な「民間施設の整備」を支援
 - (1) 機能を保持すべき「民間施設の整備」を支援
 - (2) 災害に強い「発電施設の整備」を支援
- 4 次世代送配電網「スマートグリッド」の推進
 - (1) 「スマートグリッド」の研究
 - (2) 「スマートコミュニティ」の推進



②自然エネルギーによる農業水利施設等への電源確保の検討

自然エネルギーを利用し、農業施設の維持管理費の軽減を図るとともに、災害による停電時に農業水利施設等への電力供給を行うため、必要な調査を実施する。



V 復興まちづくりの検討

(1) 復興まちづくりの検討

南海トラフ巨大地震等大規模地震が発生した場合、全県にわたり甚大な被害をもたらすことが想定されます。このため、東日本大震災の被災自治体の取り組みを参考に、復興計画の検討項目の洗い出しや策定手順を明らかにすることにより、復興に早期着手するための取り組みを進めます。

【取り組み】

① 東日本大震災の被災自治体の復興計画等の情報収集・分析

被災地の自治体が策定する「復興計画」の内容や計画策定までの経過、手法等の情報を収集・分析する。

② 南海トラフ巨大地震を想定した早期復興のための検討

被災地の自治体から得られる復興に関する教訓や課題を踏まえ、本県における南海トラフ巨大地震を想定した復興計画の検討項目や策定手順、復興のための組織等体制などについて検討を行い、「復興計画策定指針」を取りまとめる。

〈26年度までに取りまとめ〉

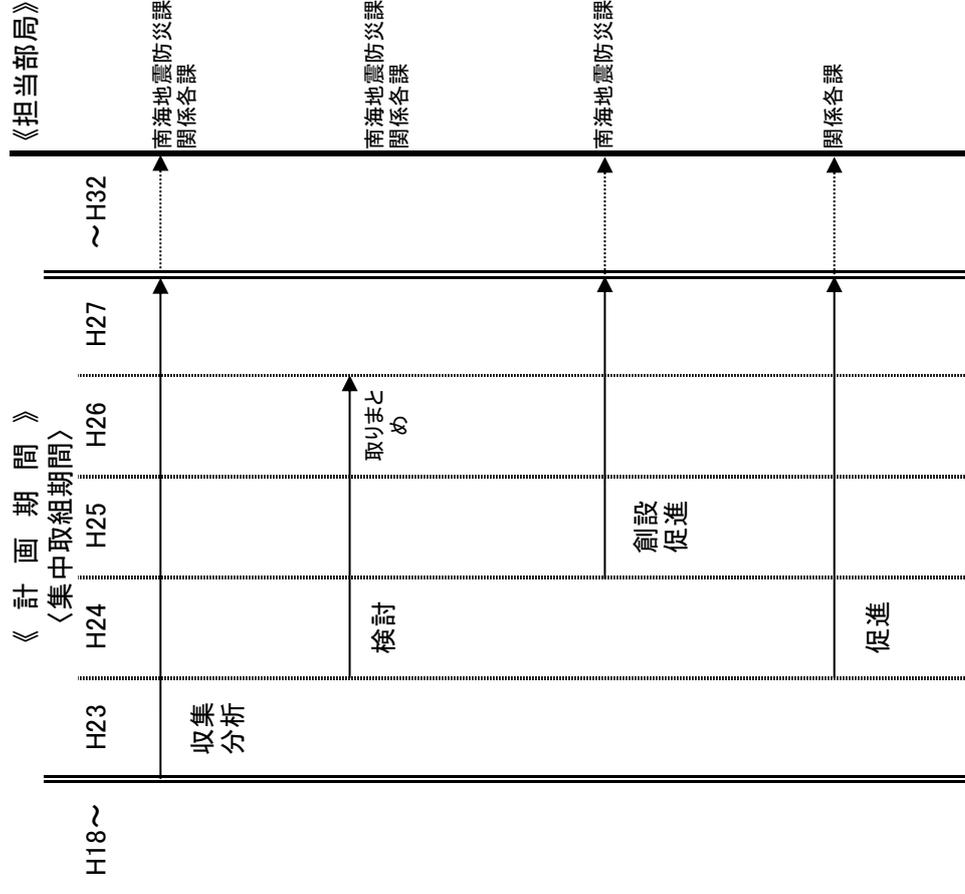
③ 事前復興計画の策定の促進

震災からの復旧及び復興を計画的かつ円滑に推進するため、市町村の事前復興計画の策定を促進する。

〈H25年度に「事前復興計画策定に関する支援制度」を創設〉

④ 各分野の関係機関・団体等における、復興のための検討の促進

医療・福祉をはじめ、商工業、農林水産業、建設業など、各分野を代表する関係機関・団体等において、南海トラフ巨大地震で被災した際の迅速な復興に向けた検討を促進する。



⑤地籍調査の推進

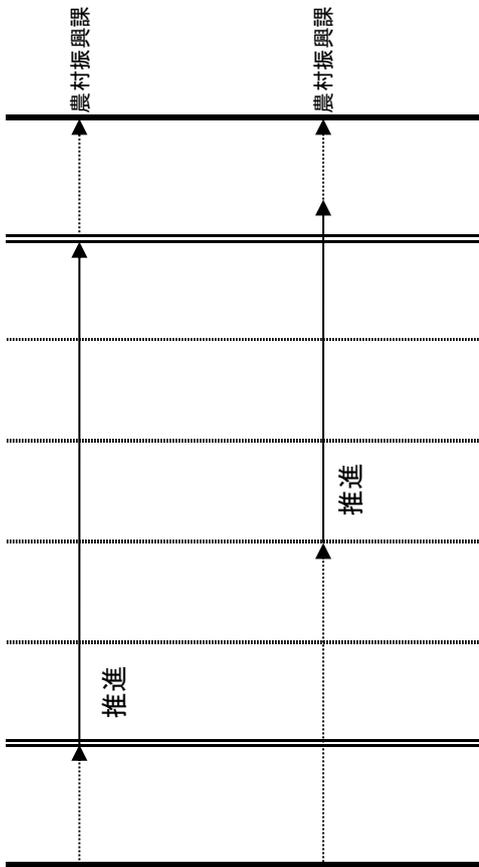
震災等の大規模災害に備え、土地の境界を正確に復元にでき、迅速な復興が可能となるよう、地籍調査を推進する。

〈H22:22市町村 → 25年度までに全市町村で実施〉
〈H22:29% → 27年度までに進捗率35%〉

○津波浸水想定区域及び中央構造線活断層帯上の地域の地籍調査の推進

特に、津波浸水想定区域及び中央構造線活断層帯上の調査未了地域の地籍調査を重点的に推進する。

〈H24:104km²→28年度までに129km²実施〉



「とくしまー0（ゼロ）作戦」地震対策行動計画
（徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画）

編集・発行 徳島県危機管理部南海地震防災課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2297
ファクシミリ 088-621-2849
E-Mail nankaijishinbousaika@pref.tokushima.lg.jp
